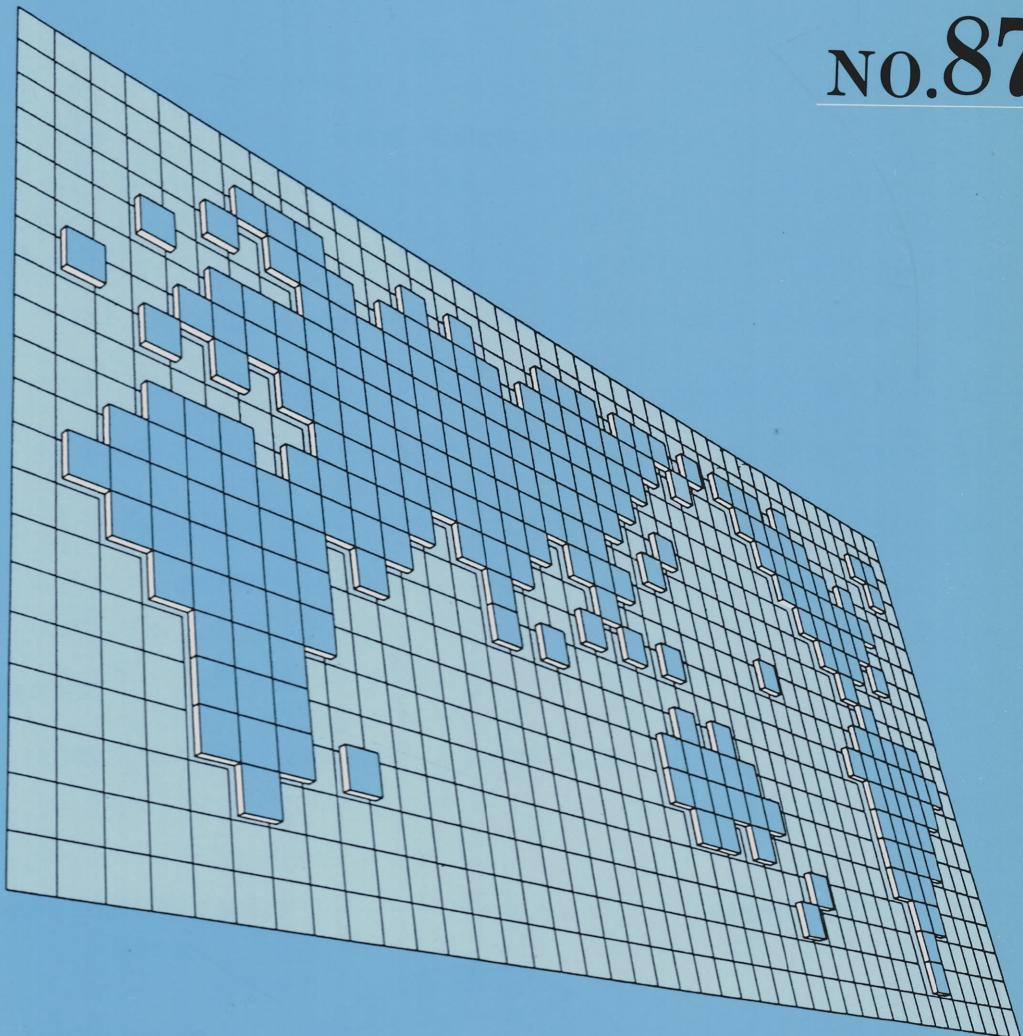


海外社会保障情報

Overseas Social Security News

Summer 1989

no.87



The Social Development Research Institute

社会保障研究所

アメリカの税制改革と社会保障

関西学院大学教授 林 宜嗣

要 旨

アメリカは1983年に社会保障制度の改革を実施し、その中で個人所得税の公的年金給付一部課税を取り入れた。これは、年金財政の危機を解決することを主たる目的としたものであるが、公的年金と企業年金との間の課税上のアンバランスを解消するものでもあった。

社会保障制度の改革に統いて、1986年にはほぼ30年ぶりに税制の抜本的改革が実現した。改革は課税ベースの拡大と税率の引下げを行うことによって、アメリカ経済のパフォーマンスを増大させようとするものであった。

したがって、社会保障制度と直接的な関連を持つものではないが、アメリカ国民の老後保障において重要な役割を果たしている、個人年金(IRA)および企業年金(401プラン(k))への拠出の非課税措置が個人所得税改革の中で見直しの対象とされた。また、課税最低限と、低所得勤労者の救済措置として存在する勤労所得税額控除の引上げを行ったことは、貧困と個人所得税の関係を見直すものであった。

改革では「税負担中立性」が意図されたが、個人所得税減税と法人所得税増税を組み合わせた再分配効果は中立的なものではなく、しかも、法人税の帰着の設定の仕方によって異なった結

果をもたらすことに留意すべきである。

I はじめに

アメリカでは、1983年に社会保障連邦法が改正され、医療・年金制度の大規模な改革が実現した。その結果、医療費の抑制効果や、年金面でもOASI信託基金の赤字が解消するといった財政効果があらわれている。

こうした社会保障制度の改革に統いて、1986年10月には、レーガン大統領の強力な指導のもとに税制の抜本的な改革が実現した。この改革は1954年に内国歳入法典が全面的に書き換えられて以来、実に30年ぶりのものであった。そこでは、過去30年にわたる税制改正の過程で生じた数多くの租税特別措置を廃止することによって税制の不公平を排除し、同時に税率を引下げることによってアメリカ経済のパフォーマンスを増大する、という筋書きが立てられたのである。

1986年の税制改革(以下、86年改革とする)は社会保障の負担・給付に直接関係するものではない。それはサプライサイド経済学の立場から、勤労意欲をはじめとする各種インセンティブの促進や税制が持つ歪みの解消を主たる目的とするものであった。そして所得分配に関しては、86年改革に先だって発表された『公正、簡

素および経済成長のための税制改革』と題する財務省報告は、税制改革の実現性を高めるために個人所得税の「税負担中立性」という考え方を前面に打ち出している。

とはいっても、86年改革は私的年金を通じた老後保障のあり方、低所得勤労者への税制上の配慮についての見直しを行っており、また、政策的な意図の有無にかかわりなく、所得階層別の税負担分布を変更することを通じて所得分配に影響を及ぼしている¹⁾。

II 年金課税の改革

1. 1983年の社会保障改革と公的年金課税

一般財源による補填を行っている国が多い中で、アメリカは、公的年金制度である OASDI が原則として独立採算であり、もっぱら保険料（社会保障税）と基金の運用収入に依存する数少ない国であった。ところが、基金財政が悪化したことによって、1983年には歴史的にも、もっとも重要なものの一つであるといわれる社会保障制度の改革が行われた。

改革は制度適用対象、受給年齢など広範囲にわたるものであったが、財源調達に関しては、第1に社会保障税率の引上げ²⁾、第2に給付金の一部所得税課税と課税相当分の信託基金への投入が実施された。こうして、所得税制においても重要な課題である年金課税が社会保障制度改革の枠組みの中で実施されたのである。

アメリカの公的年金課税は、拠出面では、①事業主負担分は被用者に対する追加的給与とみなされず、全額を事業主の損金に算入し、②被用者負担分および自営業者負担分は所得から全く控除しないこととされている。他方、給付面は、従来から老齢年金、遺族年金、障害年金に

ついて個人所得税が非課税とされていた。

しかし1983年の社会保障制度改革において、賃金、利子、非法人の営業利潤などから成る調整総所得 (adjusted gross income。以下、AGI とする。) に公的年金給付の半額および非課税扱いの利子を合計した金額が、夫婦については3,200ドル（独身については2,500ドル）を超過する場合、

- ① その超過額が年金給付額を下回る者は、超過額の2分の1、
 - ② その超過額が年金給付額以上の者は、年金給付額の2分の1、
- を他の所得と総合して課税するという、給付金の一部課税制度が取り入れられた。

この給付金一部課税制度は公的年金財政の健全化を図ることに第1の目的があったことは否定できない³⁾。しかしながら、これを個人所得税の改革という観点からも、とらえることができる。つまり、公的年金に関しては給付が非課税扱いであるために、事業主負担分が課税から免れている。これに対して企業年金の場合には、拠出面の取扱いはおむね公的年金と同じであるが、給付面で本人拠出相当分を除く全額が個人所得税の課税対象に含められることによって事業主負担分が課税されるのである。公的年金給付の一部課税はこのような企業年金課税との間のアンバランスを解消するために必要とされる⁴⁾。

2. 個人年金課税の改正

2.1 改正の理由と経緯

アメリカの老後保障においては、OASDI の他に、個人年金である個人退職勘定 (IRA) と企業年金が重要な役割を果たしている。そして、これらの老後貯蓄を奨励するために、拠出非課

税などの税制上の優遇措置がとられてきた。86年改革では、課税ベースの拡大という一連の個人所得税改革の枠組みにおいて、これらの私的年金に対する優遇措置の見直しが実施された。

個人年金である IRA については、その拠出を所得控除するとともに、積立金の運用収益は、発生時には個人所得税が課税されず、拠出金の引出し時に通常の所得として課税されるという仕組みがとられていた。

1981年には「経済復興租税法(ERTA)」に基づく第一次レーガン税制改革が実施されたが、この改革はサプライサイド経済学をよりどころに、貯蓄・投資両面の特別措置を通じて経済成長を促進することに重点を置くものであった。そこで、貯蓄をさらに奨励するために IRA への拠出に係る所得控除が拡大された。

その後アメリカは大幅な財政赤字に見舞われ、レーガン大統領は財務省に、公正・簡素および経済成長のための税制改革プログラムの提出を求め、1984年に財務省報告が提出された。財務省報告の基本戦略は各種の税制上の優遇措置を廃止することによって、課税ベースを拡大するとともに、税率を引き下げるというものであった。そこには、税制は経済活動にできるかぎり中立的であるべきだという哲学が背景として存在し、個人所得税に関しては包括所得税が望ましいとする立場がとられた。

にもかかわらず、IRA への拠出の所得控除については財務省報告はきわめて好意的であり、第1に、本人の控除限度額を現行の2,000ドルから2,500ドルに引き上げる、第2に、専業主婦をもつ世帯への配慮から、配偶者の控除限度額を現行の250ドルから本人と同額の2,500ドルに引き上げること、を提案した。IRA への拠出の税制上の優遇措置は、財務省も認めている

ように「支出税」の論理であるが、支出税の短所を取り除きながら、資本蓄積の促進という支出税の利点を利用しようとしたのである。

しかし、IRA への拠出の優遇措置を継続させることに対しては、第1に、優遇措置は資産選択を歪めるとともに、利子が所得控除されるような種類の借金をし、その金を IRA に拠出することによって利ざやを稼ぐことが可能になる、第2に、IRA への貯蓄の大半は優遇措置がなくても行われるものであり、したがって、優遇措置に貯蓄促進効果を期待することはできない、という批判が出された。

このような批判を受けたこともあるって、1985年の大統領案は、IRA への拠出の控除限度額として、本人・配偶者ともに財務省報告の額を500ドル削減する形で提出された。しかし、この提案に対する議会の反応は厳しく、最終的に IRA への拠出の控除限度額はつきのような形で決着をみたのである。

- ① 企業年金にカバーされていない者、また、企業年金に加入しているが IRA への拠出控除前の AGI が25,000ドルに達しない独身納税者および40,000ドルに達しない夫婦については、現行通り本人2,000ドル、配偶者250ドルとする、
- ② AGI が25,000～35,000ドルの独身者については IRA への拠出の一部を所得控除する、
- ③ AGI が35,000ドルを上回る独身者、あるいは50,000ドルを超える夫婦の場合には優遇措置を認めない。

このように、IRA への拠出控除は廃止されなかったものの、財務省報告、大統領提案に比べてかなり制限されたものとなつたのである。

2.2 IRA と貯蓄奨励

IRA への拠出控除に所得制限を設けたこと

が老後貯蓄にどのような影響を及ぼすだろうか。これに関しては、それほど大きな影響はないとする考え方がある⁵⁾。

第1の根拠は、所得制限にひっかかるのは IRA 加入者 の一部にすぎないというものである。つまり、雇用者給付研究協会 (EBRI) の1986年の調査によると、所得控除が認められなくなるのは加入者全体の15%，所得控除の一部制限が適用されるのは全体の12%にすぎない。第2の根拠は、新法下においても IRA の運用収益の課税延期制度は存続するというところにある。このことは、所得制限によって IRA の拠出控除が認められない従業者であっても、依然として IRA への拠出が他の一般の預金に比べて有利であることを意味している。

たとえば、1ドルの勤労所得が、利子が課税される預金に向けられるならば、1ドルの預金の退職時の価値 V_{tax} は、

$$V_{tax} = (1-t_0)e^{[(1-t_0)i-\pi]T}$$

となる。ただし、 t_0 は現役時の限界税率、 i は名目限界税率、 π はインフレ率、 T は退職時までの期間を表している。これに対して、IRAに拠出した1ドルは、 t_r を退職時の限界税率とすると、

$$V_{IRA} = (1-t_r)e^{(i-\pi)T}$$

となる。

このように、運用収益が課税延期される IRA に拠出した場合には、発生時に収益が課税される預金の場合に比べて、第1に、IRA の運用収益は現役時代に適用される所得税の限界税率よりも一般的に低いと考えられる退職後の限界税率で課税される、第2に、IRA の場合は課税前収益が複利計算で増加するのに対して、他の課税資産の場合は税引き後の収益が複利計算される、という理由によって有利なのである⁶⁾。

3. 企業年金の課税延期措置

アメリカの多くの企業はまた、給与繰延べ制度である 401 プラン (k) を導入している。これは、従業員が税引き前の給与・ボーナスなどから一定金額の拠出を選択することによって、財形貯蓄として一定の限度内において個人所得税の繰延べが認められるというものであり、内国歳入法 (IRC) 401 (k) 条に由来しているものであるところから、それがそのまま名称として用いられている。

貯蓄を非課税とし、引出し時に課税されることから、IRA への拠出と同様、一般の預金に比べて税制上有利に取り扱われることになるため、401 プラン (k) を導入している企業の従業員と導入していない企業の従業員との間に税制上の取扱いの不公平が発生することになる。財務省報告は、このような不公平を回避するために、前述のように IRA 拠出の非課税限度額の引き上げを提案するとともに、現行の 401 プラン (k) の廃止を提案した。

その結果、86年改革ではそれまで30,000ドルないしは給与の25%の大きい方とされていた 401 プラン (k) への拠出限度額は、年間7,000ドルに引き下げられた。しかし、401 プラン (k) そのものは存続させたために、不公平は依然として残されている⁷⁾。

III 貧困と個人所得税改革

1. 課税最低限の引上げ

アメリカの個人所得税の課税最低限は、人的控除と概算控除 (standard deduction) から構成されている。このうち概算控除については、住宅ローン利子のような控除項目を個別に書き

上げる項目別控除 (itemized deduction) を選択することもでき、高所得層の多くは項目別控除を選択している。

86年改革では、次のように人的控除と概算控除の水準が引き上げられた。

	改革前	改革後
人的控除	1,080 ドル	1,950 ドル (1988年) 2,000 " (1989年)
概算控除		
共同申告	3,670 "	5,000 " (1988年)
独身世帯主	2,480 "	4,400 " (1988年)
独身	2,480 "	3,000 " (1988年)

その結果、夫婦子供2人の共同申告書を提出する世帯の場合、課税最低限は改革前の7,990ドルから12,800ドルへと、ほぼ2倍に引き上げられた⁸⁾。

このような課税最低限の大幅な引上げによって、改革前に比べて約600万の納税者が納税義務を免れることになった。しかし、1973年には貧困線所得水準にはば一致していた課税最低限は、1986年には貧困線所得の約3分の2の水準にまで低下しており、86年改革による課税最低限の引上げは、したがって物価調整減税を実施したにすぎないと見ることもできるのである⁹⁾。

なお、1989年から人的控除のインフレ調整が再開されるために、貧困者は今後も納税義務を負う必要はなくなった。

2. 低所得勤労者に対する配慮

アメリカの個人所得税には低所得勤労者への税制上の救済措置として、1975年の減税法以来「勤労所得税額控除」制度が導入されている。この制度は、勤労所得の一定割合を個人所得税から税額控除するものである。ただし、勤労所得がある一定の水準 (a) に達すると、税額控

除額は超過所得 (= 実際の勤労所得 - a) の一定割合ずつ減額され、その結果、所得が一定の水準に達した時点で税額控除は消滅する。

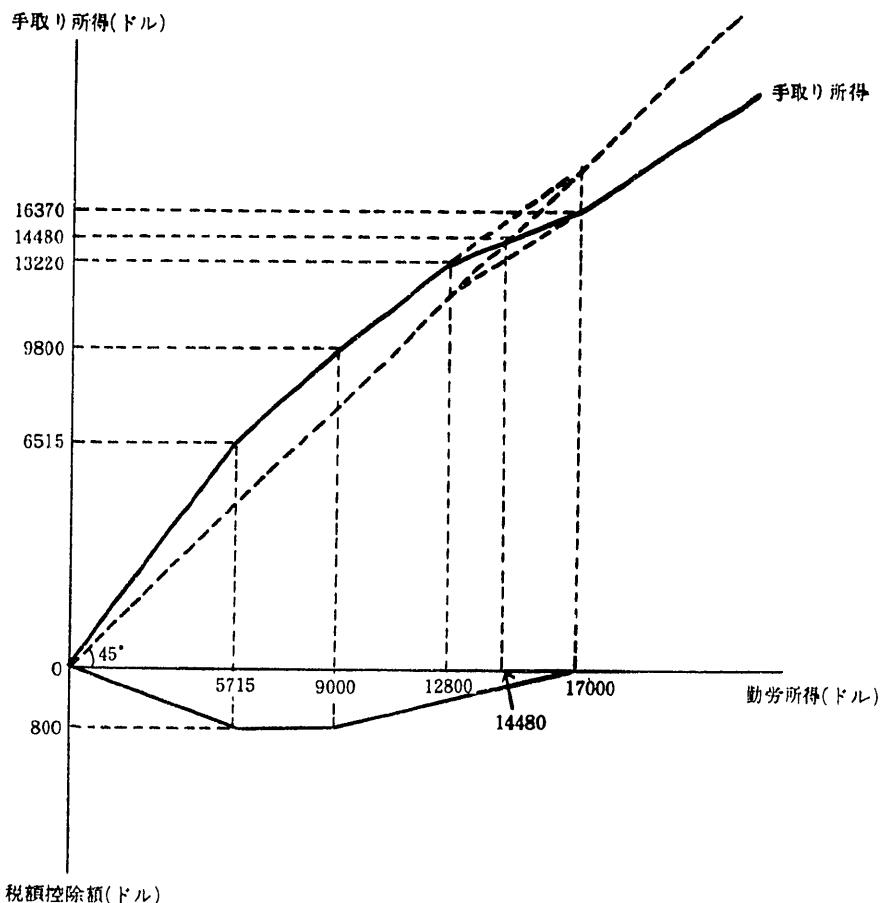
この勤労所得税額控除制度で特筆すべき点は、税額控除額が個人所得税の負担額を超過した場合には、その超過分が還付されることである。つまり勤労所得税額控除は「負の所得税」(negative income tax) への第一歩であるといえる。

改革前には、AGI が6,500 ドル以下の場合、勤労所得の11%に相当する税額控除を受けることができた。ただし、税額控除は550 ドルで頭打ちとなり、AGI が6,500 ドルを超えると税額控除は削減され、11,000 ドルで消滅する仕組みであった。86年改革では、AGI が9,000 ドル以下の場合、勤労所得の14%に相当する税額控除が受けられるようになった。ただし、税額控除は800 ドルで頭打ちとなり、AGI が9,000 ドルを超えると税額控除は超過 AGI の10%の率で削減され、17,000 ドルで消滅する、というように改正された。

たとえば夫婦子供2人の標準世帯（共同申告書提出）の場合、図1に示したように、

勤労所得5,714 ドル以下	勤労所得 × 14% の税額控除
5,715～ 8,999 ドル	800 ドルの税額控除 (課税無し)
9,000～ 12,800 ドル	(勤労所得 - 9,000 ドル) の 10% の税額控除削減 (限界税率が10% ということ)
12,800～ 17,000 ドル	税額控除の削減 + 通常の 所得税課税 (限界税率が 25% ということ ¹⁰⁾)
17,000 ドル～	税額控除は無し。通常の

図1 勤労所得税額控除と手取り所得
(夫婦子供2人で、共同申告書提出者のケース)



注) 分かりやすくするために、縦軸の税額控除額および個人所得税負担額は拡大して表示している。

所得税が課税) 限界税率
は再び15%に)

となる。したがって、収支分岐点（税額控除と個人所得税納税額とが等しくなる所得水準）は14,480ドルとなり、これが勤労所得税額控除を考慮した場合の課税最低限となる。また、税額控除の頭打ち額および削減の始まる所得水準はインフレ調整されることになった。

すでに述べたように、勤労所得税額控除は「負の所得税」への第一歩であり、これは社会保障制度改革の問題であるとともに、個人所得税を負の領域にまで拡大することによって税制の累進度を高める効果を持っている。

しかしながら、この制度は勤労所得者で扶養

家族を持つ低所得世帯にのみ適用され、年金などの不労所得に頼って生活する多くの低所得世帯は恩恵にあずかるとはできない。その意味では勤労所得税額控除制度は貧困対策としての完全な負の所得税とは言えず、低所得勤労者の勤労意欲を促進するための補助金とみなすこともできる¹¹⁾。

IV 税制改革と所得再分配

1. 個人所得税改革の再分配効果

個人所得税はその負担分布を通じて直接的な所得再分配効果を発揮する。86年改革において実施された、①税率表のフラット化、②課税ペ

表1 個人所得税改革による負担増減の所得階層別分布(1988年)

所得階層 (AGI)	課税ベースの拡大	税率表のフラット化	課税最低限の引上げ
0～10,000ドル未満	0.7%	3.1%	-7.2%
10,000～20,000 "	3.6	7.5	-24.0
20,000～30,000 "	7.9	—	-24.8
30,000～50,000 "	23.7	-20.7	-35.5
50,000～100,000 "	30.1	-33.0	—
100,000ドル以上	34.0	-57.3	-9.2
合 計	100.0	-100.0	-100.0

出所) Musgrave (1987)

ースの拡大、③課税最低限の引上げ、は個人所得税負担の所得階層別分布に影響を及ぼしていると考えられる。

このうち税率表の改正に関しては、改革前の14段階の税率表が、15%，28%の2段階にフラット化された。ところが、これでは高額所得者にも15%の税率表が適用され、税負担が大きく軽減されることになる。そこで、15%の税率適用による高所得層の負担軽減を抑えるために、一定範囲の課税所得（共同申告書を提出する夫婦の場合には7万1,900～14万9,250ドルの範囲）には5%の付加税が適用されることになった。これによって、実際の税率表は、15, 28, 33, 28の4段階となる。しかし、税率表のフラット化が高所得層に有利に作用することに変わりはない。

課税ベースの拡大については、改革前の長期キャピタル・ゲインの60%非課税の廃止、消費者ローン利子控除の廃止といった項目別控除の見直しによって、高所得層に負担を課すことになる。

課税最低限の引上げと前述の勤労所得税額控除の引上げは低所得層の負担を軽減することになる。しかし、課税最低限の引上げは同時に高所得層の負担をも軽減することになるため、課税所得が14万9,250ドルを超える高額所得者に

表2 個人所得税負担の変化(1988年)

所 得 階 層	変 化 率
0～10,000ドル未満	-65.7%
10,000～20,000 "	-22.3
20,000～30,000 "	-9.8
30,000～40,000 "	-7.7
40,000～50,000 "	-9.1
50,000～75,000 "	-1.7
75,000～100,000 "	-1.0
100,000～200,000 "	-2.4
200,000ドル以上	-2.3
合 計	-6.3

出所) Joint Committee on Taxation

については、課税所得に対する税額の割合がつねに28%になるように人的控除が段階的に削減され、一定の水準（共同申告書提出の場合は19万7,930ドルの水準）のところで、人的控除は完全に取り除かれる、という仕組みが取り入れられた。

表1は所得税改革による負担の増減の所得階層別分布を改革の主要項目別に見たものである。課税最低限の引上げによる利益は主として低所得層に及んでいるが、税率のフラット化の利益は中高所得層に集中している。しかし、税率のフラット化による負担減は課税ベースの拡大による負担増によって相殺される。

以上の諸効果を統合する形で所得税改革の再分配効果が發揮されるが、表2に示したように、

個人所得税はすべての階層にわたって減税となっている。このため、個人所得税全体では14億ドル以上の大幅な減税となった。

2. 税制改革全体の再分配効果

86年改革の分配効果を個人所得税に限ってみた場合には、上で見たようにすべての階層にわたって減税となる。しかし、財務省案から両院合意案に至る税制改革案は、個人所得税減税、法人所得税増税により税収中立性を確保する点で共通していた。法人所得税の負担も最終的にはいずれかの個人に帰着するはずであり、税制改革の分配効果は改革全体の効果としてとらえる必要がある¹²⁾。

表3は法人所得税の増税を含めた税制改革全体の効果を所得階層別に見たものである。この計測は、法人税が資本に帰着するという仮定を設けたために、法人所得税の増税によって税負担の累進性は強化されている¹³⁾。

しかしながら、86年改革のように、税負担が

表3 個人・法人所得税の改革にともなう税負担の変化

所得階層	変 化 率	
	個人・法人 所得税負担	連邦税全体 の負担
第1分位	-44%	-16%
2	-32	-11
3	-24	-10
4	-16	-7
5	-12	-6
6	-8	-4
7	-7	-4
8	-6	-3
9	-6	-4
10	+3	+2
最高 5 %	+4	+3
最高 1 %	+5	+5

出所) Pechman (1987)

注) 1985年ベース。

個人から法人にシフトする場合、法人税の帰着仮説の設定のしかたによって分配効果は大きく変わってくる。ところが、財政学者の間では、法人税の帰着に決着を見ていないのが現状である。法人税の帰着に関する代替的な仮説の下で分配効果が計測され、その情報が税制改革の審議の際に提供されていたならば、改革の内容も異なったものになっていたかもしれない¹⁴⁾。

V むすび

1986年に実施されたアメリカの税制改革は、社会保障制度と直接の関連を持つものではない。しかし、課税ベース拡大の方向のなかで、アメリカ国民の老後保障において重要な役割を果たしている個人年金および企業年金の拠出に関する税の優遇措置の見直しが行われた。また、課税最低限の引上げと勤労所得税額控除の引上げによって貧困者の税負担の軽減も図られている。

今回の税制改革を再分配効果の観点からとらえてみると、個人所得税から法人税への負担のシフトによって所得分配には中立的でない影響をもたらしたものの、基本的には「税負担の中立性」が意図されたものであった。このような旧法の負担配分を前提とした税制改革に対して Musgrave (1987) は次のような異論を唱えている。

つまり、優遇措置によって課税ベースが侵食されていたとするなら、その抜け穴を防ぐことによって、旧法の税率表が持つ累進性を復活させることこそ必要ではなかったか。抜け穴によって弱められた累進度を前提として、それに中立的な改革を行うことは、過去の抜け穴の存在をむしろ容認したことになる。

要するに、1986年の税制改革では、どのよう

な累進度が望ましいかについての政治的な議論は展開されなかったのである¹⁵⁾。

最後に付加価値税の導入について簡単にふれておこう。1984年の財務省報告は課税ベースの広い間接税としては付加価値税がもっとも望ましいとしながらも、逆進性と徴税コストの増大を主たる理由として、導入には否定的な結論を下し、86年改革では付加価値税の導入は見送られた。しかし、リベラル派を中心として、社会保障や福祉プログラムなどの歳出を削減することなく、アメリカがかえる巨額の財政赤字を削減するためには付加価値税の導入が必要であるとする声も強いものがある。連邦段階での付加価値税導入の是非をめぐって、今後議論が展開される可能性は残されている¹⁶⁾。

注

- 1) 86年改革や財務省報告の内容については、たとえば橋本（1987）や藤田（1987）などで詳細な紹介がなされている。
- 2) 社会保障税率は、1984年1月から、雇主・雇用者各5.4%が5.7%に、自営業者8.05%が11.4%に引き上げられた。
- 3) OASI 信託基金は1982年11月と12月に給付不足分として総額175億ドルにのぼる基金間融資を受けていたが、1986年4月には赤字を完済している。
- 4) Chernick and Reschovsky (1985) を参照。
- 5) Hausman and Poterba (1987) pp. 109-16を参照。
- 6) 現役時に33%の限界税率が適用され、所得控除の所得制限を上回るが、退職後には15%の限界税率が適用される人にとっては、退職前に30年間拠出すれば、他の預金に比べて、退職時には1.97倍の価値になる。また、退職後も、現役時と同様に33%の限界税率が適用される人であっても、IRAは他の預金よりも70%高い価値になる。
- 7) 課税延期対象繰延べ給与限度額の引下げによって貯蓄（給与の繰延べ）が減少することが予想される。しかし、86年改革によってIRAへの拠出の非課税限度額が制限されたことにともなって、貯蓄が401プラン（k）にシフトする可能性を考

慮すると、貯蓄への影響はそれほど大きいものではないかもしない。

- 8) ただし、アメリカの場合、扶養家族を持つ低所得労働者に対する救済措置として後述する「勤労所得税額控除」を認めていたために、課税最低限の水準は単純に人的控除と概算控除（項目別控除）の合計とはならない。したがって、この値は勤労所得税額控除適用前のものである。
- 9) Musgrave (1987) p. 61.
- 10) AGIが課税最低限の12,800ドルを超えると、税額控除の削減率（10%）に加えて所得税の限界税率（改正後15%）が適用され、両者を合計すると限界税率は25%となる。
- 11) 扶養家族があり、しかも配偶者が働いていない年収5,000ドルの労働者世帯の場合、所得税の限界税率はゼロであるから、追加的に働いて1ドルを稼げば、手取りは1.14ドル増加する。
- 12) 財務省報告では所得階層間での税負担配分の中立性がうたわれていた。
- 13) Aaron (1986) の計測によると、法人税の増税が個人に帰着することを仮定すれば、5万ドル以上の階層では増税、それ以下の階層では減税となる。
- 14) この点に関して、Buchanan (1987) は86年改革を支持した納税者は、税制改革がもたらす負担の所得階層別分布（とくに法人税の負担）や経済効果について正しい情報を持っていたかどうかという疑問を投げかけている。
- 15) McLure and Zodrow (1987) は今回の改革が意図した「税負担の中立性」に関しては、むしろ税負担配分を変えるというきわめて政治的な問題にかかわることなく、課税ベースの拡大にともなう技術的問題を解決するための戦術であったと評している。
- 16) 最近のアメリカにおける間接税論議については前田（1988）に詳しい。

参考文献

- 1) Aaron H. J. (1986), "The Impossible Dream Comes True," in J. A. Pechman ed., *Tax Reform and U. S. Economy*, The Brookings Institution.
- 2) Buchanan J. M. (1987), "Tax Reform as Political Choice," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 29-35.

- 3) Chernick H., and A. Reschovsky (1985), "The Taxation of Social Security," *National Tax Journal*, Vol. 38, No. 2, June, pp. 141~52.
- 4) 橋本恭之(1987)「アメリカの税制改革」橋本徹・山本栄一編『日本型税制改革』有斐閣。
- 5) Hausman J. A., and J. M. Poterba (1987), "Household Behavior and the Tax Reform Act of 1986," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 101~19.
- 6) 藤田 晴 (1987)『税制改革 その軌跡と展望』税務経理協会。
- 7) 前田高志 (1988) 「最近のアメリカにおける間接税改革論」『租税研究』第467号, 48~55頁。
- 8) McLure C. E., and G. R. Zodrow (1987), "Treasury I and the Tax Reform Act of 1986: The Economic and Politics of Tax Reform," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 37~58.
- 9) Musgrave R. A. (1987), "Short of Euphoria," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 59~71.
-----, and P. B. Musgrave (1984), *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw-Hill (木下和夫監修, 大阪大学財政研究会訳『マスグレイヴ財政学II』有斐閣)。
- 10) OECD (1988), *Reforming Public Pensions*.
- 11) Pechman J. A. (1987), "Tax Reform: Theory and Practice," *Economic Perspectives*, Vol. 1, No. 1, Summer, pp. 11~28.
- 12) U. S. Department of the Treasury (1984), *Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth*.

(はやし よしつぐ*)

【論 文】

カナダの税制改革と社会保障

国際基督教大学教授 村上 雅子

要 旨

カナダにも1987年に大きな税制改革があった。カーター委員会報告にもとづく1971年改革以来のドラスチックな税制改革と言われる。この改革にアメリカの1986年税制改革が多大の影響を与えたことは否めない。改革の方向も同一で、所得税、法人税における課税ベースを拡大し、法定税率を大幅に引き下げるものである。国境を接し、経済的交流も密接なカナダにとって、アメリカと所得税率、法人税率が格差を持ち続けることは、国際競争上も困難なことである。

しかしカナダ1987年改革には、アメリカと異なる独自の特性もみられる。それは1971年改革以来の、公平性、特に低所得者の生活維持への強い関心である。この特徴はまたカナダの社会保障制度の中にも貫かれている。小論はこのことを明らかにする。まず1節においてカナダの社会保障制度における所得保障を概説する。そこで公的老齢年金制度の中に、最低生活を保障するシステムのあること、所得制限のない児童扶養手当の制度があるが、それは所得税制度における、払い戻し付き低減率の、児童扶養税額控除との組み合わせにおいて、低所得層に傾斜する給付にしていることを示す。

2節において1987年改革前のカナダ所得税の構造を解説し、3節において改革によって、どう変化したのかを、主として所得税の負担に因連して述べる。社会保障との関連は薄いため、法人税には僅かにしか触れない。

カナダ1987年改革の中でも注目すべき点は、キャピタルゲインの75%を課税対象所得に含めたこと（従来は50%）、所得控除を税額控除に転換したことである。定額の所得控除は、限界税率の高い高所得層に、大きな租税節約を与える不公平であり、税額控除にすべきだという批判はカナダに根強い。すでに児童扶養税額控除および、売上税税額控除において、払い戻し付き、低減率の税額控除を導入して、低所得層によりおおきな補助を与え、この批判に応えていたが、今回の改革の所得控除の税額控除化は、それをもう一步進めたものである。

1. 社会保障制度における所得保障

(1) 全体像

カナダ社会保障制度における所得保障の全体像は、給付の性格によって、「定額」(demogrant), 「保証所得」(guaranteed income), 「社会保険」(social insurance), 「社会扶助」(social assistance) に分類して見るとよい。「定額」は老齢者や扶養児童など、特定のグル

ープの者に所得に関係なく、1人当たり定額給付されるもの。「保証所得」は最低所得を保証するため、所得が高くなると減少する額で給付されるもの。「社会保険」は失業、疾病、障害、退職など一時的、恒久的な所得の損失に対して保険により給付するもの。「社会扶助」は以上の給付受給の資格がないか、それでは救済しないニードをもつ者への給付である。

「定額」：老齢基礎年金(Old Age Security, OAS), 児童扶養手当 (Family Allowances, FA)

「保証所得」：所得保証補足年金 (Guaranteed Income Supplement, GIS), 州 (Province) の補足年金

「社会保険」：カナダ／ケベック労働者年金 (Canada/Quebec Pension Plan, CPP/QPP), 失業保険 (Unemployment Insurance, UI), 労災保険 (Workman's Compensation), 軍人年金 (Veterans Pension & Allowances), 医療保険 (Medicare & Hospital Insurance)

「社会扶助」：公的扶助 (Canada Assistance Plan, CAP)

税制と社会保障との関連を考察する上で、

- (1) 両制度が「所得」「家族」について同一の定義に立っていること。
- (2) 社会保障の所得給付が、所得税の課税対象に含まれること。ただし「保証所得」と「社会扶助」および労災保険給付は含まれない。
- (3) 老齢者に対しては、社会保障制度で公的年金の OAS, GIS, CPP/QPP による所得保障があり、所得税制度で所得控除の老齢者控除、私的年金所得控除があること。
- (4) 扶養児童に対しては、社会保障制度で FA があり、所得税制度で扶養控除と児童扶養税額控除 (Child Tax Credit, CTC) があ

ること。

に注目したい。

社会保障給付が所得税の対象所得に含まれることは、限界税率の高い層ほど手取り額が少なくなる。しかし定額の所得控除は、限界税率の高い層に、より大きな租税節約を与える。そして払い戻し付き、低減率の税額控除は、低所得層ほど大きな純給付になる。カナダではこのように所得階層に対するインパクトの性格が異なることを考慮しつつ、両制度の給付や控除の額が決められ、制度の改革が計られている。

それが可能なのは、所得税が、社会保障番号を用いた納税者番号制度の下で、全員申告制度をとっていること、また世帯所得 (family income) に基づく払い戻し付き (refundable) の税額控除があるため、所得税課税最低限以下の所得層も所得申告をする誘因があり、かつ世帯所得についても申告されていることである。この所得と家族に就いての同一のデータに基づいて、社会保障給付と所得税上の負担を比較し、最低生活保障の機能と、垂直的公平性、水平的公平性がよく達成されているかの考慮が可能になるのである。

(2) 老齢年金制度

連邦政府が責任をもつ公的年金制度は、次の 3 つから成っている。(1) 老齢基礎年金 (OAS), (2) 所得保証補足年金 (GIS), (3) カナダ／ケベック労働者年金 (CPP/QPP)

OAS はすべての65歳以上の老齢者に、賦課方式で給付される定額の年金で、連邦の一般会計から支出する。OAS の年金額は、最低生活費 (カナダ統計局公表の "Poverty Line") にはやや足りない。そこで本人と配偶者の所得審査付きで、OAS と「その他所得」の合計が、

最低生活費に不足する額について、 $1/2$ を GIS、残り $1/2$ を州政府の所得保証補足年金で補うことになる。

具体的なやり方は、OAS のみで他の所得がない場合、GIS の最高額が給付され、「その他所得」が1ドル増すごとに GIS は50セント減額する（減額率50%）。OAS と最高額 GIS を加えても最低生活費に少し足りない。その不足を州の補足年金が埋めるが、この補足も減額率50%である。それゆえ「その他所得」が増えれば、その額だけ GIS と州の補足年金を合わせた給付は減る仕組みになっている。

つまりカナダの公的年金制度の中には、10年以上の居住条件を満たす老齢者であれば、必ず最低生活を保障するシステムがある。これは日本の基礎年金にその保障のないことに比べ、注目に値する。日本の生活保護に相当する制度は CAP の中にあるが、これには居住条件がないので、老齢者でも新しい移民など10年の居住のない低所得者がその対象となる。GIS 受給の為には所得審査のみであり、所得税全員申告制度の下で、所得はすでに申告されているから、手続きは簡単であり、屈辱感も少ない。

CPP/QPP は、すべての使用者と自営業者の強制加入による労働者年金である。積立方式の社会保険による年金制度であるが、他の先進諸国と同様、保険料率は低く、それで貰い得る以上の年金額を給付してきたため、積立基金は21世紀に入ると急速に減少し、2020年頃には枯渇すると予測され、保険料率の引き上げと賦課方式への移行が議論されている。

CPP/QPP の保険料率は、1966年の発足以来、標準報酬の3.6%（本人1.8%，雇用主1.8%）に据え置きのままで、標準報酬の上限が、産業平均賃金にほぼ等しく設定されている。このよ

うに保険料が低いから、給付も低い。稼得中の標準報酬が、産業平均賃金に等しいか、それ以上であった人は、最高額の CPP/QPP 年金になるが、それでも標準報酬上限（=産業平均賃金）の25%である。年金の算定式は筆者の別稿を参照されたい¹⁾。OAS と CPP/QPP 年金以外に所得が少なければ、GIS と州の補足給付を受けて最低所得は保証されるが、OAS と CPP/QPP の公的年金では、せいぜい平均賃金の50%程度であるので、資力のあるものは、個人年金や、企業年金、職業別年金などの私的年金に加入して、公的年金を補えというのが、カナダ老齢年金の精神である。事実、金融機関の販売する個人年金「登録年金貯蓄」(Registered Retirement Saving Plan, RRSP) や、企業年金「登録年金プラン」(Registered Pension Plan, RPP) への積立に税制上の優遇を与えて大いに奨励している。

(3) 児童扶養手当(FA)と児童扶養税額控除(CTC)

親または扶養者に扶養児童1人当たり定額の給付をする制度は1945年以来の歴史をもち、最初は16歳未満であったが、現在の FA は18歳未満の子についてである。1977年、所得税制度の中に CTC を導入した。1978年に CTC は払い戻し付きになったので、所得税額をこえる CTC の部分は給付される。親または扶養者の合計所得が、課税最低限所得に等しいかそれ以下の場合、CTC 全額が給付になる。また CTC は世帯所得が一定額を越えると5%の限界率で減額する。その理由は扶養児童をもつ低所得者により集中的に給付するためである。

老齢者と扶養児童関係の給付額を、1987年1月1日のデータにより年額で示そう。単位はカ

ナダドルである²⁾。

OAS (1人) 3568.44, OAS 以外無所得者に給付される GIS 最高額 (1人) 4240.92, 合計すると, 7809.36, これは平均賃金 25900 の 30.15%。もし老夫婦で他に所得がなければ, OAS, GIS 合計は, 15618.72で, 平均賃金の 60.3%になる。何らかの額の GIS の受給者は, OAS 受給者の 50%に達している。

CPP/QPP の年金額は最高額で, 6258.24, これは退職前 3 年間の平均標準報酬上限の 25% の規定で, 加入期間中標準報酬上限かそれ以上の給与であったものの受給額。平均賃金にはほぼ等しく設定されている標準報酬上限額は, 1987 年で 25900, 単身者が OAS と CPP/QPP の最高額を受給すると, 合計 9826.68, 平均賃金の 37.94%である。老夫婦で 2 人分の OAS があり, 1 人分の CPP/QPP 最高額を受給したとするとき, 合計 13395.12 で, 平均賃金の 51.7% になる。OAS の他に所得のない人への OAS と GIS 合計の方が, 老夫婦の場合, OAS と CPP/QPP 最高額の合計よりも高くなる。

扶養児童について, 児童扶養手当 FA は 1 人当たり 383.16 と少ない。所得税の方の税額控除 CTC は, 世帯所得が 23760 以下の場合, 1 人当たり 489 で, 世帯所得がこれを越えると限界低減率 5% で減額する。

日本円とカナダドルの換算率は, 1988年 1 月 1 日の換算率で, US 1 ドル = 121 円のとき, カナダドル = 93.08 円であった。現在はカナダ 1 ドル = 100 円とみなして大差はなく, 概算しやすいであろう³⁾。

2. 1987年税制改革前の所得税の構造

(1) カーター報告

カナダ所得税の導入は 1917 年 (アメリカが 1913 年), 現在の税制の骨格を規定しているのは, 1971 年税制改革である。1971 年改革は, 1962 年連邦政府の任命した, 王立租税委員会 (Royal Commission on Taxation) が 1969 年に 6 卷の報告書を出し, 論議を経て 1971 年に蔵相ベンソンの提出した改革案にもとづき成立した。委員長の名から「カーター報告」 (Carter Report) と呼ばれるこの報告書は, カナダの税制を論じる人々にとって常にベンチマークとして意識され言及される。

カーター報告の「包括的所得税」 (Comprehensive Income Tax, CIT) の理想は, そのまま 1971 年改革で実現したわけではなく, それ以後の諸改正の中で, 勤労, 投資促進のための種々の特別措置が導入されたのも確かであるが, それでもわが国の税制のシャウプ勧告からの離反に比べるならば, 資産所得の分離課税もなく, キャピタルゲインは二分の一が総合課税され, はるかに CIT 理念に近い税制が保たれてきた。その様相を 1987 年税制改革前の所得税の構造をとおして解説する。

カナダはアメリカと並んで所得税中心の税制をとっている。1986 年, 総収税に対する所得税税収の比率は, カナダ (36.0%), アメリカ (35.7%), 日本 (24.8%)。また所得税の GDP 対比は, カナダ (11.9%), アメリカ (10.4%), 日本 (6.9%) である⁴⁾。

(2) 所得税の課税ベース

課税単位は個人単位：カーター報告では家族単位を勧告し、行政上の困難から採択されなかった。しかし1971年改革以来、家族単位の考え方たが一部導入されている。払い戻し付き児童扶養税額控除(CTC)は両親の所得に基づく。利子・配当・キャピタルゲインについての定額の所得控除、RRSPへの年間貯蓄(上限つき)の所得控除は、配偶者についても控除できるなど。カナダで「家族」(family)とは配偶者と未婚の子供をのみ含むのが国勢調査の定義で、税制、社会保障もこの定義に基づいている。

所得税の課税ベースである「総所得」(total income, gross income, assessed income)は、すべての源泉からの所得と、公的給付を含む。ただし CIT の原則に比べ、なお次の所得は除外され、含まれていない。：未現実のキャピタルゲイン、実現されたキャピタルゲインの二分の一、フリンジベネフィット、GIS、障害年金、盲人手当、労災給付、戦傷者年金、帰属所得(自家生産消費材、現物給付、耐久消費財帰属所得、帰属家賃)

「課税所得」(taxable income, net income)は「総所得」から次の所得控除を引いたものである。

(3) 所得控除

所得控除には「人的控除」(exemptions)と「その他控除」(deductions)がある。1987年における金額を数値で示す。いずれも年額で単位はカナダドル。

「人的控除」：基礎控除(4220)、配偶者控除(3700)、老齢控除(2640)、障害控除(2890)、扶養児童控除(18歳未満560、18歳以上でフルタイムの学生1200)。配偶者控除を受ける資格

は、配偶者の年所得520以下。

「その他控除」：控除の理由別に示すと、

- (1) 思いがけぬ失費による困難の除去。(所得の3%をこえる医療費)
- (2) 稼得のためのコスト。(稼得の20%で上限500までの勤労所得控除、納税者本人が大学生の場合600の授業料控除)
- (3) 個人を保護するための社会保険拠出。(CPP/QPP、UIの保険料)
- (4) 社会的に望ましい活動参加促進。(所得の20%までの慈善寄付控除)
- (5) 種々の目的の貯蓄促進。(RRSP、RPP、住宅形成貯蓄への年貯蓄額を上限付きで控除、私的年金所得の定額1000控除、利子・配当・二分の一のキャピタルゲインの合計からの定額1000控除)

総所得から、該当する所得控除を引いた課税所得に、累進税の税率が課せられる。

(4) 累進税率

課税所得に対する法定の限界税率は、1984年から1987年の税制改革前まで、表1の示すように6%から34%までの10段階になっていた。こ

表1 連邦所得税の限界税率と課税所得区分

() はインフレ率

区分への適用限界税率 %	1984年 (5%)	1985年 (4%)	1986年 (0.8%)	1987年 (1.1%)
6	ドル ~1,238	ドル ~1,295	ドル ~1,305	ドル ~1,320
16	1,239~	1,296~	1,306~	1,321~
17	2,477~	2,591~	2,612~	2,640~
18	4,953~	5,181~	5,222~	5,280~
19	7,429~	7,771~	7,833~	7,919~
20	12,381~	12,951~	13,055~	13,198~
23	17,333~	18,131~	18,276~	18,477~
25	22,285~	23,311~	23,497~	23,756~
30	34,665~	36,261~	36,551~	36,953~
35	59,425~	62,161~	62,658~	63,348~

資料：The National Finances, 1986-87, p. 7: 7

表2 連邦と州の所得税、合算限界税率

課税所得	1971年	1972年	課税所得	1987年
ドル～500	% 0.00	21.68	ドル～1,320	9.00
501～	19.76	22.95	1,321～	24.00
1,001～	21.76	24.23	2,640～	25.50
2,001～	24.00	25.50	5,280～	27.00
3,001～	25.00	26.78	7,919～	28.50
4,001～	28.00	26.78	10,560～	28.50
5,001～	28.00	29.33	13,198～	30.00
6,001～	26.00	29.33	15,839～	30.00
7,001～	26.00	31.88	18,477～	34.50
8,001～	30.00	31.88	21,119～	34.50
9,001～	30.00	34.43	23,756～	37.50
10,001～	35.00	34.43	26,398～	37.50
11,001～	35.00	39.53	29,038～	37.50
12,001～	40.00	39.53	31,678～	37.50
14,001～	40.00	44.63	36,953～	45.00
15,001～	45.00	44.63	39,597～	45.00
24,001～	45.00	49.73	63,347～	51.00
25,001～	50.00	49.73	65,994～	51.00
39,001～	50.00	54.83	102,950～	51.00
40,001～	55.00	54.83	105,589～	51.00
60,001～	60.00	59.93	158,384～	51.00
90,001～	65.00	59.93	237,575～	51.00
125,001～	70.00	59.93	329,965～	51.00
225,001～	75.00	59.93	593,937～	51.00
400,001～	80.00	59.93	1,055,888～	51.00

資料：The National Finances, 1886-87, p. 7: 9

これは連邦の所得税である。最高限界税率が予想外に低い。州の所得税は連邦所得税と同じ課税所得を用いて、連邦所得税の一定率として決められる。その比率は各州政府の自由であるが、州により43%から60%ぐらいの開きがある（1987年）⁵⁾。

表2は、州の所得税を、連邦所得税の47%として計算した場合の、連邦と州の所得税を合わせたときの、課税所得に対する限界税率である。課税所得1320ドル未満を除くと限界税率は、24%から最高で51%（1987年）に及んでいる。課税所得の区分の数値が細かいのは、区分について毎年インデクゼーションが行われるためであ

る。カーター報告は連邦と州の所得税を合わせて最高の限界税率を50%程度にするように勧告したが、1971年改革前の80%からほぼ50%にまで下がっている。

この他に、3%の付加税（Surtax）が課せられる。

（5）税額控除

税額控除は、連邦所得税について3種類ある。

(1) 払い戻し付き児童扶養税額控除(CTC)：

1節の児童扶養手当に関連してすでに述べたように、1987年、18歳未満の子1人当たり489、世帯所得が23760をこえると5%の限界率で減額する。

(2) 払い戻し付き売上税税額控除(Refundable Sales Tax Credit)：1986年に導入。成人（18歳以上）1人当たり50、18歳未満1人当たり25、世帯所得が15000をこえると5%の限界率で減額する。

(3) 配当控除：法人税との部分的統合のためである。1987年、連邦の法人税基本税率は36%であったが、カナダの企業からの受取配当の1/3について、法人税率で支払った額が税額控除される。

税額控除はこのほかに州所得税について、固定資産税税額控除(Property Tax Credit)がある。

税額控除が、このように多用され、とくに児童扶養や、売上税負担について、払い戻し付き税額控除を導入して、低所得者の負担の軽減を負の所得税方式で行っているのはカナダ税制の著しい特徴である。カナダの連邦売上税は税率は12%⁶⁾、単段階の製造業売上税で一般的な消費税ではないが、その影響は消費税の価格上昇となり、逆進的効果をもたらすとして、世帯所

得(family income)にもとづく売上税税額控除を設けた。

また固定資産税は州税であるが、その税率はかなり高く、負担額を所得で除した平均負担率は逆進性を示している⁷⁾。そこで居住の住居に支払われた固定資産税について配偶者に250、子一人当たり68を州所得税から税額控除する。

カナダの所得税は垂直的公平性を重視していることが強く印象づけられる。低所得者への負担軽減の方法は以上からかなり明らかになったが、高所得者への課税についてはどうか。

(6) 贈与税と相続税

資産所得課税との関連で興味深いのは、贈与税、相続税が、ケベック州以外では廃止されていることである。その代わりに死亡時あるいは贈与時に資産は売却されたと見なされ、キャピタルゲインとしてその二分の一が贈与者または遺贈者の連邦所得税の課税所得に算入される。

カーター報告は受取額を所得税の課税ベースに含めるよう勧告したが、行政上の困難から採用されなかつた。1971年改革前は贈与税、相続税は所得税と別に課税されたが、改革後、州に課税方法を任せ、徐々に廃止されたのである。その理由は税収は少ないが徴税費用が大きいためとのことである。この理由は地価の高いわが国では理解しがたいが、表3の所得階層別キャピタルゲインの額を見れば傾ける。

この表3は課税目的のためになく調査されたもので、すべての資産のキャピタルゲインを含む⁸⁾。1980年とデータは旧いが貴重な統計である。不動産の売却によるキャピタルゲインは、せいぜい年収額にほぼ等しい程度の額である。したがって相続人、被相続人が異なる州に散在する中で州税として相続税を徴収する困難より

表3 源泉別純キャピタルゲインとロス(1980)

所得階層	株式	不動産	債券	その他
ドル ～5,000	394	5,525	(375)	42
5,001～	1,717	7,179	(108)	516
10,001～	1,896	6,918	(352)	604
15,001～	2,091	7,491	237	580
20,001～	2,767	9,264	583	651
25,001～	2,737	9,876	(504)	663
30,001～	6,764	15,706	(767)	910
40,001～	6,708	24,593	638	1,107
50,001～	12,922	36,488	1,927	2,304
100,001～	80,048	120,832	7,512	7,127
平均	8,577	15,447	663	900

純キャピタルゲインとロスは課税前の全額。

()は純キャピタルロス。

資料は、Department of National Revenue, Taxation の Taxation statistics (1982) Table 2, 18

は、キャピタルゲインとして遺贈者の連邦所得税ベースに組み入れる方を州政府は選ぶであろう。

カナダの所得税で公平上改革すべき主要な点は、キャピタルゲインの二分の一が非課税とされていることである。ただし一生涯に控除され得るキャピタルゲインの上限額が50万ドルと制限されていることは注目に値する。贈与税、相続税も兼ねるのであるから、キャピタルゲイン課税のありかたは重要である。1971年改革前は全額非課税であった。1971年改革後も次のケースのキャピタルゲインは非課税である。(1)居住の住宅の譲渡によるものは、住宅周辺1エーカーまでの土地を含めて。(2)農地が子供に譲渡された場合。(3)1000ドル以下の油絵、骨董品等の売却益。

キャピタルゲインの80%強は所得の上位20%に取得されている。何等かの適切な平均化(例えば5年間にわたる平均化)を行って、全額を課税ベースに含める改革が必要であろう。

利子・配当・1／2キャピタルゲインの合計

表4 連邦、州所得税の負担額と実効平均税率（1986年）

総所得	所得税、単身者の実効平均税率						所得税、夫婦子2人（18歳未満）の実効平均税率					
	連邦税	連邦税率	州税	州税率	合計税	合計税率	連邦税	連邦税率	州税	州税率	合計税	合計税率
ドル 1,500	ドル —	% —	ドル —	% —	ドル —	% —	ドル —	% —	ドル —	% —	ドル —	% —
2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5,000	10	0.20	4	0.08	14	0.28	—	—	—	—	—	—
7,500	282	3.76	131	1.74	413	5.50	—	—	—	—	—	—
10,000	695	6.95	322	3.22	1,017	10.17	38	0.38	18	0.18	56	0.56
12,500	1,130	9.04	523	4.18	1,654	13.22	363	2.90	168	1.34	531	4.24
15,000	1,587	10.58	735	4.90	2,322	15.48	778	5.18	360	2.40	1,139	7.58
17,500	2,050	11.71	949	5.42	2,999	17.16	1,216	6.95	563	3.22	1,779	10.17
20,000	2,527	12.63	1,170	5.85	3,697	18.48	1,678	8.39	777	3.88	2,455	12.27
25,000	3,532	14.13	1,635	6.54	5,167	20.67	2,622	10.49	1,214	4.86	3,836	15.35
30,000	4,708	15.69	2,180	7.27	6,888	22.95	3,683	12.28	1,705	5.68	5,388	17.96
50,000	10,377	20.75	4,712	9.42	15,089	30.17	8,996	17.99	4,103	8.21	13,099	26.20
100,000	28,264	28.26	12,357	12.36	40,621	40.62	26,626	26.63	11,666	11.66	38,292	38.29
200,000	66,174	33.09	28,337	14.17	94,511	47.26	64,536	32.27	27,646	13.82	92,182	46.09

資料：Canadian Tax Foundation, The National Finances 1986-87, p. 7: 26 Table 7, 12, 13より計算。
総所得はすべて給与所得として計算。実効平均税率＝所得税額／総所得。

である投資所得から、1000 ドルまで所得控除される措置は額もそれほど大きくなく、広く利用されているのであまり問題にされない。RRSPへの年貯蓄額の所得控除は、上限も1984年で5500 ドル（企業年金 RPP 加入者は3500 ドル－ RPP 投出）と高く、納税者本人のほかに、配偶者のためにも利用できるところから、限界税率の高い高所得層に大きな租税節約を与えていたとの批判はしばしば見られる。ただこの制度のカナダの貯蓄率引上げの効果は大きく、高齢化社会に向かっての自助手段として、公的年金の水準は低いところから、存続させざるを得ないであろう。

表4は1986財政年度のデータであるが、「総所得」階層別の給与所得者の所得税負担額と、そこから計算した平均実効税率である。

3. 1987年税制改革による変化

1984年はカナダの政権担当政党が変わった年である。16年間首相として自由党(Liberals)政権を率いてきたトリュード氏が春に辞任し、自由党党首がターナー氏に変わって、秋の総選挙の結果、マルルーニ氏の率いる保守党(Progressive Conservatives)が勝利したからである。選挙前人々の税制への不満は主として、近年に導入された種々のタックスシェルターの利用によって、高所得者の租税負担が著しく軽減されていたことにあった。そこで、ある水準以上の所得者には、最小限負担すべき所得税額を定める「最低所得税」(Minimum Income Tax)改定案を選挙時主な3政党が掲げていた。

新政権の方針は民間への政府の介入を縮小し、カナダ経済の活性化と国際競争力を強化するこ

とにあったので、1985年～1986年の税制改定も、この線に沿った法人税における特別措置の削減や、「最低所得税」の改定、および中立性を進め、国際競争上も不利をもたらしている、連邦の製造業売上税改正への論議を起こすことに限られ、歩みも鈍いものであった。それが次に述べるようなドラスチックな税制改革として1987年12月成立に至ったのには、アメリカの1986年税制改革の成功、それまでの論議の影響が決定的であったと思われる。しかしそこにはカーター報告以来のカナダ税制の特徴も色濃く反映されている。

1986年1月より導入された「代替的最低所得税」(Alternative Minimum Tax, AMT)は、「調整課税所得」(Adjusted taxable income)から40,000ドルを引いて17%を乗じた額を、最低限支払うべき連邦所得税とするもの。調整課税所得には、キャピタルゲインの全額が算入され、RRSPやRPPへの年貯蓄額の控除もなく、そのほか種々の利用可能なタックスシェルターによる控除もない⁹⁾ので、AMTは高所得者にかなり増税になる。このように負担公平化への改革の要望はすでにかなり高まっていたのである。

(1) 1987年税制改革の主要点

その基本性格は、課税ベースを拡大し、税率を引き下げるものである。

- (1) キャピタルゲインは、改革前1／2が課税対象所得に含まれていたが、1988年には2／3、1990年には3／4を含めるものとする。
- (2) 所得税における、利子・配当・キャピタルゲイン1／2合計からの1000ドルの投資所得控除を廃止する。
- (3) 人的控除の全体と、幾つかのその他控除を、税額控除に変換する。その際、改革前の

所得控除額に、最低の新限界税率17%を乗じた額を税額控除し、払い戻しは付けない。

(4) 勤労所得控除(Employment Expense Deduction)は廃止。

(5) 所得税の限界税率は、17%，26%，29%の3段階とし、州の所得税と合わせたときの最高限界税率を、45%に下げる。

(6) 法人税における、製造業への投資税額控除は廃止する。

(7) 法人税における、加速的減価償却控除を廃止する。

(8) 法人税の税率を、3年がかりで次のように引き下げる。(単位%)

	1987	1988	1989	1990	1991～
一般企業	36	28	28	28	28
製造業	30	26	25	24	23
小規模企業	15	12	12	12	12

このように、所得税においては(1)，(2)，(3)，(4)による増税と(5)の税率引き下げ、法人税の(6)，(7)による増税と(8)の税率引き下げを組み合わせ、税収中立性をはかる税制改革であった。

(9) 政府は、連邦の製造業売上税(製造業売上額へ12%課税)を廃止し、送り状付きの付加価値税を、払い戻しつき税額控除を伴って導入することを計画した。しかし州の小売売上税との一体化のために、州政府との協議が必要であり、売上税の改革は、税制改革の第2段階として行われる。

(2) 税制改革による変化

所得税における税制改革は、所得階層別、世帯類型別の負担にどのような変化をもたらしたであろうか。所得税における改革の方針として、歳相ウイルソンは1987年6月提出の税制改革案白書において、「所得階層間に負担のシェアの

おおきな変更はしないが、低所得者の負担を軽減し、高所得層の負担をやや高めて、所得税の累進性を強化する」と述べている¹⁰⁾。

税率構造は、改革前、限界税率6%～34%（課税所得約63000ドル超）の10段階であったのが、次のように変わり、連邦と州の所得税を合わせた最高限界税率は、53%から45%に下がった。

課税所得	限界税率	納税者数	の構成比	
			17%	66%
～27500ドル	17%	66%		
27501～55000	26	29		
55001～	29	5		

所得控除が、税額控除に変わったことは、どの世帯類型についても課税最低限の所得水準を、表5のように引き上げることになった。

所得控除については、「人的控除」の全部が、現行の所得控除額の17%を税額控除することになり、「その他控除」のうち、所得の3%をこえる医療費、年金所得、本人の大学授業料、

表5 1987年税制改革による所得税課税最低限の変化（税額控除後、正の所得税が負担される境界の所得、ドル）

	単身 (~65歳)	単身 (65歳~)	夫婦と 子2人	夫婦 (65歳~)
税制改革前	4,940	10,785	16,770	16,945
税制改革後	6,220	11,430	18,890	19,010

CPP/QPPとUIの社会保険料に関する所得控除額も、17%の税額控除に変わった。勤労所得控除と投資所得控除は廃止された。RRSPとRPP年金への年貯蓄額の所得控除は存続させた。慈善的寄付については、最初の250ドルまではその17%が税額控除になり、それを越える寄付は所得の20%の上限寄付額まで29%が税額控除される。

既存の税額控除については、払い戻し付き児童扶養税額控除（1988年は児童1人当たり524ドルで、世帯所得24000ドル以上では5%の低減率）、払い戻し付売上税税額控除（1988年は成人1人当たり70ドル、児童1人当たり35ドルで、世帯所得16000ドル以上で5%の低減率）は金額を引き上げて存続させた。配当税額控除は、改革前は受取配当の1/3について、法人

表7 連邦所得税のシェアの変化、1988

総所得の階層	申告者 構成比	連邦所得税シェア	
		改革前	改革後
ドル ～15,000	% 46.7	% 1.6	% 1.1
15,001～30,000	28.7	25.2	23.9
30,001～50,000	18.2	38.3	38.6
50,001～100,000	5.5	22.8	23.7
100,001～	0.8	12.1	12.7
計	100.0	100.0	100.0

資料：表6と同じ。p. 37

表6 連邦と州の所得税、1987税制改革前後の変化、1988

総所得の階層	減税になる世帯		増税になる世帯		全世帯の平均	
	世帯数	減税額	世帯数	増税額	変化額	変化率
ドル ～15,000	100万 2,800	ドル -140	100万 230	ドル 190	ドル -110	% -21.6
15,001～30,000	3,015	-460	245	340	-395	-12.7
30,001～50,000	2,260	-525	285	420	-415	-5.5
50,001～100,000	1,435	-735	285	795	-480	-3.1
100,000～	180	-4,165	60	8,050	-1,175	-2.3
計	9,690	-490	1,105	865	-350	-5.5

資料：Canadian Department of Finance, Tax Reform 1987: A Summary for Taxpayers (Ottawa, 1987), pp. 30, 24, 25

税率適用分を税額控除したが、改革後は $1/3$ を $1/4$ に変えた。連邦所得税額の変化は、その一定率である州所得税の負担をも変化させる。

これらの総合的結果として、連邦と州を合わせた、所得税の階層別負担は、税制改革の前後で次の表6のように変化した¹¹⁾。どの所得階層でも減税と増税が経験されるが、両方合わせると、平均では各階層とも純減税になる。純減税額は高所得層ほど大きいが、純減税率は低所得層ほど大きい。そこで連邦所得税の所得階層間のシェアについていえば、表7のように、改革によって高所得層の租税負担のシェアは確かに増大し、1987年税制改革白書における累進性強化の方針はともかくも貫かれたのである¹²⁾。

注

- 1) 村上雅子(1984) p. 61
- 2) Canadian Tax Foundation (1987) ch. 8 Social Servicesより。月額で決定されているものは12倍したが、消費者物価指数が3%を超える場合インデクゼーションがなされるので、実際の年額と若干ことなるかもしれない。
- 3) Pechman ed. (1988) p. 14には各国の税制比較のために1988. 1. 1の為替率が掲載されている。これによると、1 US ドル=1.3 カナダ ドル、1 US ドル 121円であるから、1 カナダ ドル=121/1.3=93.08 ドル、この時期は円が最も高い時で1989. 3月現在は、1 US ドル=130円台。
- 4) OECD (1986) p. 11
- 5) Canadian Tax Foundation (1987) p. 7: 11. 全州平均で、連邦所得税の55%が州所得税といわれる。Pechman ed. (1988) p. 44.
- 6) 製造業売上税の基本税率は12%であるが、タバコとアルコールは15%，建設業は8%である。Pechman ed. (1988) p. 48
- 7) 固定資産税、売上税の逆進性については、帰着に関する仮定の相違により推計結果には比例や累進もあり、論争がある。Smith (1987) 参照。
- 8) Broadway and Kitchen (1984) p. 96

- 9) Canadian Tax Foundation (1987) p. 7: 10に調整課税所得の詳細な説明。
- 10) Wilson, M. (1987) The White Paper : Tax Reform 1987, Smith (1987) p. 1246に引用。
- 11) 表6, 7は、Pechman ed. (1988) p. 58, 59より引用。
- 12) Smith (1987, p. 1246)は、「歳相ウイルソンの白書は政治的に受容され得るものと示しているが、所得税における累進性は、カナダでは重要な政策目標としてなお残っている」と述べている。

参考文献

- 1) Bale, G. (1985) A Call for Fundamental Tax Reform from the U. S. Treasury: Some Implications for Canada, Canadian Tax Journal, Vol. 33, No. 2
- 2) Bird, R. M. (1987) Federal-Provincial Fiscal Transfers in Canada: Retrospect and Prospect, Canadian Tax Journal, Vol. 35, No. 1
- 3) Broaday, R. W. and Kitchen, H. M. (1984) Canadian Tax Policy, 2nd ed. Canadian Tax Foundation
- 4) Canadian Tax Foundation (1987) The National Finances, 1986-1987
- 5) Canadian Tax Foundation (1988) The 1987 Conference Report
- 6) Hum. D. P. J. (1988) On Integrating Taxes and Transfer, Canadian Tax Journal, Vol. 36, No. 3
- 7) Kesselman, J. R. (1979) Credits, Exemptions, and Demogrants in Canadian Tax-Transfer Policy, Canadian Tax Journal, Vol. 27, No. 6
- 8) 村上雅子(1984)「カナダの老齢年金制度について」『社会保障研究』20巻、1号
- 9) OECD (1986) Personal Income Tax Systems Under Changing Economic Conditions
- 10) Ort, D. L. (1988) Tax Memo: Tax Reform 1987, Canadian Tax Foundation
- 11) Pechman, J. A. ed. (1988) World Tax Reform: A Progress Report, Brookings Institution
- 12) Smith, R. S. (1987) Rate of Personal Income Tax: The Carter Commission Revised, Canadian Tax Journal, Vol. 35, No. 5

(むらかみ まさこ)

サッチャー政権下の税制改革と社会保障

在英日本大使館一等書記官 樋口正昇

革を行おうとしている。

要 旨

1979年に誕生したサッチャー政権は、民間経済の活力の活性化を図る観点から、「小さな政府」を目指し、社会保障給付や医療費、教育費など歳入面の抑制を図るとともに、国営企業の民営化を積極的に進める一方、歳入面でも国税及び地方税の両面にわたって抜本的な改革を進行中である。

まず、所得税については、従来25%から83%の11段階あった税率を1988年までに25%と40%の2本立てに大幅に簡素化するとともに、法人税についても、1986年以降、52%から35%に段階的に引き下げるなど大幅な減税を断行している。反対に、付加価値税については、1979年に従来の8%と12.5%の2段階制を15%に一本化し、所得に対する課税から消費に対する課税へのシフトを行っている。

一方、地方税については、居住用資産にかかる資産税としてのレイトは廃止して人頭税たるコミュニティチャージを導入するとともに、非居住用資産にかかるレイトについては税率を全国一本化し、財政は中央に一本化して各地域に人口等に応じて再配分するといふいわゆる譲与税化を図るなど国税以上にドラスティックな改

はじめに

1979年に誕生したサッチャー政権は、従前の政府介入を重視した政策が経済の活力を低下させたという反省に基づき、政府による介入を極力避け、「小さな政府」を目指すことによって、民間経済の活力の活性化を図る政策を展開している。

すなわち、歳出面では、①社会保障給付の抑制、②医療費の抑制、③教育費の抑制、④公務員定数の削減等を行うとともに、国営企業の民営化を積極的に推進すること等により財政赤字の解消を図ってきた。

その一方、歳入面では、所得税及び法人税等の直接税の負担を大幅に軽減することによって経済の活性化を図るとともに地方税について資産税から人頭税へ転換を図るなど極めてドラスティックな改革を展開している。

本稿では、主に社会保障の財源という観点からサッチャー政権下での税制改革の動向について、述べることとした。

なお、本稿での意見にわたる部分はあくまで筆者の個人的見解であるのでお断りしておきたい。

I 社会保障の行政財政の枠組み

1 社会保障の行政の枠組み

まず、初めに簡単に英国の社会保障の枠組みについてふれてみたい。

英国の社会保障制度は、総体としては、Social Servicesと総称され、それらが、所得保障(Social Security)、国民保健サービス(National Health Service)及び社会福祉(Personal Social Service)の3つに大別される。

英国では、サービスごとに国と地方の役割分担が極めて明確になされており、所得保障(失業給付も含む)及び国民保健サービスに関しては政策立案から実施に至るまですべて国が担当しており、社会福祉サービス及び住宅給付の実施に関しては、国は監督のみで、ほとんど地方公共団体にその実施が任せられている。

ただし、英国の場合は、その歴史的沿革から、その国土が、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの4つの国に別れているため、地域毎に担当する国の行政機関が異なっており、やや、込み入った説明が必要である。一例を上げれば、保健省は、英國

全体の国民保健制度の管理及び実施主体ではなく、その所掌は厳密にはイングランドのみである。したがって保健省の予算が英國の全体の国民保健サービスに関する予算を表すものでないことに注意する必要がある。(もっとも、イングランドの人口が英國全体の人口の約9割を占めており、保健省がイニシアチブをとりつつ、他の3地域の保健担当部局とも密接に連絡を取りあって政策を決定しているので各地域でサービスの内容にはそれほど差は生じなくなっている。)

まず、すなわち、所得保障に関しては、イングランド、ウェールズ、スコットランドを通じて社会保障大臣及び社会保障省が担当している。国民保健サービス及び対人社会サービスの監督(サービスの実施主体は地方公共団体)については、イングランドは保健大臣及び保健省、スコットランドについては、スコットランド大臣及びスコットランド庁、ウェールズについてはウェールズ大臣及びウェールズ庁が担当している。なお、社会保障の一貫としての失業給付に関しては、北アイルランドを除き、雇用大臣及び雇用省が担当している。住宅給付に対する監督はイングランドでは環境大臣及び環境省

第1表 地域別社会保障行政の監督官庁

行政機能 地 域	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド
所得保険	社会保障省	社会保障省	社会保障省	北アイルランド庁
失業給付	雇用省	雇用省	雇用省	同上
住宅給付	環境省	ウェールズ庁	スコットランド庁	同上
国民保健サービス	保健省	同上	同上	同上
社会福祉	同上	同上	同上	同上

社会保障省=Department of Social Security

雇用省=Department of Employment

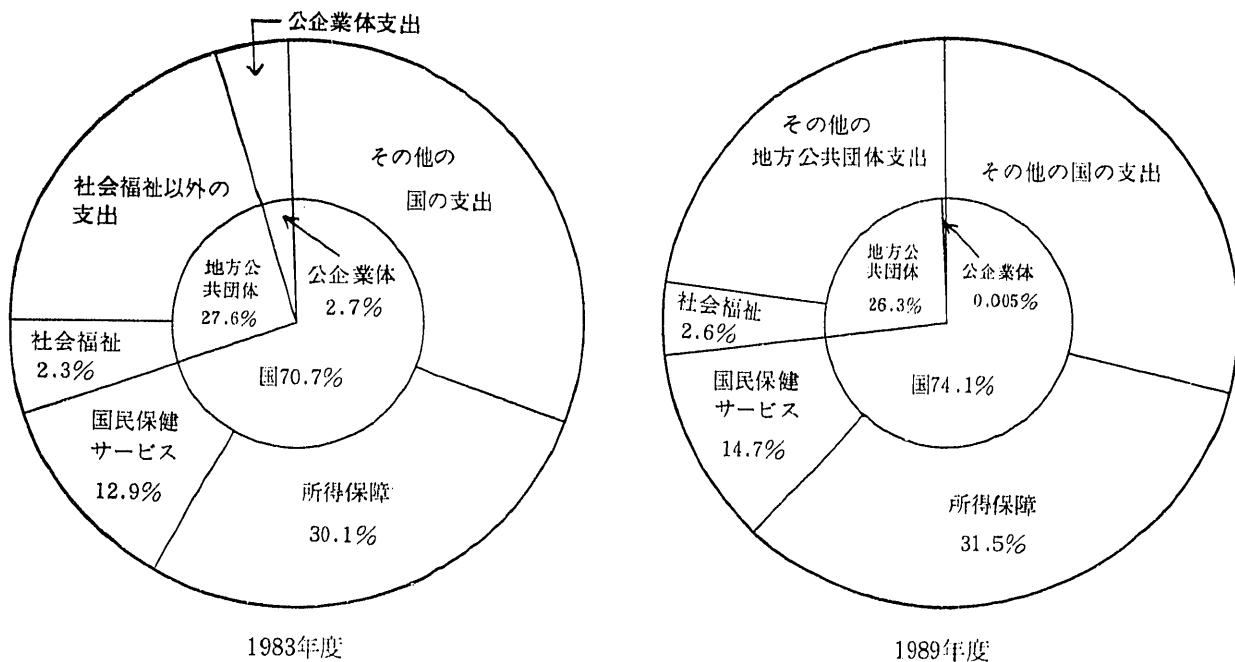
環境省=Department of Environment

保健省=Department of Health

ウェールズ庁=Welsh Office

スコットランド庁=Scottish Office

北アイルランド庁=Northern Ireland Office



資料：The Government's Expenditure Plans 1989-90 to 1991-92 HMSO

第1図 社会保障支出の国と地方財政支出に占める割合の推移

(建設関係も所掌しているもの)が担当しているが、他の地域はそれぞれの担当大臣及び庁が担当している。北アイルランドについては半自治体として、北アイルランド大臣及び北アイルランド庁がすべての業務を担当している(第一表参照)。(注1)

2 英国の社会保障財源

次に、社会保障の財源についてみてみると、まず所得保障については、国民保険料を拠出する退職年金、失業給付等と、児童手当(Child Benefit)、所得扶助(Income Support=日本の生活保護に相当)などの無拠出の制度で当然財源が異なる。前者の財源のほとんどは当然、国民保険料であり、後者はすべて国税(地方税=レイトを除いた部分)である。

次に、国民保健医療サービスは、原則として国税により賄われるが、1957年以降、国民保険料の一定料率が国民保健サービスに拠出されており、国民保健医療サービス全体に占める財源

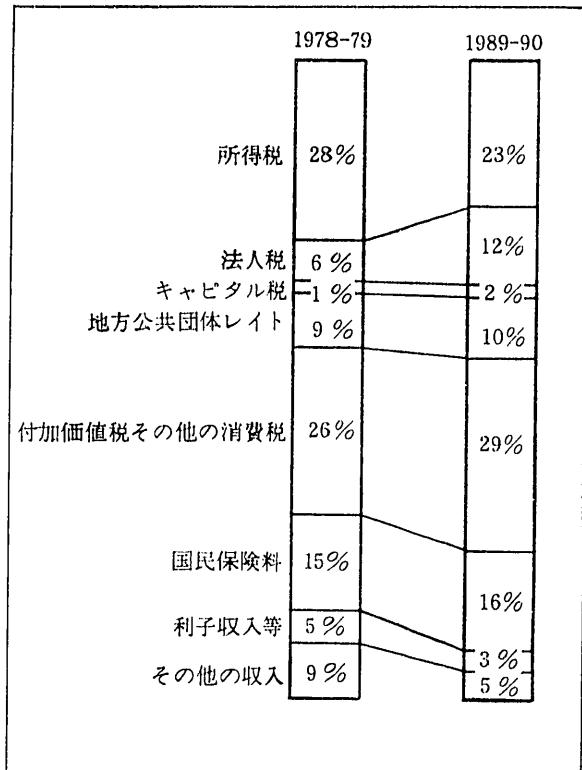
の内訳では、1987年の見積りで、国税85%、保険料11.8%、自己負担3.2%となっている。(注2)

最後に、社会福祉サービスは、地方公共団体によって供給されるが、地方公共団体の財源は、1987年度で、地方税(レイト)が36.5%、国からの交付金が50.8%、家賃収入6.4%などとなっている。(注3)

3 一般政府支出の中の社会保障支出

次に、簡単に、国及び地方公共団体を合わせた一般政府支出(利子支払いを除く政府の政策経費支出)に占める社会保障支出の割合を簡単に見てみよう。

第二図が、一般政府の総支出の内訳である。1989年度では、総支出のうち、国が約4分の3(74.1%)を占め、地方公共団体が残りの約4分の1(26.3%)となっている。公共企業体は、1983年度は2.7%を占めていたが、サッチャーの下での民营化を反映して、1989年度には、



資料：「Financial Statement and Budget Report 1989-90」
HMSO

第2図 一般政府収入の推移

0.005%にまで低下している。地方公共団体の比率も政府の財政緊縮の指導及び交付金削減を反映して、若干ながら減少傾向にある。

今度は、機能別 の総支出 の内訳 をみてみると、1989年度では、一般政府の総支出のうち、所得保障が31.5%，国民保健サービスが14.7%，社会福祉が2.6%を占め、総計では48.8%にも達している。特に、国の支出の内訳だけをとらえれば、1989年度での総額 123,718 百万ポンドのうち、国民保健サービスが24,511百万ポンドで19.8%，所得保障が52,602百万ポンドで42.5%と総計62.3%にも達しており、1983年がそれぞれ18.3%，42.6%の計60.9%であったことからみて、更に増大傾向にあるといえる。(注4)

4 英国の歳入及び歳出の概要

次に、一般政府の総収入について概観してみ

たのが第二図である。

一般政府の歳入の財源は、大きく5つに分けられる。第一は所得税及び法人税等の直接税であり、これが1989年度予算では全体の35%（うち所得税が23%）を占めている。第二は付加価値税等の間接税であり、これらが全体の29%を占めている。第三は地方税のレート（土地及び住宅にかかる日本の固定資産税にあたるもの）であり、10%を占めている。また、第4のジャンルは国民保険料であり、16%となっている。残りは利子収入その他で8%となっている。日本との対比では間接税の割合が高いこと及び地方税の割合が低いことが特徴である。

これらは、サッチャー政権による所得減税等の改革の結果、1978年度に比して所得税の割合が28%から大幅に減少し、半面、間接税が26%から29%に上昇している。また、法人税は減税にもかかわらず、良好な経済を反映して6%から12%に拡大している。

以上で、全体の概観を終え、本稿の目的たるサッチャー政権下での社会保障の財源としての国税、国民保険料、地方税の改革の順に見ていくこととしたい。

II 国税の改革

社会保障の財源としての国税は、前述のように、1989年度予算で、直接税と間接税とを合わせて全体の66%を占めるが、これらは、無拠出制度の所得保障のすべて、国民保健サービス制度の大部分(85%)、社会福祉サービスの約半分(50.8%)の財源となっている。

以下、個別の税目について概観する。

1 所得税の改革

(1) 所得税減税

まず、何といっても所得税減税であるが、これについては、サッチャー政権誕生以来、徹底した税率の引き下げ及び簡素化が行われ、1978年には25%から83%までの11段階あった所得税率は、1979年には30%から60%の7段階に、1986年及び1987年には基本税率がそれぞれ、29%、27%へと引き下げられ、1988年には、ついに保守党政府の当初の公約どおり基本税率25%及び最高税率40%の2段階に簡素化された。(注5)

(2) 夫婦合算課税から個人単位課税へ

また、1988年の改正で、現行の夫婦合算(非分割)課税方式が1990年4月以降個人単位課税に改められることとなった。これにより、夫と妻はそれぞれ独立した納税義務者とされ、それぞれの基礎控除を有することとなる。

(3) 高齢者にかかる民間医療保険控除の創設

さらに、1989年の改正では、高齢者にかかる民間医療保険の保険料控除が盛り込まれた。これは、本年1月に発表された国民保健サービスの抜本改革の一環として行われるものであり、60歳以上の高齢者が民間医療保険に加入した場合、保険料負担者がだれであるかを問わず、その保険料控除を認めようとするものである。

(注6) 最近では、職員厚生の一貫として保険料負担を肩代わりする企業が増加してきているが、被用者は、退職すると自ら負担せざるを得なくなる上に、高齢で保険料が高くなることから、退職と一緒に民間医療保険から脱退すると

いうケースが目立っている。今回の措置はこのような問題に対処しようとするものである。(もっとも、そもそも民間医療保険への加入は、国民保険サービスの下での長い待機期間に我慢できない人があるいはもっと豪華なサービス(高級ホテルなどである)を期待する人々のためのものであり、今回の措置には、国民保健サービスの向上を図るの先決だとして労働党はもちろん保守党のなかにも異論がある。)

(4) 超高齢者控除の年齢引き下げ

上記のほか、従来、高齢者については、65歳以上の高齢者控除と80歳以上の超高齢者控除の2段階制となっていたが、1989年の改革では、超高齢者控除の対象年齢を80歳から75歳に引き下げるとともにそれぞれ控除額が次のように引き上げられた。

高齢者控除

単身 3180ポンド - 3499ポンド

夫婦 5035ポンド - 5385ポンド

超高齢者控除

単身 3310ポンド - 3540ポンド

夫婦 5205ポンド - 5565ポンド

2 法人税の改革

法人税についても機械設備の初年度100%特別償却の廃止等課税ベースの拡大を行う一方で、経済の活性化を図る観点から、1986年以降、税率が52%から35%に段階的に引き下げられている。

3 相続税の改正

相続税については、1988年において課税最低

限を11万ポンドに引き下げるとともに従来30%から60%の4段階あった税率を40%の単一税率に一本化することとされた。

4 付加価値税の改正

付加価値税については、上記の直接税とは逆に課税の強化が行われている。すなわち、1979年において、従来、8%と12.5%の2段階であった税率が一本化されるとともに15%に引き上げられた。

このように、英国では、所得に対する課税から消費に対する課税へのシフトという理念がうかがえる。

III 国民保険料の改革

次に国民保険料の改革であるが、それにふれる前に、簡単に国民保険制度及び国民保険料制度について説明しておきたい。

1 国民保険制度の概要

英国は、退職年金（基礎年金及び国家所得比例年金）だけでなく、寡婦（夫）給付、失業給付、業務災害給付、傷病手当、障害給付出産手当がすべて一本化された国民保険制度となっており、対象も公務員や自営業者をも含めた包括的な制度となっている。（ただし、自営業者については、失業給付、業務災害給付及び国家所得比例年金は除かれる。）

2 国民保険料の概要

保険料は、被用者のための第一種、自営業者

のための第二種、任意加入のための第三種、及び高額所得の自営業者のための追加拠出の第四種の四つに分かれている。

第一種保険料は原則として、最低所得額（男子労働者の平均賃金の20~25%の水準に設定される）以上の所得を有する者を対象に労使折半で課せられるが、最高所得額（男子労働者の平均賃金の約1.5倍である）を越える週所得については、事業主については保険料拠出の義務が課せられるが、被用者には課せられない。この第一種保険料は、内閣歳入庁（Inland Revenue）によって所得税とともに源泉徴収される。

第二種保険料は、年一定以上の所得のある自営業者に課せられる定額の保険料である。この保険料は第三種保険料と同様、印紙を買ひか銀行から振り込む方法によって支払われる。

第三種保険料も、任意拠出の定額保険料である。

第四種保険料は、高額所得の自営業者に対する保険料で1975年度から導入されており、1988年度で4,750ポンド以上15,860ポンド以下の所得に6.3%を乗じた額が課税されている。

失業者、出産手当受給者、就労不能者、21歳未満の学生などについては、保険料の免除が認められ、これらの者については、最低所得額に係る第一種保険料を拠出したものと見なされる。

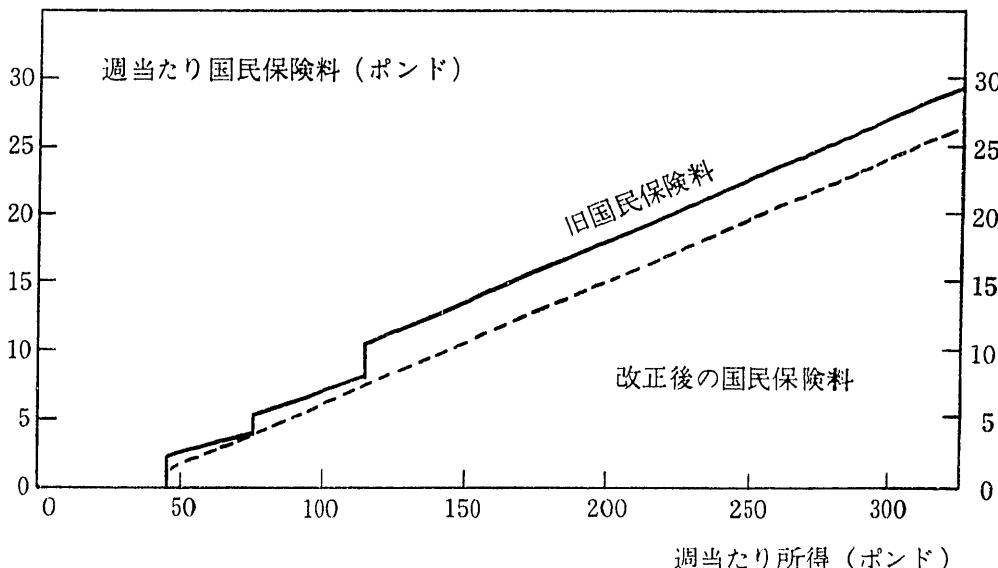
3 第一種保険料率の改革

(1) 1985年の改革

従来、第一種国民保険料の料率は所得の如何にかかわらず一律であったが、1985年10月から、所得の低い者には所得に応じ7%及び5%

第2表 1988年度の第一種保険料率

週 所 得	被 用 者			事 業 主		
	非 適 用 除 外 者	適 用 除 外 者		非 適 用 除 外 者	適 用 除 外 者	
		最 近 の £ 41	軽 減 料 率		最 初 の £ 41	軽 減 料 率
£ 39 ~ £ 46.99	5%	5%	3%	5%	5%	1.2%
£ 70 ~ £ 104.99	7%	7%	5%	7%	7%	3.2%
£ 105 ~ £ 154.99	9%	9%	7%	9%	9%	5.2%
£ 155 ~ £ 305.00	9%	9%	7%	10.45%	10.45%	6.65%
£ 305 を超える所得				10.45%	10.45%	10.45%



第3図 被用者の国民保険料の改革

の低い保険料率が適用されるようになった。所得額は毎年改定されているが、1988年4月からの保険料率は第二表のとおりである。

このような低所得料率の設定は、社会保障的配慮というより、高い失業率に悩む英国において所得が低い若年者や不熟練労働者の雇用促進をねらった雇用政策の観点からなされたものである。したがって被用者だけでなく雇用主の保険料率も同時に低い料率が設定されている。

(2) 1989年の改革

しかし、このような施策にもかかわらず、かねて社会保険料の構造には歪みがあり、また、所得税と合計した率では逆進的であること、さ

らに低所得世帯では、所得が多くなると保険料率が高くなり、かえって所得が減少するなどの問題点が指摘されていた。

そこで、1989年度の保険料改正において、1989年10月5日より、被保険者（雇用主の保険料率は据え置き）の保険料率が最低所得額（週43ポンド）までは2%，週43ポンド以上最高所得額（週325ポンド）までは9%の保険料率が適用されることとなった。

今回の措置は、被用者のみに適用されたことから明らかのように、1985年の改革と異なり、租税負担の公平化はもちろんのこと社会保障的側面が強く働いているといえる（第三図参照）。

(3) 在職老齢年金制度の改革

国民保険料の改革ではないが、歳入に関連することからとして、1989年の予算演説では、在職老齢年金制度の改革が盛り込まれたので、ここで併せてふれておこう。

英国ではこれまで国家所得比例年金の受給者については、稼得所得に応じて、週75ポンド以上の勤労所得者について年金減額、週120ポンド以上の勤労所得者については年金停止が行われていたが、1989年10月1日からこの制限措置が撤廃されることとなった。これは、近年及び将来にわたって予想されている職員及び熟練労働者不足に対処した措置と考えられる。

英国では、他の西洋諸国と異なり、高齢化が15%台の水準で、ここ20年ほどはほぼ一定（もっとも超高齢者の割合は高くなる）なので、日本ほど高齢化、高齢化と騒いでいないように思われる。（もちろん、将来の国民負担を考えて1988年からは国家所得比例年金の給付水準の引き下げ等の措置がとられてはいる。）むしろ、将来にわたって若年労働者をはじめとした一定の技能を持った労働力不足の方が問題視されている。

IV 社会福祉のための地方税の改革

以上、国税と社会保険料の改革を見てきたが、最後に所得税の大幅減税と並んで、サッチャー政権の目玉ともいべき地方税の改革について述べたい。この改革は、地方税制の骨格を根本から改める極めてドラスティックなものであり、財政支出の在り方とも密接に絡んで重要なと思われる所以、以下、やや詳しく解説することとする。（注7）

1 地方財政の現状

(1) 地方公共団体の支出

まず初めに地方公共団体の支出の内訳を1984年度でみてみると次のとおりである。（注8）

教育	33%
住宅	25%
環境衛生	13%
警察等	10%
道路・交通	8.5%
社会福祉	7.5%
その他	3%

(2) 地方公共団体の収入

次に、1987年度における地方公共団体の収入をみてみると次のようになっている。（注9）

政府からの交付金	50.8%
レイト	36.5%
うち 居住用資産	43.0%
非居住用資産	57.0%
家賃収入	6.4%
その他	6.3%

(3) 交付金の概要

交付金の概要は次のとおり。

交付金——特定交付金

警察、住宅改良、都市
計画補助金等

一補充交付金

交通事業補助交付金
国立公園補助交付金

一レイト援助交付金

住宅レイト軽減交付金 包括交付金

①特定交付金

1984年度のイングランドにおける特定交付金は約28億ポンドであり、交付金全体の約2割を占めている。この特定交付金は、特定の事業又は計画のために国から支出される補助金であるが、警察補助金、住宅改良及び都市計画補助金がその大半を占め、社会福祉関係はごく僅かに過ぎない。

②補充交付金

1987年度政府予算に占める補充交付金は、交通事業補充交付金180百万ポンド、国立公園補充交付金七百ポンドであり、交付金全体に占める割合は極めて小さい。

③レイト援助交付金

レイト援助交付金は、住宅レイト援助軽減交付金と包括交付金の2種類ある。前者は住居に使用されている不動産に対するレイトの税率を環境大臣が決定する額の税（評価額の18.5%分、ただし、ロンドン市は35.5%，ウエストミンスター区は26.2%）を軽減しなければならないとされており、この税の軽減分を政府が交付金として自治体に配分するものである。

包括交付金は、それぞれの地方公共団体ごとに社会的、地理的条件が異なるのでその調整を行うものである。すなわち、同一のレイト税率の下で一定の行政サービスを提供しうるよう、政府がレイト援助交付金の配分を通じて財源調整を図るものであり、具体的には、各地方ご

との人口構成や地域特性に応じて、標準的なレイトを財源とする要支出額を算定し、標準税率に基づくレイト収入額（レイト総課税評価額に標準税率を乗じたもの）との差額を補填しようとするものである。

ただし、1982年地方財政法に基づき（実際には1981年から実施ず）、保守党政権の地方財政を緊縮させようとの趣旨から、標準税率よりも高くして多くのサービスを行っている地方公共団体（労働党の地盤の地方公共団体が多い）については、包括交付金の額を減額し、緊縮を行って税率を下げている地方公共団体については、包括交付金の額が増額されている。

（4）レイト

レイトは、日本の固定資産税に相当するものであり、大きく居住用資産と非居住用資産とに分かれる。一般的には個別の資産ごとに課税評価額が決定され、各地方公共団体が毎年、所要額に基づき総資産評価額からその年の税率を算出する。個別のレイトは、当該資産の課税評価額に当該年度の税率を乗じた額となる。なお、評価は、それほど頻繁には行われないため、評価時点から経過すればするほど税率が極めて高くなっている。

2 地方税の問題点

以上述べてきた地方税制度については、現行レイトが、住宅に対する軽減措置や、低所得者に対する減免措置があること、またその税率が

各地方公共団体によって任意に設定しうるため各地方によって税率に大きな差があることから、次のような問題点が企業や富裕層など保守党の支持者から指摘されてきた。

① 保守党政権としては、国だけでなく、地方公共団体の財政も緊縮を指導したい。もちろん地方自治の原則から、住民が、負担が増えてもサービスの増加を望むのであればそれはそれで結構である。ところが、現行のレイトシステムでは、税率を引き上げても、その影響を受けるのは、企業及び一部の個人に偏っている。企業には、参政権はないため、その声が地方行政に反映されにくい。そのため、ややもすると、労働党の地盤では、サービスの拡大とそれに伴う税率引上げが、住民の関心とは関係のないところで安易に引き上げられる傾向がある。

政府が、包括交付金の交付の調整により財政支出の大きい地方公共団体に制裁を加えようとしても、それが思うような効果を上げられなかつたのも、このようなレイト制度自体の仕組みに根本的な原因があったのである。

② 第二には、レイトが各地方公共団体で異なっていることは、各企業にとって、その競争力という面で大きな影響を被ることとなる。特に、法人税と違い営業成績に関係なく税額が決定され、しかもそれが、地方によってかなり格差があるとなると、各企業の経費構造に大きな差異が生じ、経済中立性を歪めることとなっている。

3 地方税制の改革

(1) 改革の考え方

上記の問題意識から、各個人は同じ量のサービスを受けているから同額の負担を行うべきで、土地や住宅の価格を地方税の担税力の指標とするることは適当でなく、また、企業が負担するレイトの税率は一律であることが望ましいという考え方方が生まれ、それに基づく1988年地方財政法 (Local Government Finance Act) が1988年7月29日に成立して、1990年4月より実施に移されることとなった。(なお、スコットランドでは、資産の評価替えがイングランドに先行して行われ、実施時期を遅らすと混乱を引き起こす懸念が出てきたことから、イングランドに先駆けて既に今年4月から改革の実施が行われている。)

改革の骨子は、次の3点よりなる。

- ① 住宅用資産にかかるレイトの廃止とコミュニティチャージの導入
- ② 非居住用資産 レイトの譲与税方式への変換
- ③ 交付金制度の単純化

(2) コミュニティ・チャージ

住宅用資産にかかるレイトは徐々に10年間の経過期間をおいて廃止し、その代わり、すべての成人(18歳以上)に定額のコミュニティチャージを課す。

① 納税義務者

原則として、各地方自治体に居住する18歳以上のすべての成人。ただし、次に掲げる者は免税となる。

- ・重度精神障害者

- ・入院患者
- ・養護施設入所者
- ・受刑者
- ・児童手当の受給資格者（19歳以下の学生）
- ・ホームレス
- ・ボランティアの介護人
- ・大学寄宿舎及び夜間収容施設滞在者
- ・宗教教団員
- ・外交官及び国際機関本部員
- ・駐英軍人

②税額

各地方自治体によって、定額が課される。

③低所得者に対する特例

低所得者の税負担軽減を図るため、コミュニティチャージを還付する制度が設けられる。

④登録簿の設置

コミュニティチャージの徴収を行うため、新たに、納付義務者の氏名、住所並びに納付義務の始期及び終期を記載したコミュニティチャージ登録簿を各地域ごとに備える。

⑤制度の導入時期

新制度は、1990年4月から徐々に導入され、10年間の経過期間の後にレイトから完全に置き変わる。

⑥導入の効果

コミュニティチャージの導入により、レイトの性格が資産税から人頭税へ大きく転換し、負担が富裕階層から中産階層世帯（特に3人以上の成人を含む世帯）へと移ることとなる。（英国の場合、一般には、成人した子供は家庭から独立す

るため、三世帯同居は少ないが、三世代同居はアジア系の多くの家庭と一部の富裕階級（貴族等）に見られる。）

（3）非居住用資産レイトの譲与税方式への転換

非居住用資産レイトについては、税率が現在各地方公共団体によって異なっているが、1990年4月以降、内務大臣が決定する全国一律の税率が適用される。

①評価台帳の作成

非居住用資産の評価台帳を調整し、1990年4月1日から適用し、5年ごとに再評価を行うこととする。

②レイト課税の免除対象資産等

次の資産はレイト課税が免除される。

- ・農地及び農業用建物
- ・養魚場
- ・宗教的礼拝施設
- ・教会堂、協会管理用建物、付属施設
- ・下水道
- ・公園
- ・心身障害者用資産
- ・エンタープライズゾーン内の資産

また、慈善事業用資産については、評価額の80%までが当然減額されるが、課税当局は100%まで減額できる。また、非営利の非居住用資産についても100%まで自由裁量で減額できる。

③税率

産業界及び地方公共団体双方の利益を考慮し、非居住用資産レイトの地方公共団体の収入に占める割合を実質ベースでおおむね現行割合を維持することとし、将来もその割合を維持するよう税率を物

価上昇に連動する仕組みとする。

税率は、1990年以降は、環境大臣の決定する一律の税率となる。

- ④レイト収入の中央でのプールと再配分
居住用資産レイト収入は中央基金にプールされた後、成人人口に比例して各地方公共団体に再配分される。

(4) 交付金制度の単純化

現行の複雑な交付金制度を大幅に単純化し、経費補填交付金と標準交付金の二本建て化する。前者は、各地区で基準的な行政を確保するためのコストが異なるため、その差を補填しようとするものでそれぞれの地域に応じて配分額は当然異なる。

後者は、各地方公共団体に対して成人一人当たり何ポンドというように一律に配分されるものである。

(5) 改革のねらい

今回の改革の最大のねらいは、地方公共団体の独自の政策遂行に必要な財源を非居住用資産レイトの増税で対応するのでなく、すべての居住民の負担となるコミュニティチャージの増税で対応せざるを得ないこととしたことである。要するに、住民サービスをより向上させたいのであれば選挙権のない企業に対する増税ではなく、受益と負担に関する選択権のある選挙権を有する住民に対する増税によるべしとしたものである。

中央政府が地方公共団体についても中央政府と同様に歳出を抑制しようとしても労働党支配の地方公共団体では、レイトの税率を引き上げて歳入を確保してしまう。低所得者層には還付制度があることなどからレイトの引上げの影響

は企業や中座階級以上の個人しか受けず、労働党支持者はサービスを享受こそすれ、負担増は少ないという状況にあった。今回の改革は、地方公共団体の歳出増が直接選挙民全体の税負担に直結する制度とし、それにより無闇な歳出増を抑制しようとしたものである。

最後に

サッチャー政権下での財政金融政策は、少なくとも昨年までは、財政赤字の解消を図る中で、高い経済成長率の達成、失業率の改善、インフレの抑制などを達成し、見事にその目的を達成してきたといえよう。

しかしながら、ここにきて、昨年度の大幅減税（1兆円にも達するその減税額は、医療関係者が要求する国民保健サービスの不足額に匹敵する額であった）がたたってか、8%台に達する急速なインフレが進行し、国民の最大関心事の一つである住宅ローンの高騰を招き、6月13日に行われた欧州議会選挙では、労働党が圧勝するなど国民保健サービスの改革やコミュニティチャージの導入、水道事業の民営化など最近の一連の改革が必ずしも国民の多数の支持を得るには至っておらず、10年目を迎えたサッチャー政権もこれからがいよいよ正念場といえよう。

注

- 1) 「イギリスの社会保障」社会保障研究所編参照。
保健社会保障省は、1988年の7月に保健省と社会保障省に分割された。社会保障改革の実施、国民保健サービス制度の見直しと懸案が続いたため、一人の閣内大臣では余りにも業務量が多くて大変だというのが分割の理由である。もともと2つの省だったのが労働党内閣時代に統合されたものであり、業務自体は、ほぼ2つに分かれて行われて

いたので分割にそれほど支障はなく、今回の分割も結果的には、一人の閣内大臣が増員されただけともいえるが、全体の国家予算に占める割合や国民生活への影響等を考えると分割ももっともともいえる。

- 2) 資料：「*Compendium of Health Statistic 1987*」
Office of Economics
- 3) 資料：「*Financial Statistics 1989*」 CSO
- 4) 資料：「*The Government Expenditure Plans 1989*」 CSO
- 5) 資料：「*Financial Statement and Budget Report 1989-90*」 HMSO
- 6) 資料：「*Promoting Better Health*」 HMSO。国民

保健サービス制度の改革の詳しい内容については拙稿「英國の国民保健サービス（NHS）の改革白書の概要」国際厚生ニュース—国際厚生事業団発行を参照されたい。

- 7) 現行の地方税の仕組みや地方税改革の背景、政府の当初の改革案の概要等については、政府のグリーンペーパーを詳細に解説した内貴滋氏の「女王陛下の税制改革—(十三)地方税—地方財務協会発行を参照されたい。
- 8) 資料：「*Paying For Local Government*」 HMSO。地方税改革のグリーンペーパーである。
- 9) 資料：注3と同じ

(ひぐち せいしょう)

フランスの税制改革と社会保障

大阪学院大学助教授 矢野秀利

要 旨

1981年以降の税制改革のポイントは、所得税率の変更、法人税率の引き下げ、付加価値税率の変更、富裕税の創設・廃止・再設置にある。1981年から1989年までの約8年間は、社会主義政権から保革共存、そして再び社会党政権とゆれ動いたため、政策の流れも、まず、再分配重視、つづいて効率性への復帰、さらに公平を加味しながらの効率性重視、そして効率性と公正の調和というように大きく変化した。

所得税は、社会党内閣のもとで増税、保守連合内閣で減税、そしてその後はそのまま維持された。法人税は緩和の傾向にある。付加価値税は当初増税されたが、その後、EC統合もひかえて税率削減がなされてきた。富裕税は資産格差是正のため導入されたが、技術上の難点、それほどの効果を示さなかったため廃止されたが、1989年に最貧者のための最低所得保証制度の財源として再登場した。

社会保障制度は公的年金、医療保険の赤字をかかえているが、保険料のアップは雇用へのマイナス要因、国際競争力低下になるのでせいぜい被雇用者負担を高める程度の政策しかとられていない。そして、社会保障赤字を補填するために特別目的税と付加税が暫定的に設置された

が、これは現在も維持されている。社会保障制度の抜本的改革は1989-1992年の第10次計画の優先課題でもあり、今後の動向が注目されるところである。

1 はじめに

フランスの政府財政と社会保障財政は併存する形で運営され、社会保障制度は政府と独立の体裁を保っている。しかし政府は社会保障制度全般に管理・監督を行っている。そして社会保障制度にはさまざまのルートから政府財政資金が投入されている。政府からの補助金、社会保障目的税が充てられ、また、社会保障制度自体の保険料収入の規定も政府によって決定されている¹⁾。このため、社会保障制度の改革には必然的に財政措置の変更を伴うことになる。そして、社会保障財政赤字を解決しようとするならば、どうしても税制との関わりが重要になってくる。つまり、税制改革と社会保障改革は密接に関連してくるのである。財政と社会保障がそれぞれ良好な状態であるときには、このような関連は無視してもよいほどの比重しかない。だが、たとえ一方に赤字問題が発生してくると、財源問題は他方へ大きな影響を与える。そして、そこでの問題は、社会保障も含めた公的負担をどうするかになってくる。社会保険料は特

別徴収分 (parafiscal) であるとも考えられるので、全体の公的負担規模と同時に、どれだけを租税に、どれだけをどんな形で社会保障財源にするかという問題になってくる。

現在、フランスの財政と社会保障はともに大きな問題に直面している。財政は大きな財政赤字をかかえて、また EC 統合に向けて国内の諸税の国際調整を行わなければならない。そして、社会保障もまた増加傾向にある医療保険と公的年金保険の赤字に悩まされながら、高い社会保険料をこれ以上引き上げることは困難という状況にある。フランス政府のとりうる選択範囲も厳しくせばめられている。他の先進諸国が抜本的税制改革を推進しているのに対し、フランスの立場は中途半端にならざるをえない。1981年以降、政策は大きく変動するが、税制改革も同様であった。そして、税制が直接に社会保障財政に関与してくる部分は、富裕税を除けば意外に少ない。

そこで、本稿では、フランスの税制ができるだけ社会保障と関連付けながら説明していくことにしよう。そして、最近の税制改革と社会保障に関する税制改革に焦点をおいてみていく予定である。

2 最近の税制改革

(1) 税制改革の背景と推移

フランスの税制の特徴は、まず第1に、先進諸国の中でも極めて高い公的負担率（租税+社会保険料）になっていることである。しかも、ここ10年余りの間に国内総生産に占める公的負担率が急激に上昇していることである。第2に、公的負担率のうち、社会保障財源の大部分を占める社会保険料の比重が極めて高いことである。

そして、この社会保険料負担の中で雇用主・企業負担の割合が極めて高く、その結果、法人税収が小さいにもかかわらず、企業の公的負担は高くなり、企業の国際競争力への重大な阻害要因になっている。第3に、所得税、法人税の比重が低く、間接税、特に付加価値税が税制の中核にすえられていることである。これら3つの特徴は、フランスの戦後税制、特に、完全な形での付加価値税が導入された1968年以降の税制の大枠になっている²⁾。さらに、つけ加えるならば、国税中心の税体系であり、地方税収は最近増加傾向にあるとはいえる、税収は微少であり、税目も少ない。また、他の先進国と異なるのは、大型資産を対象とする富裕税の存在であろう。これは、一時廃止されたが、1989年から再登場したもので、フランス社会党政権の象徴的税制といえる。

以上のような、フランス税制の構造的特徴を踏まえた上で、最近の税制改革の歴史とその背景を、1981年5月に成立したミッテラン政権以降から簡単にふり返ってみよう。

1981年のミッテラン政権以降の首相、財政担当者は表1のとおりである³⁾。順次、各政策担当者ごとにその政策の強調点、税制への関わりをみていくことにしよう。

モーロア＝ドロールの政策（1981.5～1984.7）

政策の優先課題は、まず失業問題であった。同時に、「社会的公正」の実現も重要な課題であった。ケインズ的財政政策を採用し、財政拡大による総需要拡大によって失業を解決しようとし、他方で、社会的公正実現のため低所得層への減税と補助金増額、そして富裕層への増税がなされた。マクロ政策の方は、開放経済下で一国単独の拡大政策のため為替レートを切

表1 1981年以降の政策担当者と基本方針（ミッテラン大統領下）

年 月	首 相	財政担当	主 要 経 濟 優 先 課 題
1981年5月 ↓ (社会) (社会党)	モーロア	ドロール	(前半) 失業対策と公共支出拡大 (後半) インフレと貿易赤字抑制
1984年7月 ↓ (社会党)	ファビウス	ペレゴボア	財政緊縮と産業の近代化
1986年3月 ↓ (保革共存)	シラク	バラデュール	民営化と財政赤字削減社会保障の改革
1988年5月 ↓ (ミッテラン再選) (社会党)	ロカーレ	ペレゴボア	財政の抑制・教育・研究支出の拡大、「最低所得」の確立

り下げただけに終わったが、社会的公正のための税制改革は際立ったものがみられる。

モーロア内閣による最初の増税は1981年8月の財政法で定めたもので、これは高所得層（10万フラン超の所得）の前年度所得にかかる所得税額の25%を付加税とするものである。そして、長い間すえおかれた所得税の最高限界税率を60%から5ポイント引き上げて65%にした。この税率は1986年までつづくことになる。この結果、高所得層の限界最高税率をその時の60%から実質上、65%～75%に引き上げることになった。つづいて、1982年財政法では、納税額が2万5千フランを超える家計に対して、1万5千フランを超える部分の税額の10%を付加税とした。1983年財政法では2万5千フランが2万8千フランに引き上げられ、1万5千フランを超える部分の税額の7%の付加税となり、1984年には対象納税額を2万フランに下げ、付加税率も3万フランを境に5%と8%にした。いずれにしても、1981～1984年にかけて、税収不足を埋めるためにその場しのぎとも思われる付加税方式による所得税増税が高所得層に対して実施された。1981～1984年の4年間は、高所得層にとってはアド・ホックな「増税の時代」であったのである。

しかし、この時期になされた画期的な所得税

改革は、完全な形でのインデクセーションの実施である⁴⁾。1977年以来、物価上昇率に対して各限界税率に対応する所得階層区分が不均等な形で引き上げられていたが、1982年の財政法によって、すべての所得階層区分を物価上昇率分だけ引き上げることにして、課税の負担がインフレに完全に中立的になった。従来は低い所得階層区分のインフレ調整は大幅に、高い所得階層区分のインフレ調整は小幅ないし未実施であったが、1982年以降は完全なインデクセーションになったのである。この結果、INSEE（国立経済統計研究所）の発表する消費物価上昇に基づいて課税所得区分の比例的上昇がなされるという方法がとられることになった。従来の再分配効果を考慮したインデクセーションから中立的なインデクセーションへと改革されたのは、モーロア＝ドロール政策が必ずしも再分配だけを重視したものではないということがうかがわれる。

さらに、モーロア内閣の前期になされた大きな税制改革は富裕税（大型資産課税=IGF, Impôts sur les grande fortunes）創設である⁵⁾。富裕税は個人の大型資産を対象に累進税率を課すもので、富裕層の課税強化によって不平等を緩和することを目的にしたものである。富裕税は次のファビウス内閣まで継続され、税率も上

昇していくが、保守党内閣のシラク首相時に廃止される。しかし、社会党内閣の再登場で1989年に復活することになった。詳細は後で述べることにしよう。その他、モーロア内閣前半では、付加価値税の中間税率17.6%を1ポイント引き上げて18.6%にして増収をはかると同時に軽減税率を従来の7%だけから新しく5.5%の超軽減税率を設けて、低所得層への配慮もみせている。1983年になされたその他の税制改正は、課税所得の1%特別付加税を課し、これを社会保障財源にし、同じく、アルコール・たばこへの増税、薬品会社への広告税を行い、これも社会保障財源にするなど、社会保障特別課税が創設されることになった。他方では、企業投資を促進するため、事業資産への資産税の免除がなされたり、雇用増加をしたり投資増加を行った企業へ部分的な減税もなされた。

モーロア内閣は後半に入ると拡大政策から緊縮政策に転換せざるを得ず、この期の大きな税制改革は所得税の最高限界税率を60%から65%へ引き上げたことであろう。そして、1983年から1984年にかけて、租税政策は再分配重視から効率性重視に変化してくるが、しかし財政赤字を縮小する必要もあって増税政策がとられる。1984年財政法での大きな変化は、第1に、相続税の限界税率を大幅に引き上げたことである（詳しくは後述）。第2に、法人税の簡易課税企業（個人企業）、赤字法人への課税強化である。1978年以来このような企業への税額は一律に年間3,000フランであったが、1984年から表2のように売上高に応じて累進的課税になった。その他に前年には所得税額に対する7%特別付加税であったのを3%に緩和し、社会保障特別税も継続された。いずれにしても、モーロア内閣では、全般的に増税が行われたといえる。

表2 簡易課税、赤字企業への見積り課税額

税込みの売上額	税額
100万フラン未満	4,000フラン
100万～200万フラン	6,000フラン
200万～500万フラン	8,500フラン
500万～1,000万フラン	11,500フラン
1,000万フラン超～	17,000フラン

資料出所：Conseil des impôts『Neuvième Rapport』P. 21から。

ファビウス＝ペレゴボアの政策

(1984.7～1986.3)

モーロア内閣の後半から徐々に現れてきていた効率性重視は、ファビウス内閣によって本格化され、財政は一層の緊縮政策がとられた。財政の優先課題は財政再建と社会不公正の除去におかれた。企業の競争力を強めるために留保分の法人税率が50%から45%へ5ポイント引き下げられた。そして増加傾向にあった職業税を10%軽減する政策もとられた。これによって企業の投資を促進し、産業の近代化と国際競争力を高める方向が明確に示された。

また、社会的公正実現のため、富裕税の税率を引き上げるとともに、富裕税に特別付加税を課した。1986年には所得税の3%減税を実施し、同時に、前年までの3%特別増税を廃止して、税負担の公正をめざした。

シラク＝バラデュールの政策

(1986.3～1988.5)

ミッテラン大統領の下で保革共存の中で内閣を担当した保守連合のシラク首相は、大幅な政策転換を行い、財政では財政赤字の削減、大幅な減税、社会保障の合理化を政策課題とした。税制改革の基本方針は、所得税減税、企業の税負担の軽減、付加価値税の税率引き下げ、富裕税の撤廃を柱とするもので、企業の活性化と同

時に所得の再分配の観点も重視するものであった。シラク首相の言葉によれば、「1986年3月までは、多くの補助金、多くの負担と弱い競争力であったが、今や、少ない補助金、少ない負担と強い競争力」がめざすところであった。

(Les Echos 1988. 2. 17日号)

1986年3月に首相の座についたシラクは早速、4月に86年予算を補正し、すべての法人税率を50%から45%に引き下げるにした。前内閣の既定方針では流通業以外の法人を対象にした法人税率緩和であったものを全面的な減税に発展させたのである。さらに、今後、3年計画で法人税率を一層引き下げていく方針を示した。また、1987年には富裕税を廃止することを宣言し、実際に1987年1月から廃止されたのである。

所得税は、まず所得税率の最高限界税率を65%から58%に下げ、さらに1988年予算では56.8%に下げて、同時に、低額所得層控除制度を拡充し、低所得層にも配慮した大幅な所得減税になった。また、87年には扶養子女控除引き上げ、88年には扶養子女控除対象年齢を5歳未満から7歳未満に引き上げて、所得税減税を拡充した。さらに、中堅以下の所得層（課税所得29万5千フラン以下）には87年納税分の所得税を低所得層から11%，6%，3%の特別減税を実施して、高所得層中心の減税の印象を緩和している。

付加価値税については、まず、87年8月のマドンナのパリ・コンサートに合わせて、シラク首相は、レコード・オーディオカセットの付加価値税率を33.3%から、中間税率の18.6%に引き下げるにを発表した。さらにその直後に、87年9月以降、自動車の付加価値税率を33.3%から28%に引き下げるにを発表した。この付加価値税率の引き下げの背景には、1992年のEC統合に向けての付加価値税率調整問題があ

り、この政策はEC共通税率に向けての第一歩である。ただ、付加価値税率引き下げによる収減に対処するための恒久財源措置はなく、他の減税と同様に大部分は国有企業の民営化による一時財源しか用意されていない。

その他、企業関連の税が引き下げられ、小企業減税、農業減税も実施されて、87, 88年の2年間で産業部門の大幅な減税となった。このような大幅な減税政策は米・英の税制改革に大きな影響を受けたものである。

以上のような減税政策と並行して、社会保障特別税として所得税の課税所得の0.4%付加税の継続、老齢年金保険財源としてキャピタルゲイン課税額の1%付加税、医薬品の付加価値税の税率アップ、たばこ料金引き上げのように社会保障負担の増加をはかった。1987年予算において、バラデュール財政担当は、社会保障赤字の補填を目的にする特別付加税は次年度には廃止すると言明したが、これは無理になり、次年度も継続されることになった。

シラク内閣の租税政策は、大幅な減税、特に産業に重点を置く政策になったが、他方では企業の地方税負担増、社会保障負担の増加になり、財政再建と大型減税の両立のむずかしさを示した。ただ、後述のとおり、社会保障の合理化が推進され、セガン社会問題・雇用相による社会保障財政再建案はその後のフランスの社会保障改革の方向を示している点で高く評価される。

ロカール=ペレゴボアの政策 (1988. 5~)

1988年に大統領に再選されたミッテランの基本方針のうち、財政、社会保障に関しては、社会保障財源の確保、公共医療の合理化、富裕税の復活、そして最低所得保証制度の創設などがあげられた。すでに、大統領選挙戦に先立つ

1988年4月には、ミッテラン大統領は『フランス国民への書簡』の文書を公表し、政策の骨格を提示した。この中で、税制、社会保障については、EC統合のために付加価値税の調整の必要性、所得税率の現状維持、富裕税の復活、困窮者救済のための最低所得制度の創設、投資減税、公的年金の賦課方式の維持を訴えている。

1988年5月から政策を担当したロカール、ベレゴボアは、シラク内閣の租税政策をとりあえず大枠で維持した。この点では、前財政担当のバラデュールの遺産を責任もって受けつぐことになったのである。ベレゴボアはまず、資産の長期譲渡所得の課税を強化し、企業活動以外の長期譲渡益の税率を16%から42%に引き上げて、投機への課税強化をはかった。さらに、非アルコール飲料の付加価値税率を1988年7月以降18.6%から5.5%に引き下げた。この付加価値税率の引き下げの理由は、アルコーリズムへの対処とEC内の付加価値税率調整のためである。さらに、12月には、地方税の中で企業負担となっている職業税の免税枠を新規雇用実施企業を対象に引き上げて、この減税効果で雇用の増加策を実施した。しかし、いずれにしても、ロカール内閣の税制改革は1989年予算まで待たなければならない。

1989年予算編成にあたって、ロカール首相の方針においては、大統領選の公約でもあった最低所得制度の創設、そしてその財源をまかなうための富裕税の復活、さらに1992年EC統合にむけての付加価値税率引き下げがあげられた。さらに、法人税率の引き下げ、EC統合のために貯蓄税制の見直しも必要とされた。すでに、民営化収入はなく、財政赤字縮小も重要課題になっているので、とるべき政策余地は成長政策と公務員の削減、社会保障の改革しか残されてい

ない。このような制約の中で、ロカール内閣は、まず、1988年12月1日から付加価値税の全般的な改革を行った。すなわち、軽減税率7%を廃止し5.15%1本にし、さらに割増税率33.3%を廃止し28%に引き下げた。また、身障者用品の税率を18.6%から5.5%に引き下げ、ガス、電気の契約料も18.6%から5.5%に引き下げた。

所得税については7歳以下の扶養子女控除額を1万フランから1万2千フランに引き上げる措置、組合費を手当の1%内で所得控除措置、さらに、家族係数適用制限所得を2.6%引き上げて減税を行うことにした。

富裕税は、1982年～1986年の大型資産税(IGF)から資産への連帶税(*impôt de solidarité sur la fortune, ISF*)と名称を変えて復活した。新富裕税は35万～43万家族、約120万人を対象に設置される最低所得制度(*revenu minimum d'insertion*)に要する支出80億フランのうちの半分を調達するものとみられている。つまり、明確な垂直的再分配をめざした税制である。

企業関係の税制改革では、まず法人税率を留保分について42%から39%に引き下げることにした。これは再投資を期待したものである。さらに、雇用主の家族手当保険料を2年間で9%から7%へ軽減し、登録税の軽減、付加価値税が課税されていない（あるいは部分的にしか課税されていない）病院、銀行、保険会社の給与税の減税と自動的インデクセーションなどで既存企業の減税を実施した。さらに、新規企業（1989.1.1～1993.12.31に創設）は5年間の法人税の免除の措置がとられた。すなわち、創設からはじめ2年間は法人税の全額免除、3年目は75%免除、4年目50%免除、5年目25%免除が適用される。

また、営業権、営業資産の譲渡の贈与税を76.6%の税率から2.4ポイント引き下げ、小企業対象の職業訓練負担（税）の軽減をはかるなどして企業の活性化、そして雇用促進を誘導しようとしている。

他方では社会保障負担ではバラデュールの政策を維持し、年金保険料のアップをすべての所得（つまり上限なし）に対して実施し、給与への保険料1ポイント上昇策をとって、家計の負担増も行っている。いずれにしても企業の労働コストを削減し、生産に直接影響しない部分での増税、負担増を遂行し、さらに付加価値税調整等のようにEC統合、国際競争力に向けて税制の微調整がなされつつある⁶⁾。

（2）主要税の変化

前節では1981年から1988年までの税制改革の推移をみてきたが、つぎに、所得税、法人（企業）関連税、付加価値税、富裕税等の変化、改革をいくぶん社会保障とも関連させながら検討してみることにしよう。

所得税 所得税率の最高限界税率は表3のように、一時上昇したが1987年以降軽減されてきた。そして、前述のとおり、1982年以降、完全なインデクセーションによってインフレに中立的な税構造に改革されている。しかしフランスの所得税はいわゆる「家族除数制度」と一般に給与所得の72%⁷⁾を課税所得にする方法がとられているため、高い累進課税にもかかわらず

課税対象家計は極めて少ない。また、給与所得者以外は職種で異なる所得控除があり、利子所得についても源泉分離一律課税になっているため、所得税を賦課される家計は40%に満たない状況で、課税対象家計比率も減少傾向にある。1987年のシラク内閣での低額所得層控除制度では、新たに200万人の非納税者が生まれたといわれる。その結果、所得層上位5%の家計が所得収の50%を負担することになっている。このように、所得税が他の先進国のように普遍的ではないため、高度な累進性を緩和する政策をとれば、すなわち高所得者に集中的な減税になってしまう。この点で、他の先進国が所得税改革によって全般的な負担の軽減をめざしているのとはかなり意味あいが異なる。

法人（企業）関連税⁸⁾ 法人税率は表4のとおり、諸外国と同じように軽減されてきている。ただ、配当所得に対する二重課税緩和のためavoir fiscalという税額控除制度があるので個人所得税としては低税率である。しかし留保される部分はこの法人税率が適用されるが、税率の削減は留保分が再投資されるのを促進させる効果をねらったものになっている。

企業にとって大きな負担となり、かつ最近負担の上昇しているのは職業税(tax professionalいわゆる事業税)である。課税標準は、事業用の有形固定資産の賃貸価格（これは自己所有であっても課税標準とする）と年間給与支給総額

表4 法人税率の推移

年	1985	1986	1987	1988	1989
税率	50%	45%	45%	42%	39%

（注）配当分への税率である。ただし、配当所得には配当税額控除制度(avoir fiscal)によって配当所得の税率は(39% - 0.5 × 61%)により、8.5%にしかならない。

表3 所得税の最高限界税率の推移
(単位%)

年	1980	1981	1982	1987	1988
税率	60	60	65%	58	56.8

の18%の合算額で、これに対して各地方自治体ごとに定められた税率をかけて徴収する。税率は3%台から24%台までさまざまである。各企業の負担は付加価値の5%を上限とするように制約されているが、地方分権政策以降、徐々に上昇傾向にある。このような職業税の負担増を抑制するため、職業税減税を目的に国から地方へ補助金が与えられている。1980年で62億フラン余り、1987年で340億フラン余りの補助金となっている。

さらに、企業の負担の大きなものは社会保険料負担である。詳しくは後述するが、企業の競争力をそぐ最大のものがこの社会保障負担である。他の先進諸国に比べて圧倒的に高い雇用主負担割合になっている。その他、職業教育負担税（年間給与支払額の1.2%）など小規模の企業負担がいくつか存在する。以上のように余りにも重い企業負担でフランスの企業は発展が抑えられてきた。80年代以降さまざまな企業減税を実施してきたが、国際水準からみると依然として過重な負担である。

付加価値税 付加価値税はフランスの税体系の中核であり、税収の約4割を占めて第1の税収である。1968年に完全な形で導入された時には、標準税率（年間税率）20%，軽減税率6%と13%であった。その後、税率は多少高くなつたこともあるが、1970年代後半には標準税率17.6%，軽減税率7%，割増税率33.3%になっていた。1980年代の主な変化は1982年の標準税率18.6%，軽減税率5.5%と7%の分割の改正と、1989年以降の軽減税率7%への一本化と割増税率28%への税率削減の改正である。1982年の改正は歳入不足の補填が理由であったのに反し、1987年以降の割増税率適用品を標準税率適

用に変えた措置や1989年の改正は、減税政策の一環であると同時に、EC内での税率調整のためでもある。

1992年のEC統合に向けて、付加価値税率、法人税率、貯蓄利子課税の3つの税率調整が焦眉の課題である。フランスの場合には、付加価値税率の削減が最優先課題となる。ECの中ではフランスが最も付加価値税に依存した歳入構造になっていて、税率も高い方に属す。EC内では1992年の統合に向けて、標準税率は14~20%に、軽減税率は4~9%の2段階に調整することが決定されている。1993年以降は、国内の付加価値税率がそのままEC共通の付加価値税率として適用されるので、各国の税率格差がEC内の国際競争に反映されることになる。

1987年のシラクの付加価値税改正はその第一歩であり、ロカル首相、ペレゴボア蔵相も1992年調整を原則的に受け入れると表明している。しかし、割増税率を33.3%から28%へ軽減したことだけによる税収減は1989年で20億フランとみこまれていて、さらなる税率調整は大幅な財政難になると考えられる。このためにも1992年末までに大幅な税制改革が必要とされるのである。

富裕税及び相続税等 1982年から1989年以降の富裕税の税率と適用範囲は表5のとおりである。1982年に資産格差是正を目的に導入された旧富裕税（IGF）は、資本の国外逃避をもたらし、フランスの税体系の中核にはなりえなかつた。1982年～1985年の5年間で、1年平均約35億フランの税収にすぎず、これは資本課税全体の5%にあたり、公的負担全体（税+負担金）の0.11%を占めるだけで、そして納税者も全体の0.5%ほどであった。社会党政権にとって

表5 大型資産税（富裕税）の税率の推移

(単位百万フラン)

税率(%)	1982	1983	1984	1985	1986	廃止 1987	再設置 税率	1989
	0	3以下	3.2以下	3.4以下	3.5以下		0	4以下
0.5	3~5	3.2~5.3	3.4~5.6	3.5~5.8	3.6~6		0.5	4~6.5
1	5~10	5.3~10.6	5.6~11.2	5.8~11.5	6~11.9		0.7	6.5~12.9
1.5	10超	10.6超	11.2超	11.5~20	11.9~20.6		0.9	12.9~20
2	—	—		20超	20.6超		1.1	20超
備考				8%の税額加算				

資料出所：参考文献[3], [12]から作成。

は象徴的行動 (acte symbolique) ではあったが、保守連合内閣とともに1987年1月から廃止された。しかし、このIGFの創設は、資産分布の状況把握、資産統計の管理という点で徵税当局にとっては大いに参考になるものであった。

シラクによって廃止された富裕税は、ミッテラン再選、社会党内閣の復活とともに再び政策の優先課題となった。新富裕税 (ISF) は、貧困者救済を直接の目的にした最低所得保証制度への目的税で1989年から実施される。最低所得保証制度 (renenu minimum d'insertion, RMI) は1989年から実施されるが、その内容は、25歳以上の無収入者1人当たり月に2,000フラン支給し、夫婦で3,000フラン、扶養子女1人当たり600フランの追加支給をするもので、受給者は職業

訓練等の社会復帰の教育を受ける義務がある。夫婦2人+子供1人で、一般労働者の最低賃金 (smic) の約75%を保証しようというもので、要する費用は80億フランほどである。

新富裕税 (ISF) は旧富裕税 (IGF) の失敗をふまえて税率はできるだけ抑え、1%を超える税率を適用するか否かが焦点になったが、結局、1.1%を最高税率とした。また、所得税+ISF負担が全体で個人の税負担の70%を超えない、企業の株取得の免税枠の拡大などの妥協が示され、資本の国外逃避を回避するために不動産を中心課税するなどの考慮もなされた。ISFの対象者は11万人ほどで、税収も41億フランほどとみこまれている。このISFとRMIの連結がうまく機能すれば、社会保障制度のう

表6 1984年の相続・贈与税率改正 (%)

純課税対象額	直系の間			配偶者間		
	1960	1969	1984	1960	1969	1984
50,000フラン以下	5	5	5	5	5	5
50,000~75,000	10	10	10	10	10	10
75,000~100,000	10	15	15	10	10	10
100,000~200,000	15	20	20	15	15	15
200,000~340,000	15	20	20	15	20	20
340,000~560,000	15	20	30	15	20	30
560,000~1,120,000	15	20	35	15	20	35
1,120,000以上	15	20	40	15	20	40

(注) Conseil des impôts,『8e Rapport』p. 51から。

ただし、免税枠は対象資産額のうち27万5千フランで、これをこえる部分に課税される。

ち、社会扶助の改革につながり、フランス的な「負の所得税」ともなりうるであろう。

相続税・贈与税率は長い間不变に保たれていたが、モーロア内閣で不平等の是正の一環として1984年から税率変更がなされた（表6参照）。従来フランスの相続税率は低かったので、他の先進国の中の中位に属するようになった。ただ、税率のアップと同時に、相続総額のうちの免税枠が25万フランから27万5千フランへ引き上げられて、小額資産の相続には配慮がほどこされている。（免税枠は税率不变の間も改正されてきた。）

3 社会保障の財源問題

フランスの社会保障の最近の動向、最近の社会保障制度改革については、すでに『フランスの社会保障』（社会保障研究所、1989）の中で各論者から詳細に報告されているので⁹⁾、ここでは税制との関連でここ数年の変化について検討することにしよう。

（1）社会保障財源の状況

社会保障制度改革は経済計画においても、各内閣においても常に最優先課題の1つであった。たとえば、被雇用者の約8割をカバーする最大の社会保障組織である一般制度（regime general）の収支勘定でみると、社会保障赤字が拡大の傾向にある。表7のとおり、老齢年金、医療保険の赤字が指摘される。とりわけ、今後、人口構成の高齢化が進むので老齢年金の赤字は一層拡大し、深刻な財源問題になるものと考えられている。これは他の3つの公的年金制度（公共部門の特別制度、農業被用者制度、その他自営・自由業・農業経営者制度）においても

表7 社会保障：一般制度の收支状況

(単位10億フラン)

	1987	1988	1989
疾病保険金庫 (CNAMTS)	7.8	5.3	1.2
うち{ 医療保険 うち{ 労災保険	4.6 3.2	2.6 2.7	-2.3 3.5
老齢年金金庫 (CNAVTS)	-10.3	-17.6	-34.4
家族手当金庫 (CNAF)	1.5	1.3	0.5
一般制度全体	-1.0	-11.0	-32.7

資料出所：Direction de la Sécurité Sociale.

同様の傾向をたどっている。

医療保険はシラク内閣の間に、セガソ社会問題相の強力な合理化プランによって、1987年には医療費が0.8%低下するという画期的な結果になった。これは、特に保険薬の償還率の引き下げ、全額給付の制限、入院負担の引き上げ等が効を奏したものである。しかし、88年からまた医療保険収支は悪化していて、依然として医療保険財政の改革を要する点は変わりない。

老齢年金は、1975年からの10年間で退職者が倍に増えている。今後、年金の基本制度だけでも、1987年の4,270億フランから1992年の5,830億フランへ増え、この5年間で37%増の給付になるものと予想されている。このためには、財源を保険料アップか、租税負担に求めなければならない。シラク内閣時のセガソ社会問題・雇用相は社会保障の危機は租税財源に頼るべきであるとして、これ以上の保険料アップには否定的であった。シラクも保険料徴収から租税への移行案は、特に家族手当保険料（雇用主負担）でまず実施すべきと述べている。しかし、新しい財源をどこに求めるかとなると選択の余地は少ない。また、保険料アップもせいぜい被雇用者負担のアップしかできない状態である。残された

最後の手段は、社会保障機構の人員合理化であろうか。事実、1988年9月にはロカル内閣によって社会保険金庫の雇用者を5,000人減らす案が示され、さらに、今後5年以内に大幅に（1万5千人～2万人）雇用者数を減らすことも考えられている。

いずれにしても、ここ10年来、社会保障の財政改革は優先課題とされながら、抜本的な改革は実施されなかつた。

（2）社会保険料と租税

社会保障の財源を社会保険料に求めるか、租税に求めるかはフランスでも長い間議論されてきた。その中で一応の解決の方向を見い出せたのが、社会扶助と最低所得保証制度であろう。後者はすでに説明したので略すが、社会扶助は地方分権に伴って、国から県へ事務手続が移行され、国の関与は減り、地方団体の財源が増えたこともあり、国の財源負担を減らすことになった。そして、社会扶助の給付を減少させることなく、社会扶助支出を削減することに成功している。これは分権化によってより効率的運営になったためである。

その他の三大給付である年金、医療、家族手当については、保険料で不足する分は租税あるいは保険料アップという妥協案、一時しのぎで問題が先おくりされてきたのである。

社会保険料の推移 1980年以降の社会保険料は表8に示されている。この表から明らかにように、雇用主負担と被雇用者負担との割合はおよそ2.5：1である。つまり社会保険料の約7割が雇用主＝企業負担になっている。この負担率の高さはフランスの社会保障の最大の特徴であり、このことが、フランス企業の国際競争

力を弱める最大の原因になっている。その中でも、豊かな給付内容を誇る家族手当給付がその全額を雇用主負担で、負担率は9%ポイントである。この部分は通常、他の先進国では租税に頼っているのが現実であるので、これを租税に振り替えられるならば、企業負担は8.2%ほどになり、企業負担は激減する。それゆえ、家族手当の租税代替化が懸案となっているのである。

しかし、全体の傾向をみると、雇用主負担を軽減し、被雇用者負担を少しずつ引き上げる政策がとられてきた。しかし、給与に対する負担率は23.9%であり、これ以上保険料を上昇させるのは不可能に近いが、赤字解消にはそれしかないのも事実である。

最近の社会保険料の改定では、1987年8月に医療保険、年金保険料の2ポイントの被雇用者負担増がなされた。つづいて、1988年5月に、医療保険料が0.4ポイント、年金保険料0.2ポイントの計0.6ポイントの被雇用者への付加保険料が維持されることになった。1989年からは、すべて企業負担である家族手当保険料を2ポイント引き下げて、そのかわり賦課の所得上限を廃止して、全所得を対象に7%の保険料を徴収することが予定されている。そして1989-1992年の第10次計画では雇用主の保険料負担の安定化と企業の労働コストの削減、すなわち雇用主負担の削減が検討されることになっている。

租税による社会保障制度への補填 1987年以降の社会保障目的税創設の動きは、1987年のシラク内閣の緊急措置以外に何もない。これは1987年5月の社会保障改革会議いわゆる賢人委員会の骨子を受ける形で対策が出された。その内容は、租税等についてはセガンによって1986年創設の社会保障特別税（課税所得の0.4%），

表8 一般制度の保険料率の推移

() 内は全所得への負担率

変更の年月	保険料適用の 上限所得 (年額フラン)	被雇用者負担 率	雇用主負担率	合計負担率
1980. 1. 1	60,120	4.70 (5.50)	26.15 (4.50)	30.85 (10.00)
1981. 1. 1	68,760	4.80 (—)	(—)	31.85 (—)
— 2. 1	—	(4.50)	(—)	(9.00)
— 11. 14	—	— (5.50)	22.65 (8.00)	27.45 (13.50)
1982. 1. 1	79,080	4.70 (5.60)	(—)	27.35 (13.60)
— 7. 1	84,960	(—)	(—)	(—)
1983. 1. 1	88,926	(—)	(—)	(—)
— 7. 1	94,440	(—)	(—)	(—)
1984. 1. 1	97,320	5.70 (—)	17.20 (12.60)	22.90 (18.20)
— 7. 1	101,880	(—)	(—)	(—)
1985. 1. 1	104,760	(—)	(—)	(—)
— 7. 1	108,720	(—)	(—)	(—)
1986. 1. 1	110,640	(—)	(—)	(—)
— 8. 1	113,760	6.40 (—)	(—)	23.60 (—)
1987. 1. 1	115,560	(—)	(—)	(—)
— 7. 1	118,080	6.60 (6.00)	17.20 (12.60)	23.80 (18.60)

(注) 一は前年と同じ値を示す。資料: INSEE 統計等から

老齢年金目的の基本所得への 1% 付加税、たば
こ料金の値上げ (2%) だけである。

この臨時措置は次のロカール内閣にも継続さ
れた。ロカール内閣ではやがて抜本的な社会保
障改革を税制とからめて検討していくことにな
るであろうが、解決の方向は、1989年予算では
まだ具体化されず、従来のシラク路線の延長上
での暫定的なものしかみえない。

4 むすび

現在、フランスの社会保障制度は今後の財源
難に直面して、大きな岐路に立たされている。
長期的には、給付と負担との間の適正化・合理
化しかないであろうが、当面は、保険料のアッ
プ、所得税への付加税の方法しかとれないであ
ろう。付加価値税はすでに EC 統合のため引き
下げなければならないことが既定の事実である
から。

富裕税を再導入し、法人税等、所得税率の引き下げを実行してきたが、やはり残された課題は、家族係数、職種で異なる控除等で課税ベースの小さくなっている所得税を拡充する税制改革、社会保険料率引き下げと同時に賦課所得上限の撤廃による公正な負担の実現であろう。

<注>

- 1) 『フランスの社会保障』第1、2章参照。
- 2) [14] Pechman, pp. 95-118参照。
- 3) [6] Eck 参照。この本で1960年～1985年までのフランスの経済を知ることができる。
- 4) インデクセーションは、参考文献[2]、[7]に詳しい。
- 5) 富裕税については、参考文献[1]、[3]、[12]で詳細な分析がなされている。税法は、文献[7]、[8]を参照。
- 6) 最近の動向は、適宜、経済紙 Les Echos の1987～1989年3月までの記事を用いた。
- 7) 所得税制については、参考文献[2]、[5]、[7]、[8]を参照。
- 8) 法人税の問題は、参考文献[4]、[7]を参照。
- 9) 特に、関連する最新の動向は、第4章(木村陽子)、第7章(都村敦子)、第9章(城戸喜子)、第10章(伊奈川秀和、大田晋)の部分を参照のこと。また、家族手当の最新状況は参考文献[15]を見よ。

<参考文献>

- [1] Babeau, André, "L'expérience française d'impost sur les grandes fortunes, 1982-1986", Revue d'économie politique, mai-juin 1987.
- [2] Conseil des impôts, *Septième rapport relatif à l'impôt sur le revenu*, Journaux Officiels, 1984.

- [3] _____, *Huitième rapport relatif à l'imposition du capital*, Journaux Officiels, 1986.
- [4] _____, *Neuvième rapport relatif à la fiscalité des entreprises*, Journaux Officiels, 1987.
- [5] Delsol, Jean-Philippe, *Diminuer l'impôt par une nouvelle fiscalité*, ECONOMICA, 1986.
- [6] Eck, Jean-François, *Histoire de l'économie française depuis 1945*, Armand Colin, 1988.
- [7] FISCAL 1987: *Memento pratique*, Francis Lefebvre, 1987.
- [8] Ministère de l'économie, des finances et budget, *Code général des impôts*, Imprimerie Nationale, 1984.
- [9] OECD, *Economic Surveys France 1988-1989*, OECD, 1989.
- [10] _____, *The future of social protection*, OECD 1988.
- [11] _____, *The tax/benefit position of production workers 1984-1987*, OECD 1988.
- [12] _____, *Taxation of net wealth, capital transfers and capital gains of individuals*, OECD 1988.
- [13] _____, *Taxing consumption*, OECD 1988.
- [14] Pechman, J. A. (edited), *World Tax Reform*, The Brookings Institution, 1988.
- [15] Toulouse, J. B., J. F. de Leusse, Y. Rolland, X. Pillot, *Finances Publiques & Politiques Publiques*, ECONOMICA 1987.
- [16] 藤井良治, 「フランスの家族と家族手当政策」, 『海外社会保障情報』No. 86, Spring 1989, 社会保障研究所.
- [17] 社会保障研究所編, 『フランスの社会保障』, 東京大学出版会, 1989.

(やの ひでとし)

スウェーデンの税制改革と社会保障

慶應義塾大学教授 飯野靖四

要 旨

I スウェーデン経済の動向

1 1981年以前

第2次世界大戦後のスウェーデン経済は、きわめて順調な発展を遂げたが、1970年代も特に後半になると急速に発展の活力を失った。当時の反社会主義諸政党による連立政府はこのような局面を開拓するために積極的な財政政策を開拓したが、世界的な景気後退は如何ともし難く失敗し、国内に大幅な財政赤字と2桁のインフレをもたらした。そこで今度はそれらを克服するために緊縮財政政策を開拓したが、今度は景気後退と大量の失業者をもたらしただけであった。

2 1982年以降

このような極度の経済的不振と大幅な財政赤字の中で政権を握った社会民主党政府は、早く、前の政権の2つの政策とは異なった「第3の途・経済政策」を行った。幸いにも世界的な好況にも恵まれて、社会民主党政府は経済を再建することにも、財政を再建することにも成功した。

3 当面の課題

とはいいうものの、スウェーデン経済の成長率

はまだ他のOECD諸国と比べると低く、また国内には物不足とインフレ傾向が強まりつつある。このような事態に対応してスウェーデン政府は消費の抑制に乗り出した。

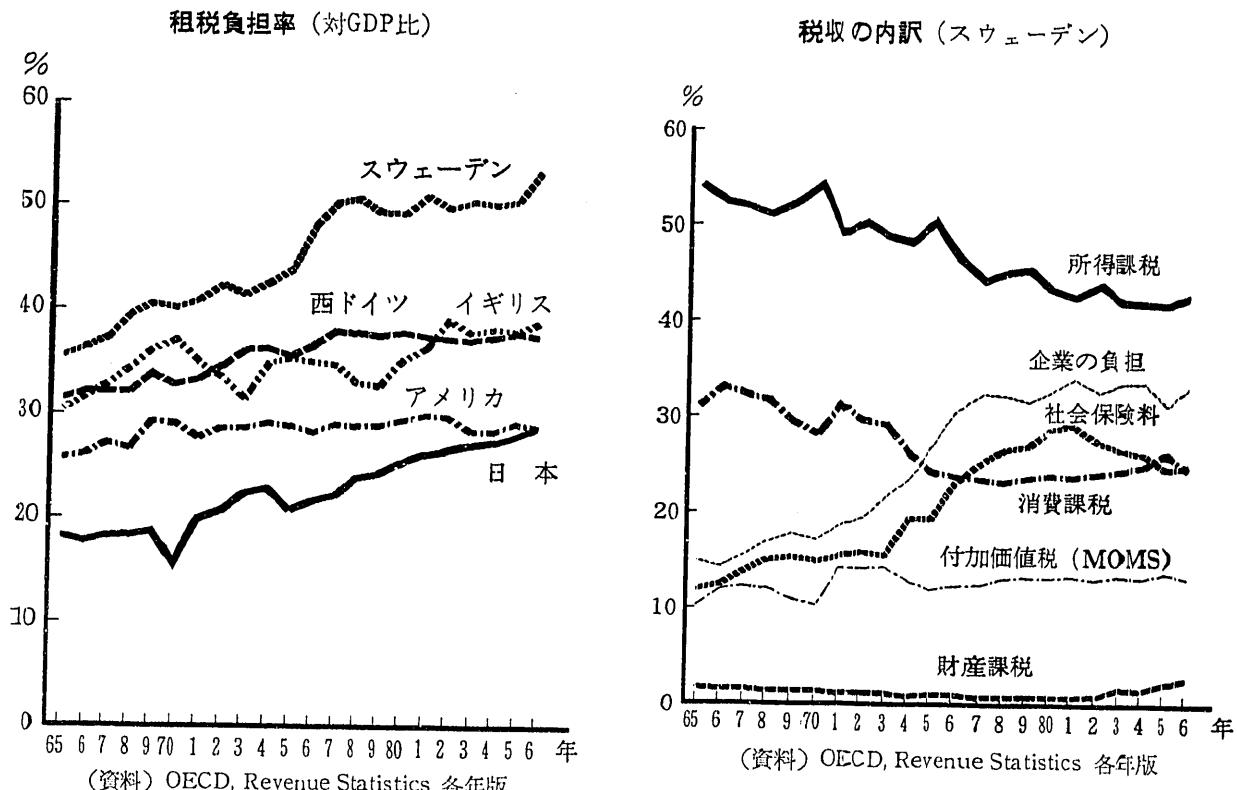
II 税制改革の簡単な歴史

戦後のスウェーデンの税制改革は、もちろん時代によってそのウエイトに若干の違いはあるが、一貫して、所得および財産の平等化の推進、社会保障の充実、経済の安定（特にインフレの抑制）という目標を目指して行われてきた。その際スウェーデンの場合には、所得および財産の平等化の推進という目標と社会保障の充実という目標が統一されて同じベースで考えられ実施してきたところに、その特徴があると思われる。

その結果、スウェーデンの租税負担率は群を抜いて世界一高くなり、中でも企業負担の社会保険料による租税収入の伸び率が著しい。

III 最近の社会保障改革

スウェーデンの社会保障改革は、1982年1月の「社会サービス法」の実施をもってその体系的整備をほぼ完了し、その後は専ら重点施策（すなわち「家庭と児童」のための施策）の拡充と制度自体の効率的運用（たとえば「医療」政策）に力を注いでいる。



I スウェーデン経済の動向

1 1981年以前

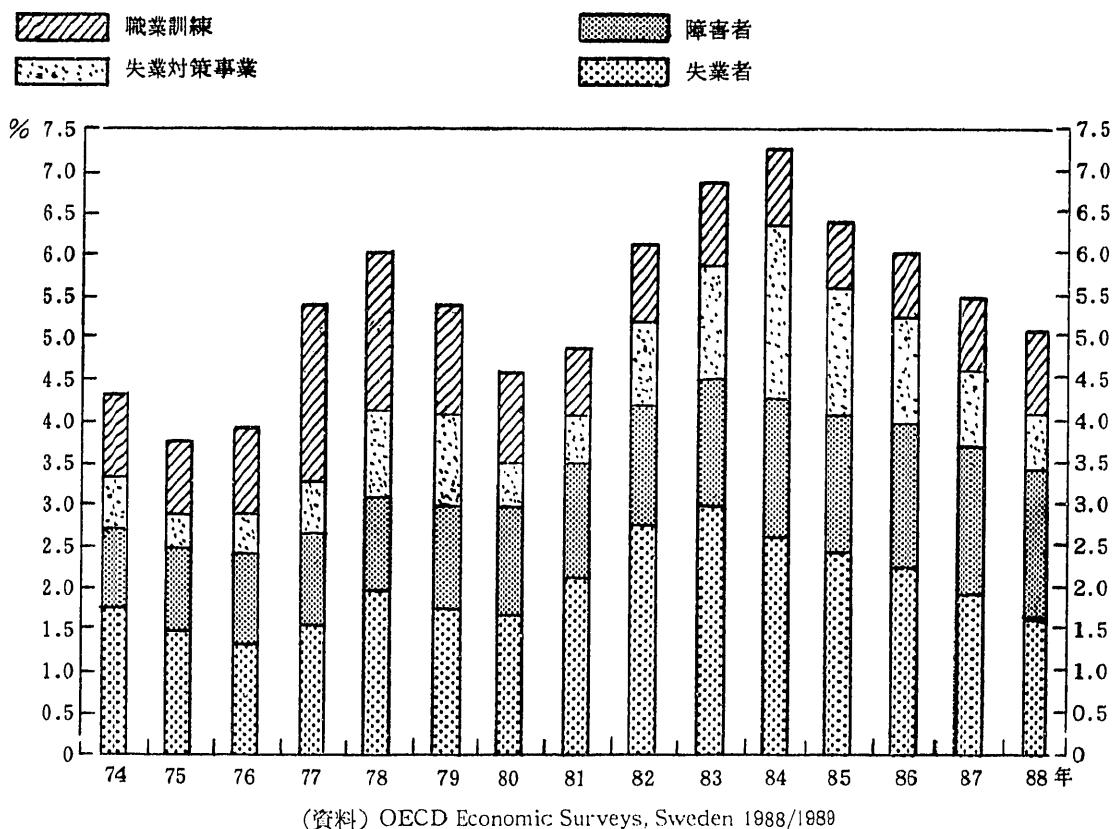
第2次世界大戦後のスウェーデン経済は、戦争に参加しなかったこと、高度の技術水準を維持していたこと、良質の資源に恵まれていたこと等のおかげもあって、きわめて順調な発展を遂げた。特に1960年代はスウェーデン経済の「黄金時代」とも言える時代で、GDP(国内総生産)はかなり高いペースでコンスタントな成長を遂げ、社会保障もその成果を利用して体系的に整備されると同時に大幅な拡充が行われた。

しかし1970年代に入るとスウェーデン経済は急速に発展の活力を失い、特に1970年代後半から斜陽の途を歩み始めた。たとえばこのことを実質経済成長率という指標で見てみると、

1950年代には年平均3.4%の成長、1960年代には年平均4.4%の成長であったものが、1970年代前半には2.6%、後半には1.4%という低成長に落込んだ。特に、1977年には経済成長率はマイナス1.5%にまで落込んだ。

また失業率という指標で見てみると、表面的には1960年代は平均1.7%、1970年代は平均2.1%ときわめて低かった。しかし、これは「失業は国民に不公平な分配状態をもたらす大きな社会問題の1つであるから、多少の犠牲を払ってもその増加を阻止しなければならない」という政府の基本方針にしたがって、失業対策事業、職業訓練、雇用補助事業等のいわゆる「労働市場政策的措置」に多くの失業者を吸収していたからである。したがって「純粋な」失業者に、これらの「労働市場政策的措置」に吸収されていた「隠れた」失業者を加えた「実質的な」失業率を見てみると、1960年代後半に平均3.3%であったものが、1970年代前半には

図1 未利用の労働力（全労働力に占める割合）



4.3%，後半には5.5%というように、経済活動の不振を反映して失業率もかなり上昇した。図1は、そういう意味での「実質的な」失業者の割合の動向を1974年以降について示したものである（「労働市場政策的措置」等の詳しい内容については、参考文献〔2〕を参照）。

ところで、スウェーデン経済の活力の強さは、外国との貿易にもっとも端的に現れる。というのは、スウェーデンの外国との貿易の大きさはスウェーデンのGNPの3分の1前後の大きさに達しているからである（因みにわが国の貿易額の大きさはGNPの10~15%程度である）。そこでスウェーデンの貿易収支（輸出額マイナス輸入額）と経常収支（貿易収支と貿易外収支の合計。貿易外収支には運賃、保険料、海外送金、観光収入、外債利子等の収支が含まれる）の動向を見てみると、図2のように、1970

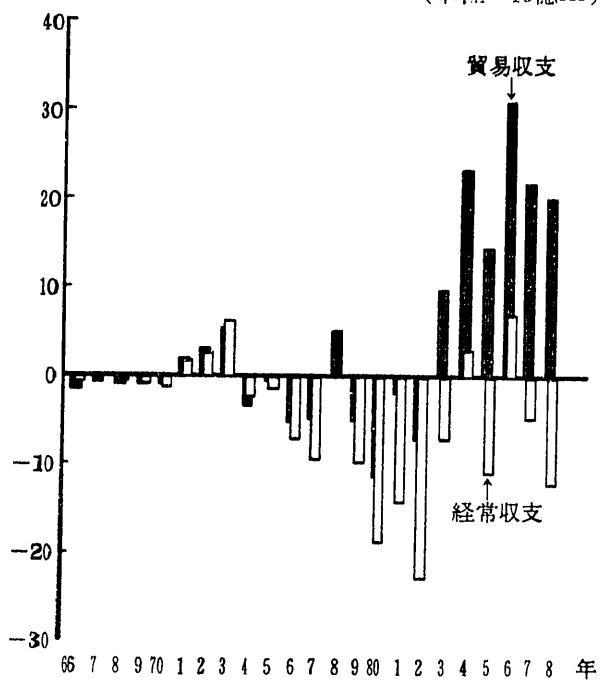
年代前半までは貿易収支も経常収支もまずまず均衡に近い状態にあったのであるが、1970年代後半になると貿易収支も経常収支も赤字になり、その赤字額も年を追って大きくなっていたことが分かる。

このようにいくつかの指標で見ても明らかのように、スウェーデン経済は1970年代後半から次第に経済的不振が深刻になっていった。経済的不振が深刻になるにつれて、財政は収支両面でダブル・パンチをうけ、財政収支は大幅に悪化していった。すなわち、一方ではこのような経済的不振から脱却するために、政府は多額の歳出を必要とした。たとえば失業者を増やさないための「労働市場政策的措置」や、造船、木材、鉱山、繊維、鉄鋼等のいわゆる構造不況業種への補助金に、多額の歳出を必要とした。

他方、以上のような財政需要をまかなうため

図2 國際収支の動向

(単位: 10億Kr)



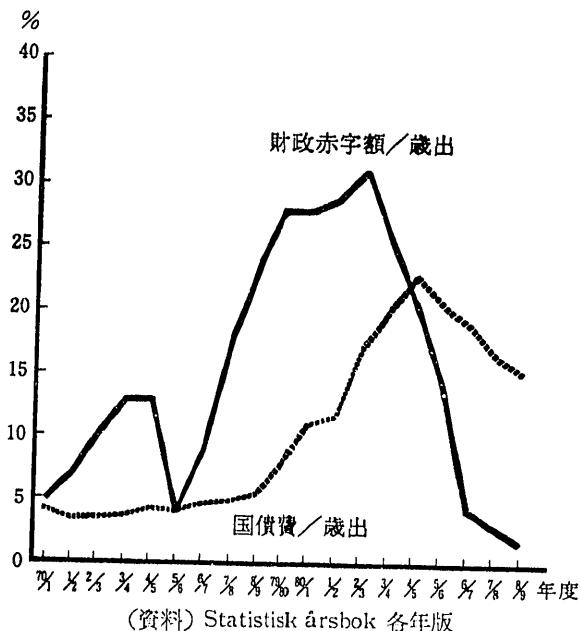
(資料) SAF, Fakta om Sveriges ekonomi

に政府は多額の歳入を必要としたが、経済的不振が続く状態では余り大きな租税収入を期待することはできなかった。したがって政府は借入金に頼らざるをえなくなり、財政赤字額は年を追って大きくなっていた。図3は、そのような中央政府の財政赤字の動向を示したものである。図3を見ても分かるように、国債依存度(歳出額に占める借入金収入の割合)は1976/77年度以降急速に上昇し、1982/83年度にピークをむかえる(31.2%)まで単調増加をした。

このような中央政府の財政赤字の増加に対して、スウェーデンの人達は当初は余り深刻に考えていなかつた。というのは彼らの発想の中に「必要なものに支出をして赤字になつても、それは仕方のないことだ。そのうちに景気が回復すれば財政収支は黒字になるから、それで帳消しにすれば良い」という考えがあつたからである。

しかし財政の赤字は一向に減らずますます大

図3 中央政府の財政赤字

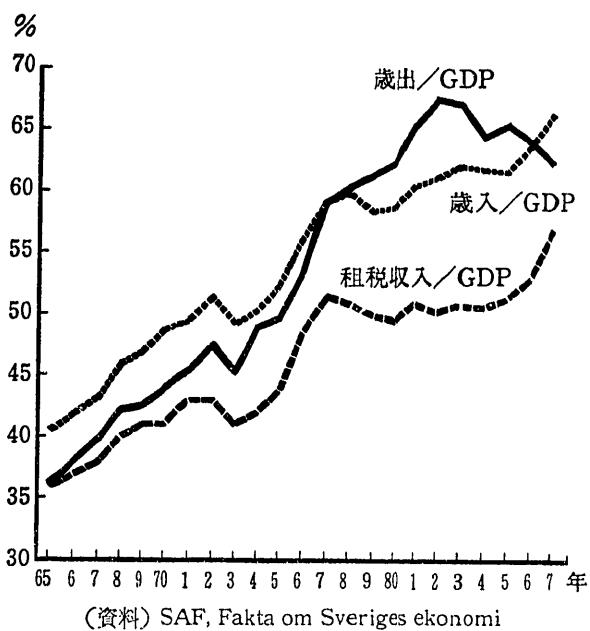


(資料) Statistisk årsbok 各年版

きくなつてくると、さすがのスウェーデン人達も「財政再建」の必要性を認識し始めた。その結果、遂にスウェーデン政府は1980/81年度の予算編成から各省庁の概算要求に対して実質マイナス2%のシーリングを行うことを要請した。

このようにスウェーデン人やスウェーデン政府の財政赤字に対する考え方方が変わったのは、基本的には、次のような状況の変化があったからである。まず第1に、中央政府の財政赤字額が従来とは比較できないくらい大きくなつたために、それまで全体としては黒字であった公共部門としての財政収支が赤字になつた(図4)からである。第2に、中央政府の借金が外国においてもなされたために、外国に対する債務が累積的に増加し(図5)、「外国からの借金で消費生活を送るのは不健全である」という意識がスウェーデン人の間に強まつたからである。第3に、中央政府の歳出構造を見た場合に、政府の借金の増加を反映して「国債費(スウェーデンでは国債の元本は償還のための予算

図4 公共部門の収支の大きさ



が組まれたことがないので、国債費とは純粹に国債の利払費のみを意味する)」の歳出に占める割合が著しく増加し(図3)、いわゆる「財政の硬直化」が顕著になってきたからである。

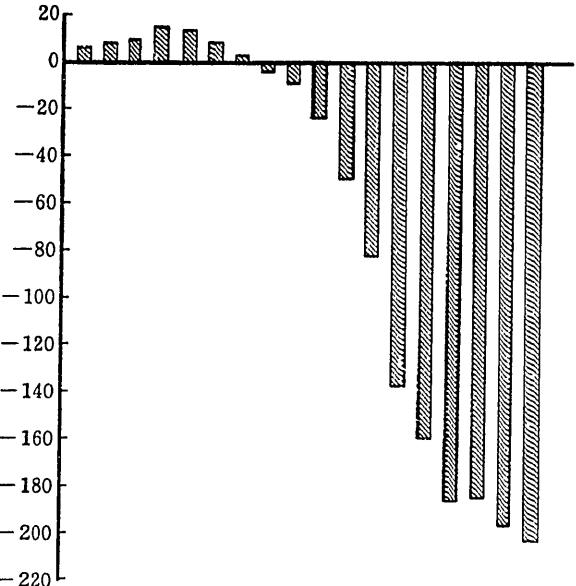
2 1982年以降

このように経済的不振と財政赤字が次第に深刻化してゆく中で、スウェーデンでは1982年9月に総選挙が行われ、それまでの反社会主義諸政党に代わって社会民社党が政権を担当することになった。政権を担当することになったパルメ首相は早速、それまでの反社会主義諸政党の政府が行った2つのタイプの経済政策とは異なるという意味で「第3の途・経済政策(Den tredje vägens ekonomiska politik)」と呼んだ経済政策を実施した。

ところで、それまでの反社会主義諸政党の政府が行った2つのタイプの経済政策とは、次のような政策であった。まず第1は、反社会主義諸政党が1976年に政権を担当するようになってから比較的早い時期に行った政策で、要するに

図5 スウェーデンの対外金融資産

(単位：百万Kr)



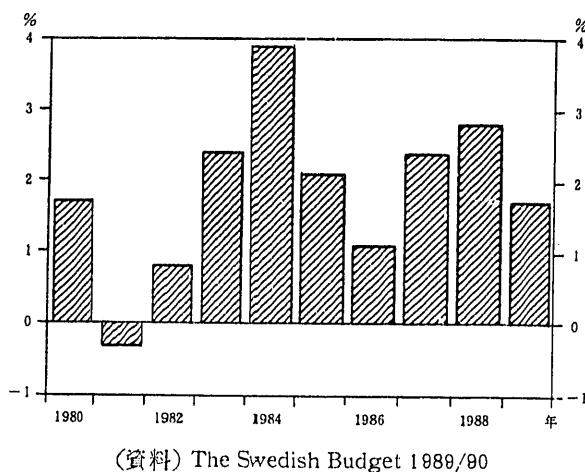
(資料) SAF, Fakta om Sveriges ekonomi

赤字財政によって景気を刺激し、それでもって経済成長と雇用を高めようとした景気拡大政策であった。しかしこの政策は、他の世界各国が景気引き締め策をとったためにうまくゆかず、結局、それまでのインフレ傾向をさらに加速させた上に、財政赤字額をますます大きくさせた(図3)ために、途中で変更を余儀なくされた。

もう1つの政策は、上述の景気拡大政策によって生じたインフレと財政赤字を克服するために行われた政策で、要するに歳出の大幅カットを含む、かなり思い切った景気引き締め政策であった。しかしこの政策も、今度は大幅な失業の増加(図1)と深刻な経済活動の停滞(たとえば図6を見ても分かるように、1981年に経済成長率はマイナス0.3%を記録した)をもたらした上に、所期の目的も必ずしも達成できなかつたために転換を余儀なくされた。

したがって以上のような反社会主義諸政党の政府による2つのタイプの経済政策の失敗を目

図6 GDP の成長率



の辺りにした社会民主党政府は、次のような手順で「第3の途・経済政策」を行った。まず最初に、スウェーデン通貨・クローナの予想をはるかにこえる大幅な(16%)切り下げを行った。スウェーデン政府はそれによって、スウェーデンの企業が国際競争力を回復し、輸出を伸ばすことによって経済活動が活発になることを期待した。

それと並行して国内的には、いわゆる景気引き締め政策を行った。具体的には、緊縮財政政策と金融引き締め政策であった。スウェーデン政府はそれによって、一方では財政収支の改善(すなわち財政赤字の削減)が、他方では経常収支(特に貿易収支)の改善が進むことを期待した。

社会民主党政府は、以上のような2つの政策を「第3の途・経済政策」の基本に据えたが、以上のような政策は効果が現れるまで時間がかかりそうだったので、それらを補う第3の政策として、積極的な所得再分配政策(具体的には、厳しい財源難の中でいわゆる経済的弱者と言われる人々に対する援助を増額した。他方では経済的に余裕のある人々や企業に対して追加的な負担を求めた。1987年に生命保険会社等に課せ

られた「1回限りの資産課税」等はその例である)と雇用拡大政策(それまでの「労働市場政策的措置」をさらに強化することによって、特に若年労働者の失業を減少させた)を行った。

以上のような社会民主党政府による「第3の途・経済政策」は、幸いにも世界的な息の長い好景気に恵まれたこと也有(筆者には、こちらの方がより大きな要因であったように思えるのであるが)、非常に好ましい結果をもたらした。それをいくつかの経済指標を使って示すと、次のようである。

まずスウェーデンの国内総生産(GDP)は、1982年以降順調に成長し、6年連続プラスの成長率を記録した。6年間の年平均成長率は2.5%で、他のOECD諸国と比較すると必ずしも高い成長とは言えないが、過去のスウェーデン経済の実績から判断するとますますの順調な回復と言えるであろう(図6)。

次に失業率の動向を見てみると、「純粹な」失業率は1983年の3%から1988年の1.6%へと大幅に改善されている。「労働市場政策的措置」による「隠れた」失業者をも加えた「実質的な」失業率で見てみても1984年の7.3%から1988年の5%へと、こちらも大幅に改善されている(図1)。

またスウェーデンの貿易収支の動向を見てみると、1983年以降の経済力の回復を反映して、大幅な黒字が続いているように見える(図2)。しかし貿易収支の黒字の大きな部分は、世界的な市場の拡大(好況)と国際的な原油価格の下落と木材製品の価格の高騰といった外生的要因に依存しているので、図2に示されているほど国際競争力が回復したとは言えない。さらに近年は、海外旅行の赤字と支払利子の増加(後者は経常収支の赤字額が大きくなつたことと国際

的な利子率が上昇したことに起因する)によつて貿易外収支の赤字が大きくなっているために、両者を加えた経常収支が赤字になり、またその赤字額が大きくなっているのも気がかりである(図2)。

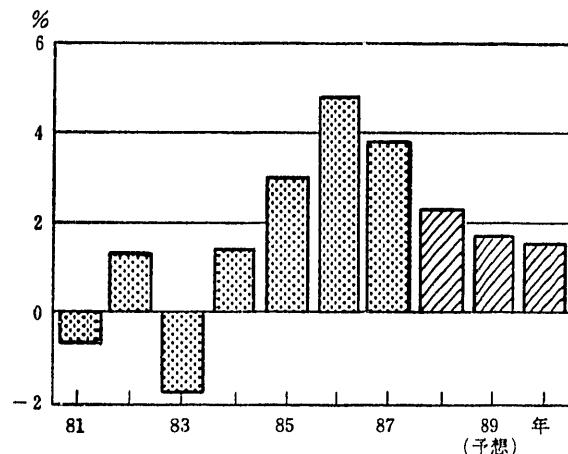
最後に財政収支の動向について見てみると、前の(反社会主義諸政党の)政権の後半からずっととられ続けてきた緊縮財政の政策が景気回復の追い風をうけて順調にその成果をあげ(もつとも前の政権の「緊縮財政」は連立政権だったこともある、かけ声倒れであったことは否定できない。実際、前の政権の時の歳出の増加は実質年平均4.4%増であった。社会民主党政権になってからの歳出の増加は実質年平均1.7%増であるから、「緊縮財政」による財政再建の成功は社会民主党政権の貢献とすべきであろう)、遂に1988/89年度には中央政府の財政も(公共部門全体としての財政収支は、図4を見ても分かるように、1986年にすでに赤字を脱却している)赤字財政から脱却した模様である(現在集計中である。図3の1988/89年度の数値は当初予算の数値なので、まだ黒字にはなっていない)。

3 当面の課題

このように社会民主党政権になってから順調に発展してきたスウェーデン経済にとって当面の課題は、経済成長率を他のOECD諸国と同じ程度にまで引き上げること(あるいは、少なくとも現在の経済成長率を維持すること)と、1970年代のインフレの再燃を防ぐことである。

この2つの課題に、現在共通して立ちはだかっているのが、スウェーデン国内の消費需要の強さである。スウェーデン国内の消費需要は、図7を見ても分かるように、1984年以降強くな

図7 民間消費の増加率



(資料) Svenska Handelsbanken, Current Business

ってきた。その理由の第1は、景気回復が順調で賃金水準が比較的高いところで決まったことと物価上昇率がそれほど高くなかった(図8)ことが相和して、実質可処分所得が増加した

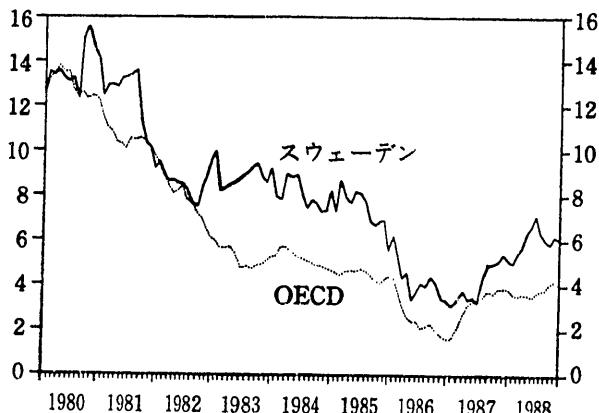
(図9)からである。第2の理由は資産(特に株式と居住用家屋)の価格が上昇した上に規制が緩和されたために、消費者ローンを容易に利用できるようになったからである。

このような消費需要の高まりに対して、スウェーデン国内では生産能力に余力がないために、必ずしも需要に応じきれていない。したがってスウェーデンでは輸入が増えるとともに物価も少しずつ上昇のきざしを見せている(図8)。

他方、生産能力を拡大するために企業が投資をしようとするとき、家計部門は消費需要の高まりで貯蓄率がマイナスにまで落込んでおり(図10)、とてもその資金を供給することができない。したがって企業は投資をする場合には、外国で資金を借りて行わざるをえないという状況に陥っている。

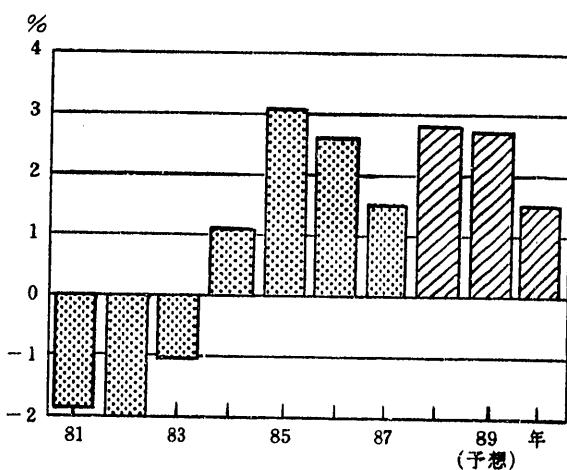
このような状況のもとで社会民主党政権は消

図8 消費者物価上昇率



(資料) The Swedish Budget 1989/90

図9 可処分所得の増加率



(資料) Svenska Handelsbanken, Current Business

費需要の高まりを抑えざるをえないと判断し、1989年7月から1990年12月まで期間を限って暫定的に、付加価値税(MOMS)の税率の2%引き上げと、酒税と煙草税の引き上げ(平均5%)を決定した。

II 税制改革の簡単な歴史

1 1947年の税制改革

1947年の税制改革は、戦時の租税制度から平時の租税制度への転換を図った、戦後初めての

大きな税制改革であった。そこでは、戦後の労働者階級の勢力の増加を反映して、所得および財産の平等化の推進、社会保障の大幅な改善、経済の安定といった目標が掲げられ、それに沿って次のような改革が行われた。

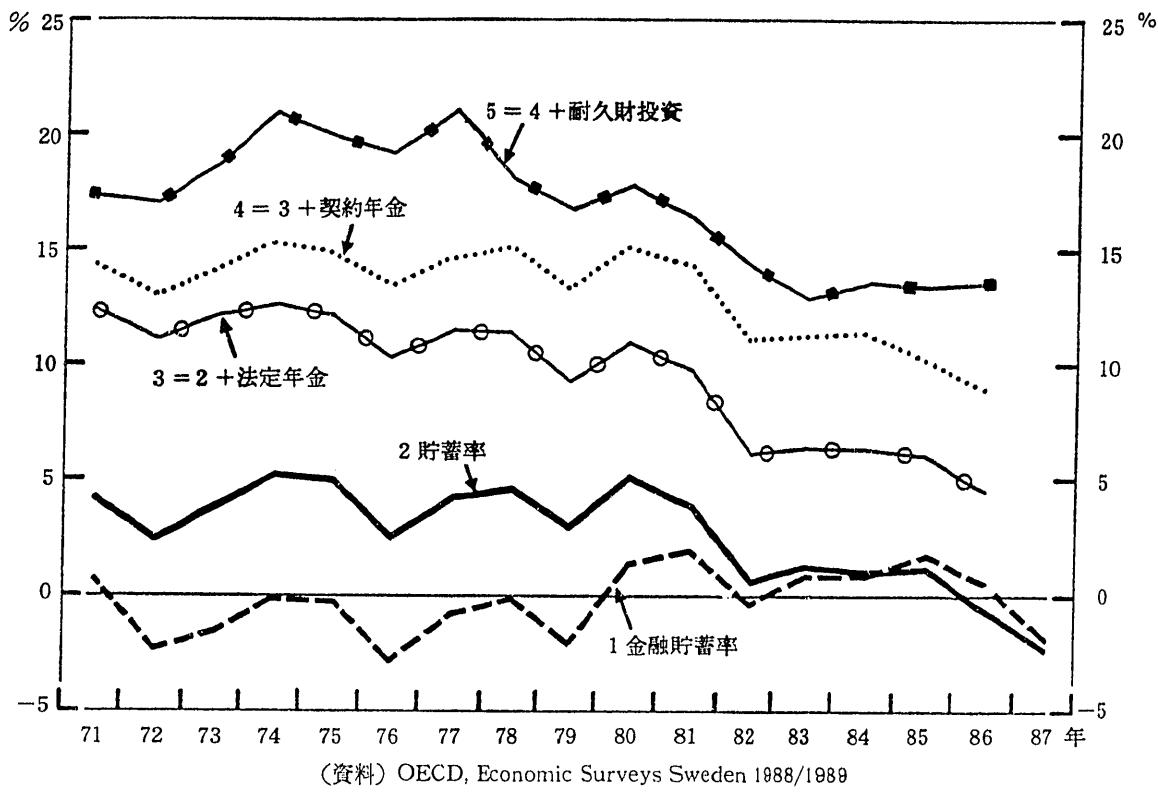
まず第1に所得および財産の平等化の推進という観点からは所得税における累進度の強化が図られ、低所得者層にはより低い税率が、高所得者層にはより高い税率が課せられるようになつた。また財産に対する課税も強化されて、従来所得税の一部として課税されていた財産税が独立した租税として課せられるようになったほか、新たに遺産税も設けられた。社会保障の充実という観点からは、従来所得税に設けられていた家族扶養控除が廃止されて、代わりに児童手当が設けられた(この辺の事情については参考文献〔3〕を参照)ほか、基礎年金の支給額が大幅に改善された。経済の安定という観点からは、一方では投資をコントロールしようということで法人税率が32%から40%に引き上げられた。また他方では消費をコントロールしようということで酒税や煙草税の引き上げが行われた。

2 1950年代の税制改革

1950年代前半は、朝鮮戦争の影響で輸出物価が高騰し、それに引きずられる形で国内物価も高騰した。このインフレに対する政策として、一方では消費を抑制するために酒税、煙草税、自動車関連税等の間接税が引き上げられ、他方では投資を抑制するために減価償却額に制限が加えられたり、法人税が一時的に引き上げられたりした。

1950年代後半になると、物価騰貴はいく分小幅になったが、経済の順調な成長に支えられて

図10 いろいろな定義による家計の貯蓄率（対国民所得比）



インフレ傾向が続いた。この経済成長にもとづく実質所得の上昇とインフレによる名目所得の上昇は、1947年の税制改革による厳しい累進所得税によってほとんど吸い上げられてしまったために、低所得の家計にまで重い租税負担をもたらす結果となった。そこであらゆる階層から所得税に対する不満が続出し、もはや直接税による租税の徴収は限界に達したと考えられるようになつた。したがつて所得税については累進度の緩和が図られたほか、新しくいくつかの所得控除が設けられたり控除の限度額が引き上げられたりした。また財産税についても減税が行われた。

このような所得税と財産税の減税をまかぬために、酒税、煙草税、エネルギー税といった間接税がさらに引き上げられたほか、基礎年金の保険料が少しずつではあるが引き上げられていつた。

3 1960年代の税制改革

1960年代は、前述したように、スウェーデン経済の高度成長期であり、また社会保障の拡充発展期でもあった。したがつて直接税については、経済の高度成長を促進するために、法人税に投資控除が設けられたり資本所得控除の限度額が引き上げられたりした。また税率の引き下げや所得控除の限度額の引き上げを通じて、低所得者層を中心とした中規模の所得税の減税が行われた。

他方、このような直接税の減税をまかぬために、そしてまた次第に拡充されつつあった社会保障の費用をまかぬために、次のような間接税の増税と社会保険料の引き上げが行われた。

まず間接税の増税については、酒税、煙草税が毎年のように引き上げられたほか、1960年に再び一般売上税が導入された。この一般売上税

は前回の導入時（1941年～1947年）とは異なって、例外なくほとんどすべての物品とサービスに対して課せられた。税率は最初は4%であったが、1962年には6%，1965年には9.1%，1967年には10%にまで引き上げられ、1969年からの付加価値税に引き継がれた。

次に社会保険料の引き上げについては、社会保障の拡充と密接な関係がある。1955年に任意加入であった健康保険が強制加入となり、今日の健康保険制度の基盤が確立された。1959年には付加年金が導入され保険料の徴収が始まった。1962年には従来ばらばらにつくられ拡充されてきた基礎年金、付加年金、健康保険、労災保険等がひとつの新しい法律のもとでまとめられ、給付面でも行政面でも体系化され拡充された。したがってこのような社会保障の拡充のために多額の資金を必要としたのであるが、その資金を通常の租税を通じてまかなうことは困難であった。それ故に、保険料としての納入は将来見返りの給付が得られるであろうという期待があるので租税としての納入ほど心理的抵抗が大きくないだろうという判断と国際的にみても社会保険料による資金の調達が増えつつあるという判断から、社会保険料の引き上げという形で資金がまかなかれた。

4 1970年代の税制改革

1970年代の税制改革は、基本的には1960年代と同じように、所得税の減税と間接税の増税、そして社会保険料の引き上げという方向で行われた。

所得税については、低所得者層を中心とした小規模の減税が実施されたほか、次のような改革が行われた。まず第1に、1970年からA所得（勤労所得）に限って、「世帯単位」の課税か

ら「個人単位」の課税への転換が行われた。またインフレによる実質的増税を避けるために、1978年から税率表にインデクセーションが導入された。

間接税については、相変わらず酒税、煙草税、エネルギー税が毎年のように小幅増税されたほか、1971年から廣告税も導入された。

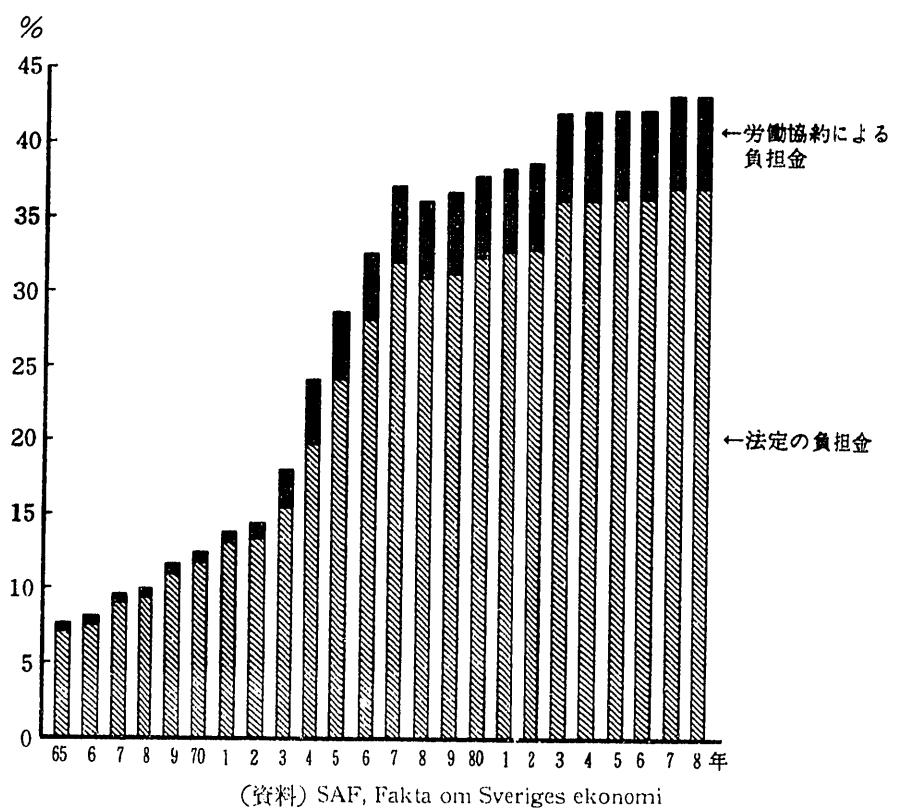
他方、1969年に10%の税率で導入された付加価値税は、その後税率が引き上げられて、1971年に15%，1977年に17.1%，1983年に19%となり、今日に至っている。

社会保険料については、1969年に新しく一般雇主負担金が創設され、一般財源として利用されることになった。一般雇主負担金は雇主が支払った賃金総額の一定割合を国庫に納入する一種の pay-roll tax で、1969年には1%であったが1971年に2%，1973年に4%と引き上げられ1978年7月に廃止された。他方、従来賃金労働者が一部負担していた基礎年金と健康保険の保険料がそれぞれ1974年と1975年から廃止され、全額雇主によって負担されることになった。このような経緯を経て雇主によって負担されるようになった雇主負担金はその後も増え続け、今日では法律で定められたものだけでも基礎年金保険料、付加年金保険料、健康保険料、部分年金保険料等11種類 37.07% (1988年) に達している。図11にはブルー・カラー労働者の雇用について課せられる雇主負担金の動向が示されている（ホワイト・カラー労働者の雇用については、雇主負担金はこれより数%重くなる）。

5 1980年代の税制改革

1980年代の大きな税制改革は1983年から1985年にかけて行われた。改革の方向は世界的な潮流と同じで、直接税については税率の大幅引き

図11 履主負担金（賃金に占める割合）



下げと課税ベースの拡大が、間接税については直接税改革による減収分をまかぬための増税が行われた。

所得税については、一方で納税者の90%の人達の直面する税率が最高50%になるように引き下げられたが、他方で逆進性が指摘されていた支払利子控除の控除限度額が引き下げられたほかフリンジ・ベネフィットに対しても課税が強化されるようになった。所得税についてはそのほか、確定申告が簡素化されたり、財産所得の合算申告の条件が緩和されたりした。

法人課税については、1984年から労働者基金(löntagarfond)積立のための利潤共有税が課せられるようになったほか、地方税としての法人税が廃止された代わりとして法人税率が52%に引き上げられた。

今後の望ましい租税体系のあり方については、現在3つの委員会で検討中であり、1989年

6月に報告書が発表されることになっている。しかしそこでは、所得税についてはより一層の勤労所得への課税の軽減とフリンジ・ベネフィット、資本所得への課税の強化が、法人税についてはより一層の税率の引き下げと課税ベースの拡大が、間接税についてはEC諸国と歩調を合わせた税制(つまり付加価値税の課税ベースの拡大)の構築が、提案される予定である。そこで提案された税制改革案は関係機関、関係団体の意見を聴取した上、1991年から実施される予定である。

III 最近の社会保障改革

スウェーデンの社会保障改革は、1982年1月の「社会サービス法」の実施をもってその体系的整備をほぼ完了し、その後は専ら重点施策の

拡充と制度自体の効率的運用に力を注いでいるように思われる。

スウェーデンの社会保障制度の概要については、いろいろな文献において紹介されている（たとえば参考文献〔2〕）し、ここでは紙幅も不足しているので、近年の大まかな動向についてだけ述べたいと思う。

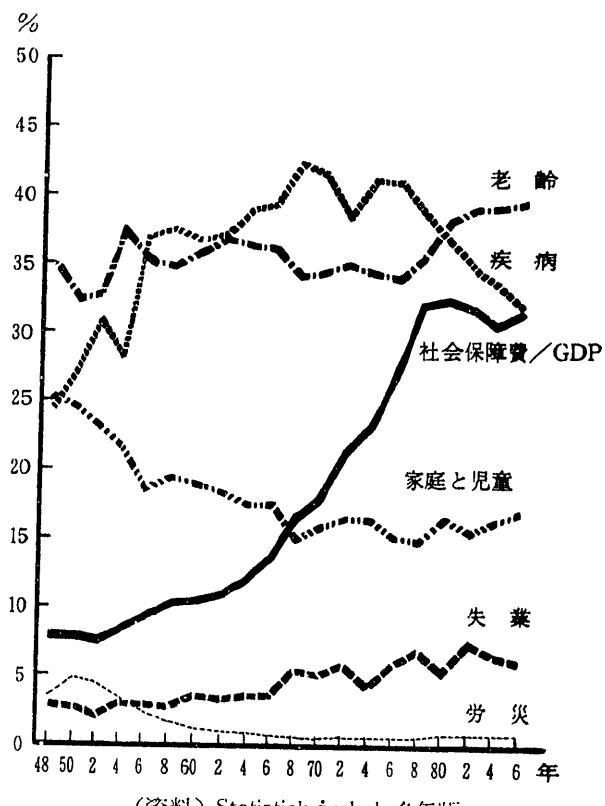
図12はスウェーデンの社会保障費の動向を1948年以降について示したものである。それを見ても分かるように、

① 「老齢」者に対する支出は、1970年代前半までは毎年少しづつ年金の内容が改善されてきたにもかかわらず、社会保障費自体が大幅に伸びたために、社会保障費全体の中に占める割合はほとんど増えなかった。しかし1970年代も後半になると経済不振と緊縮財政の影響をうけて社会保障費自体の伸びが止まってしまったので、年金水準はほとんど改善されないにもかかわらず、人口の高齢化の進行に伴って（つまり年金受給者人口それ自体の増加と（満額年金受給者の増加による）一人当たり年金支給額の増加によって）、その割合は急速に増えつつある。

② 「疾病」に対する支出は、1960年代後半から1970年代前半にかけての医療システムと傷病手当金の大幅な改善によって、社会保障費自体の伸びをはるかにこえて増加したので、社会保障費の中に占める割合は急激に増加した。しかし1970年代後半以降、一転して医療費の節約政策がとられているため、その割合は小さくなりつつある。

医療費の節約は、まず第1に、コストのかかる「入院」をできる限り削減するという方法で実施されている。また入院を認めるとしても、一方では医師を余り多く必要としないような長期療養ベッドの割合を増やし（図13）、他方で

図12 社会保障費の動向



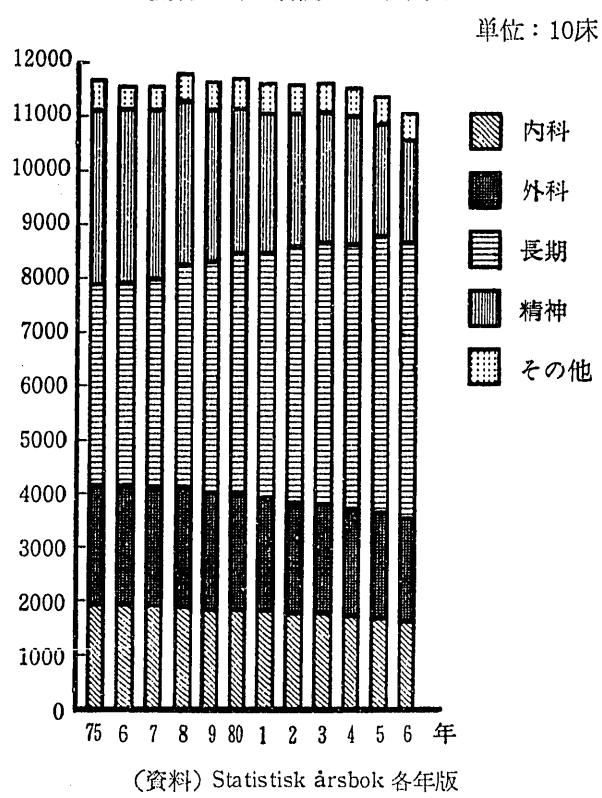
(資料) Statistisk årsbok 各年版

はただでさえわが国と比べて短かいといわれる入院日数をさらに短縮させる（図14と図15）という方法で節約を実施している。

また診療についても、従来の大病院ですべての医療を集中的に供給するという割高な方法をやめて、各地域にプライマリー・ケア専門の小さな診療所ないし小病院をつくり、そこではほとんどの患者（全体の87%程度）を処理するという方法で節約を実施している（スウェーデンの最近の医療政策については参考文献〔6〕を参照）。

③ 「家庭と児童」に対する政策は、ここ数年スウェーデンにおいてもっとも力が注がれている社会（保障）政策の1つである。これは要するに、子供の出産、養育にかかる父母の負担を軽減することによって、出生率の上昇を期待すると同時に男女平等をおし進めることによって女性の社会参加の障害を取り除くことを目的と

図13 公立病院のベッド数



単位：10床

- 〔4〕拙稿「高齢化社会の福祉制度充実にスウェーデンが克服してきた税制改革」『スチールデザイン 289』所収、アールダシエ。1987年6月
本稿のⅡは、この論文の一部に加筆・修正してまとめたものである。
- 〔5〕拙稿「スウェーデンの社会保障」伊部・福武

編著『世界の社会保障50年』全国社会福祉協議会。1987年4月

- 〔6〕拙稿「スウェーデンの医療システムについて」『医療保険制度のあり方等に関する調査研究』所収、全国社会保険協会連合会。

(いいの やすし)

移民労働者への社会的統合策—西ヨーロッパ諸国の経験（下）

社会保障研究所研究員 下 平 好 博

4. イギリスにおける社会的統合策—その成功と失敗

移民労働者問題は決して新しい問題ではない。Kindleberger (1967) が明らかにしたように、移民労働者は資本主義の発展過程の節目において重要な役割を演じてきた。イギリスについてみても、産業革命の成功をアイルランド系移民労働者の存在を抜きにして語ることはできない（注41）。

だが、イギリスにおいて移民労働者問題がひとつつの「社会問題」として捉えられるようになるのは、第二次大戦後西インド諸島や南アジア諸国から黒人労働者が大挙して押し寄せて以降のことである（以下では、西インド諸島系とアジア系の移民労働者を一括して「黒人労働者」と呼ぶ）。前号で述べたように、1948年の国籍法でこれらの黒人労働者にイギリスの市民権が保障されたため、かれらの問題は「移民問題」というよりはむしろ、イギリス国内の「人種問題」として考えられるようになった。また、1962年の移民法で移民の無制限な入国に規制が加えられると、最初は帰国を前提に働いていたこれらの黒人労働者の間に定住化の傾向が強まり、日本人との間で様々な衝突が引き起こされることとなった（注42）。そこでイギリス政府は、

黒人労働者に対する人種差別を禁止するために1965年に人種関係法を制定し、かれらを対象とした社会的統合策を徐々に開始する。いまこの人種関係法の制定を社会的統合策のスタートとみるならば、イギリスの社会的統合策はすでに20年以上の歴史をもっているといえる。

（1）PSI調査と人種関係法の改正

イギリスの黒人労働者に対する社会的統合策は、次の3つに集約することができる。第一は、人種関係法による立法措置を通じた人種差別禁止政策である。第二は、黒人労働者が密集して生活するインナーシティの居住環境を改善するため始められた都市再開発政策である。そして第三は、かれらの失業問題が深刻になった1970年代後半に開始される雇用機会均等策である。なお、第二、第三の政策を進める根拠法ももとは人種関係法にあった。というのは、「住宅」「雇用」での最初の懸案課題は人種差別を解消することにあったからである。

この人種関係法は1965年に制定されて以来、数次にわたって改正してきた。1968年に「公共の場」での人種差別を禁止していた同法が「住宅」「雇用」の分野にまで拡大され、さらに1976年には、その対象が「直接的な人種差別」ばかりでなく、雇用慣行などで制度化された「間接的な人種差別」にまで広げられている。

そして、これらの改正には、イギリスの民間研究機関である Policies Studies Institute（その前身は、Political and Economic Planning）が行った調査の結果が大きな影響を与えた。過去3回にわたって実施された PSI 調査について、ここで簡単に紹介しておこう。

(a) まず、第一回目の調査は、人種関係法が制定された翌年の1966年から67年にかけて、イングランドの6都市に在住する西インド諸島系、インド・パキスタン系、キプロス系の移民を対象に行われた (Daniel, 1968)。その目的は、移民労働者に対する人種差別の実態を調べることにあった。これによって明らかにされたことは、西インド諸島系およびアジア系の黒人労働者が「公共の場」だけでなく「住宅」「雇用」においても「膚の色」を理由に公然と差別を受けていることであった。この調査結果がひとつきっかけとなって、1968年に人種関係法が改正されている。

(b) 第二回目の調査は、1974年に実施された。調査地域をイングランドとウェールズの黒人密集区域に広げて、西インド諸島系、インド・パキスタン系、さらにアフリカ出身のアジア系という3種の移民労働者を対象に、雇用における人種差別の実態を調べている (Smith, 1977)。この頃になるとさすがに「膚の色」を理由に公然と人種差別を行う使用者の数は減った。だが、雇用慣行を理由に採用や昇進・昇給において黒人労働者を「間接的に」差別する使用者は後を断たなかった。そして、この調査結果も大きな影響を与えて、労働党政権下で1975年に性差別禁止法が制定されたのに引き続き、1976年に人種関係法が再度改正されることになった(注43)。

(c) PSI はさらに、1982年に第三回目の調査を実施している。それはイングランド、ウェー

ルズの全域を対象に行われたはじめての全国調査であった。その目的は人種差別の実態を調べることよりもむしろ、黒人労働者の生活実態を把握することに置かれ、黒人労働者とその家族の「住宅」や「雇用」の実態が子細に調査されている (Brown, 1984)。なお、第三回調査では、いくつかの質問項目について第二回調査との比較ができるようにサンプルが別集計され、両調査結果の比較も行われている。

（2）黒人労働者の人口構造・世帯構造・居住地域の特徴

第一回調査と第二回調査についてはすでにわが国でも詳しく紹介されているので (富岡, 1985, 1988), ここでは第二回調査結果と第三回調査結果を比較しながら、黒人労働者とその家族がイギリス社会の中でどのようにその社会的地位を変化させていったのかを見てみたい。

本題に先立ち、黒人労働者の人口構造・世帯構造・居住地域の特徴を説明しておこう。新英連邦諸国からの黒人労働者の流入は1970年代でほぼ停止した。イギリス人口統計局の調べによれば、第三回調査の対象となった西インド諸島系、アジア系(但し、中国系・東南アジア系は除く)移民の数は1980年時点では165万1000人に達し、それはイギリスの総人口のほぼ3%に匹敵する。このうち、アジア系が7割を占め、残りの3割が西インド諸島系である。また1982年時点ですでに、かれらの40%（西インド諸島系の54%，アジア系の38%）がイギリス生まれであり、さらに50%の者が15年以上の滞在年数をもっている（注44）。

次に世帯構造をみると、白人の平均世帯規模が2.6人であるのに対して、アジア系は4.6人、西インド諸島系は3.4人と、その平均世帯規模

は大きい(1982年)。第二回調査と比べて黒人世帯規模は年々縮小する傾向にあるが、にもかかわらずアジア系の世帯規模が依然として大きいことが注目されよう。これはアジア系世帯の平均子供数が多く、かつ「三世代家族」の割合が高いためである。他方、西インド諸島系世帯の大きな特徴は、「片親世帯」が多いことである。白人の片親世帯比率が3%，アジア系の片親世帯比率が4%と低いのに対して、西インド諸島系のそれは18%にも達している(1982年)。しかも多くの多くが母子世帯である。西インド諸島系移民は、子供ができても正式の婚姻関係を結ぶものが少なく、また同棲という形を採るものも少ないと。その結果、母子世帯が増える傾向にある。

黒人労働者はまた、イギリスの特定地域、すなわち雇用の集中するグレーター・ロンドンならびに西ミッドランドに偏って生活している。これら2つの地域に居住する白人の割合が20%にすぎないのに対して、黒人の50%が同地域に集中している(1982年)。しかも、かれらはロンドン、バーミンガム、マン彻スターというイギリスの三大都市のインナーシティ部に集中する傾向がある。これらの都市はいずれも深刻な住宅不足に直面しているために、黒人労働者はイギリスに入国した直後から住宅で大きなハンディキャップを背負うことになった。

(3) 黒人労働者の住宅問題

「住宅と雇用は人種関係の構造を決定する二大要因である」(Rex-Moore, 1967)といわれるよう、黒人労働者の社会的地位の変化を見る際に、「住宅」と「雇用」においてかれらがこの20年間に何を得、また何を失ったのかを子細に検討することが重要である。結論を先取り

すれば、かれらは「住宅」で多くのものを得、逆に「雇用」で多くのものを失った。

黒人労働者がイギリスに到着した当初、かれらはまず民間賃貸住宅市場で住まいを搜さなければならなかった。戦後イギリスでは本国の労働者階級のために公営住宅の建設が急ピッチで進められていたが、滞在期間の短いかれらにはその入居資格がなく、住宅の選択の幅は限られていた。そこでかれらは、衰退の進むインナーシティで老朽化した安価な民間賃貸住宅を借りて、異国での新生活を始めた。そのような賃貸住宅はもちろん設備も不十分で、また縁者が狭い住宅に寄り集まって生活していたために超過密状態にあった。1960年代に黒人労働者の住宅問題を調べた Rex-Moore (1967) は、この状況を捉えて、白人中産階級・白人労働者階級・黒人労働者階級との間で住宅所有形態別にいわゆる「住宅階級」(Housing Class) が形成され、それが新しい差別の根源になっていると報告した(注45)。

だが、1970年代に入ると、状況は徐々に変化していった。アジア系移民に先立ってイギリスにいち早く入国した西インド諸島系の移民たちは、この頃漸く公営住宅の入居資格に必要な滞在期間を満たし、続々と公営住宅へ入居するようになった。またアジア系移民は、白人の流出したインナーシティにおいて老朽化した民間分譲住宅を安い値段で手に入れ、持家に移り住むようになった。もちろんアジア系が持家に活路を見出したのは、かれらの滞在年数が短く、公営住宅に入居する資格がなかったからである。だが、理由はそれだけではない。先に述べたように、かれらは大家族を有していたため、白人労働者の標準世帯を基準にした公営住宅ではかれらのニーズを満たすことができなかつた。ま

表2 住宅所有形態の比較 (%)

住宅所有形態	白人	西インド諸島系	アジア系		
	1982年	1974年	1982年	1974年	1982年
持 家	59	(50)	41(44)	(76)	72(74)
公営賃貸住宅	30	(26)	46(44)	(4)	19(18)
民間賃貸住宅	9	(24)	6(12)	(19)	6(8)

資料出所: Brown (1984), Table 28, p. 96, Table 62, p. 126
より

注: カッコ内の数字は、第二回調査の対象地域同士を比較した数字である。

たアジア系はインナーシティに形成されたかれらのコミュニティを大切にし、家族・友人が郊外に離散することを望まなかった。1974年の第二回調査によれば、この時点で西インド諸島系の公営住宅入居率は26%に高まり、他方アジア系の持家率は76%に達している。さらに1982年の第三回調査では、この傾向は一段と強まり、西インド諸島系の公営住宅入居率は実に46%にまで上昇し、それは白人の公営住宅入居率を上回るまでになっている（表2）。また、アジア系はこの時点で公営住宅の入居資格を十分に満たすことができるようになったにもかかわらず、その持家率は72%と高い水準を維持し、白人の持家率を大きく引き離している。（表2）（注46）。

もちろん住宅所有形態だけで住宅水準が決まるわけではない。「住宅の種類」「建築年数」「1部屋を2人以上で共有する割合」「住宅設備」等、住宅水準を決めるいくつかの要因を考慮してはじめて、住宅水準を公平に評価することができる。そこで、これらの各指標について、人種間でどの程度の差があるのかをみておこう。まず、「住宅の種類」という点では、持家・公営住宅・民間賃貸の区別を問わず、「一戸建あるいは二戸一住宅」（detached or semi-detached houses）に住む白人の割合は54%と高く、他

方西インド諸島系は23%、アジア系は26%と低いことがわかる（1982年）（表3）。つまり、裏返せば、黒人はテラス・ハウスに代表される共同長屋住宅（とはいっても、わが国の民間木造アパートと比べれば、はるかに水準は高い）で生活する者の割合が高いことを意味している。また「建築年数」でみると、いずれの所有形態を問わず、イギリスの住宅は戦前に建てられた老朽住宅が多い。そして、持家・公営住宅ともに黒人世帯は白人よりも高い割合でそのような老朽住宅で生活している（表3）。さらに「1部屋を2人以上で共有する割合」も、白人世帯がわずか3%と低いのに対して、西インド諸島系で16%、アジア系で35%と高い割合になっている。特に、大家族が多いアジア系世帯で、公営住宅に入居した場合、そのような過密世帯が43%にも高まっていることが注目される（表3）。

表3 住宅水準 (%) (1982年)

	一戸建・ 二戸一住 宅で暮ら す割合	戦前に建 設された 住宅で暮 らす割合	1部屋を 2人以上 で共有す る割合	バス・ト イレ・温 水の共同 利用率
全 体				
白 人	54	50	3	5
西インド系	23	60	16	5
ア ジ ア 系	26	74	35	7
持 家				
白 人	67	56	2	3
西インド系	37	84	13	3
ア ジ ア 系	29	81	33	5
公営住宅				
白 人	39	27	5	3
西インド系	9	34	20	3
ア ジ ア 系	11	35	43	7
民間賃貸住宅				
白 人	33	87	2	27
西インド系 & アジア系	21	83	22	32

資料出所: Brown (1984), Table 35, p. 102 より

なお、バス・トイレ・温水の共同利用率からみた「住宅設備」という点では、人種間にそれほど大きな差はない（表3）。

以上の結果を総合すれば、住宅水準についての人種間の開きは依然として大きいといわざるをえない。しかしながら、1950年代・60年代に渡英した黒人労働者とその家族が、望むと望まないとにかくわらず、インナーシティの劣悪な民間賃貸住宅で生活を始めなければならなかったことを思えば、この20年間に黒人労働者の住宅水準は確実に向上了といえよう。

（4）黒人労働者の雇用・失業問題

人種関係の構造を決定づける第二の要因である雇用に注目してみたい。

第二次大戦後、イギリスは労働力不足を解消するために組織的に移民の導入を図った。まず1950年代にバスや鉄道などの公共輸送機関および国民保健サービス（NHS）がバルバドスから移民労働者を直接募集したのをきっかけにして、西インド諸島系の移民労働者の数が急増した（注47）。そして、1962年の移民法によって移民の無制限な流入に規制がかかるまで総勢23万2,000人にも及ぶ西インド諸島系移民がイギリスに渡った。また1962年の移民法制定以後は、国内の斜陽産業の労働力不足を補うためにインドやパキスタンからアジア系移民労働者がそれを上回る規模で押し寄せた。この結果イギリスでは、1960年代の末頃までに現在の黒人労働者の産業・職業分布がほぼ確定したといわれている。すなわち、西インド諸島系男子は運輸・通信の現業部門に、西インド諸島系女子は国民保健サービスの看護婦や付き添い婦に、さらにアジア系男子は繊維・鋳物・機械産業の不熟練肉体労働に、それぞれの生活の糧を得た。

1982年の第三回調査でみても、黒人労働者のこの産業・職業分布に大きな変化はない。アジア系男子は繊維・鋳物・機械産業を中心に製造業に従事する割合が高く（57%）、西インド諸島系男子は運輸・通信部門を中心にサービス部門に集中している（45%）（表4）。また西インド諸島系女子は、国民保健サービスで看護婦や付き添い婦として働く者が多いためにサービス部門で大きなシェアを占めている（72%）（表4）。なお、1970年代にイスラム教徒を除いてアジア系女子の職場進出が進んだ。だが、彼女らの約半数（44%）は製造中に集中し、白人や西インド諸島系の女子と比べると、サービス部門への進出が遅れている（表4）。また、職業別にみると、黒人男子労働者は圧倒的にマニュアルワーカーが多く、その比率は西インド諸島系男子で83%，アジア系男子で73%にものぼっている（白人男子の同比率は58%）（表5）。さらに未熟練・半熟練のマニュアルワーカーは、西インド諸島系

表4 産業分布（%）（1982年）

産業部門	白人		西インド諸島系		アジア系	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
鉱業・化学・金属産業	9	—	4	—	7	—
機械産業	15	—	9	—	13	—
車両・造船業	5	—	12	—	11	—
繊維・服飾・皮革産業	2	4	3	4	13	21
その他製造業	10	—	14	—	14	—
製造業・鉱業計	41	21	41	20	57	44
建設業	8	—	7	—	3	—
運輸・通信業	10	4	24	6	12	2
流通業	8	17	6	8	6	14
専門・科学業	—	25	—	41	—	16
その他サービス	23	—	14	—	17	—
全サービス部門計	41	70	45	72	35	41
行政・防衛	7	6	3	6	2	8

資料出所：Brown (1984), Table 96, 97, pp. 202~203 より

表5 職業レベル（男子）（%）（1982年）

職業 レベル	白人	西インド 諸島系	アジア 系
専門・経営・管理	19	5	13
その他のノンマニュアル	23	10	13
熟練マニュアル・職長	42	48	33
半熟練マニュアル	13	26	34
未熟練マニュアル	3	9	6

資料出所：Brown (1984), Table 91, p. 197 より

男子が35%，アジア系男子40%といずれも高い率を示し、白人男子の16%を大きく上回っている（表5）。逆にノンマニュアルワーカーの比率は、西インド諸島系男子が15%，アジア系男子が26%と少なく、他方白人男子の比率は42%にも達している（表5）。このことから職業レベルの人種間格差はかなり大きいことがわかる（注48）。

とはいっても、黒人労働者の職業レベルがこの間まったく変化しなかったわけではない。1974年の第二回調査と比較すれば、マニュアルワーカーとして働く者は、西インド諸島系男子で91%から82%に、アジア系男子で81%から72%に減少している（表6）。また逆に、「専門・管理職」に従事する者は、西インド諸島系男子で2%から7%に、アジア系男子で7%から14%に増加している（表6）。従って、多少であれ黒人労働者の職業上の地位は改善されたといえよう。しかしながら、この職業レベルの向上は、そのような統計には決して現れないもうひとつの問題を含んでいた。すなわち、それは低い地位の職業に就く黒人労働者がこの8年間に大量に失業したことであった（注49）。

イギリスでは、失業率が上昇する際に、黒人労働者の失業率が白人の失業率を上回る速さで上昇する傾向がある（注50）。第三回調査が行われた1982年に全国で300万人を超える失業者が

表6 職業レベルの比較（男子）（%）

	白人		西インド 諸島系		アジア 系	
	1974 年	1982 年	1974 年	1982 年	1974 年	1982 年
専門・経営・管理	23	22	2	7	7	14
その他ノンマニュアル	17	20	6	9	11	12
熟練マニュアル・職長	42	44	59	48	40	36
半熟練マニュアル	12	11	23	23	30	31
未熟練マニュアル	6	3	9	11	11	5

資料出所：Brown (1984), Table 120, p. 223 より

表7 失業率（男子）（%）（1982年）

	白人	西インド 諸島系	アジア系
全 体	13	25	20
16～19歳	30	46	35
20～24歳	22	42	26
25～34歳	15	17	17
35～44歳	5	15	17
45～54歳	7	16	22
55～64歳	13	26	26

資料出所：Brown (1984), Table 83, 84, pp. 189～190 より

おり、失業率は実に13%に達している（注51）。そしてこの時点で、西インド諸島系の男子失業率は25%に、アジア系の男子失業率は20%にまで高まっている（表7）。なかでも深刻なのは黒人若年労働者の失業問題である。例えば、16～19歳層において西インド諸島系の男子失業率は46%に、アジア系の男子失業率は35%に達している（表7）。

イギリスにおいて黒人失業率が高まった理由はいくつか考えられる。第一の理由は、黒人労働者が衰退する製造業に集中していることである。なかでも、アジア系は繊維・鉄物・機械産業で働く者が多く、これらの製造業は最近の経済不況によって大きな打撃を被った（注52）。また第二の理由として、黒人労働者に不熟練肉体労働者が多く、そのような不熟練労働者は不況の際に真先に解雇されやすいことを挙げることができる（注53）。第三に、黒人労働者の年齢構

成は白人よりも若く、若年労働者は失業しやすいために、黒人失業率が全体として高水準になることも無視できない。しかしながら、教育資格からみれば、イギリスの黒人労働者は白人労働者よりも学歴が高く、しかも黒人はそのような学歴の如何を問わず白人に比べて失業率が高いという歴然とした事実がある（注54）。

そこで、第四に、「採用における人種差別」が黒人失業の主因であるとする見方が、最近とみに有力になりつつある。とはいっても、それは「膚の色」を理由に黒人が公然と採用を拒否されるといった単純な議論ではない。そうではなくて、それは黒人労働者が失業時にいかなる求職方法を用い、また使用者が欠員を補充する際にいかなる求人方法を利用するかに着目したものである。例えば、黒人スクールリーバーの求職方法を追跡調査した Dex (1979) は、黒人若年労働者が人種差別によって職業安定所を通じた求職活動に一旦失敗すると、自分の親兄弟・親戚・友人のネットワークを使って求職活動を行う傾向があることを明らかにしている。またイギリスの使用者は欠員を補充する際に、新聞の求人広告や職業安定所に頼らず、自社従業員の「口込み」情報を利用する傾向があるという。その結果、黒人若年労働者はたとえ就職できたとしても、移民第一世代が就く地位の低い職業を受け継ぐことになる。こうした職種は、訓練・昇進のチャンスはおろか昇給の機会にも乏しい。従って、イギリスに生まれ、イギリスの教育を受けて期待水準が高まっている移民の第二世代は、他に高賃金の仕事が期待できればたまらわず転職する。そして、そのように転職を繰り返すことで、かれらの失業率は高まっていく（注55）。

Jenkins et al. (1983, 1985, 1988) は、イ

ギリスの使用者が経済不況に直面して欠員の補充にますます自社従業員の「口込み」情報を利用する傾向があることを明らかにしている。不況期に内部労働市場を通じた求人方法が頻繁に利用される理由は、整理解雇を行う企業が増えているからであり、そのような企業では整理解雇した元従業員あるいはその親族から欠員を補充するよう労働組合から強い圧力が働くからである（注56）。また、巷に失業者が溢れている状況のもとで、求人を新聞広告や職業安定所に出せば、少ない欠員をめぐって求職者が殺到しよう。そこで、事務上の手続きの煩雑さを最小限に抑えるためにも、内部労働市場による「口込み」情報が利用される。そして、このような求人方法の変化は、黒人労働者、特に黒人若年労働者に重大な影響を与えたと彼は述べている。すなわち、「口込み」による求人はもともと非公式の採用方法なので、学歴・学業成績・職業資格などの客観的な基準が軽視されがちである。むしろ、かれらが「職場に馴染むか」あるいは「既存の従業員に受け入れられるか」という人事担当者の主観的な判断が優先されやすい（注57）。イギリスでは職場レベルで白人労働者の人種的偏見はいまも根強く残っており、また不況下で職場の労働組合も黒人労働者を新しく受け入れることには消極的である（注58）。従って、白人の人事担当者は、事態をこれ以上悪化させないためにも、黒人労働者の採用をためらう傾向がある。

黒人失業の原因には、この他に黒人労働者が抱える文化的な問題、例えば、言語上のハンディキャップや生活習慣の違いも関係している（注59）。だが、最大の原因は、何といっても、イギリスの職業構造の中でかれらに低い地位の仕事しか提供されず、そのような就業機会の不

平等が第二世代にまで及んでいることがある。その意味で、イギリスの黒人労働者はこの20年間に「雇用」で得たものは少なく、むしろ失業によって多くのものを失ったとさえいえる（注60）。

5. おわりに

西ヨーロッパ諸国の経験からわれわれが学ぶものとは何であろうか？ 以上で述べた論点を要約しながら、教訓とすべきいくつかの点を列举しておきたい。

(a) 冒頭で私は、外国人労働者問題をめぐるわが国での議論が当面の利害得失を論じることに終始しており、長期的な視点を欠いていると述べた。だが、戦後膨大な数にのぼる移民労働者を受け入れてきた西ヨーロッパ諸国においてさえ、最初の動機はそのような経済的なものであった。Kindleberger (1967) は、戦後のヨーロッパの経済発展に果たした移民の役割を見事に描き出し、また移民が途上国の経済発展に貢献する可能性を示唆している。しかしながら、かれらの定住が進むにつれて、西ヨーロッパ諸国は難題に直面した。それは、雇用・住宅・教育のあらゆる分野において移民労働者が西ヨーロッパ社会の「最底辺」を形成するようになったことである (Castles-Kosack, 1973)。さらに、かれらは自分たちの置かれた状況をおとなしく受け入れる「声なき民」であったわけではない。いやそれどころか、その政治的な発言力を徐々に蓄えて、いまやヨーロッパ社会の将来を左右する重要な勢力のひとつにまで成長しつつある (Miller, 1981), (Piore, 1979)。

(b) 西ヨーロッパ諸国が1970年代中盤以降に、移民労働者の無制限な流入に規制を加え、かれ

らに対する社会的統合策を開始した最大の理由は、このような移民労働者問題への認識の変化が関係していた。だが、個々の国をみれば、その対応はまちまちである。ある国は植民地との歴史的なつながりによって、またある国は労働市場への混乱をできるだけ避けるという見地に立って、移民に参政権を含む社会的権利を保障している。逆に、戦後一貫して「ゲストワーカー政策」を続けてきた国では、移民労働者に対する積極的な対策が遅れ、問題は紛糾している。わが国では、ともすれば後者の国々だけを念頭に置いて、「開国派」であれ「鎖国派」であれ、外国人労働者問題を一律に論じる嫌いがある。しかしながら、このような歴史的経緯や政治経済構造の違いを無視してこの問題を語ることはできない。

(c) 最後に、戦後20年以上にわたって移民労働者に対する社会的統合策を実施してきたイギリスを取り上げた。そして、その社会的統合策がどの分野で成功し、どの分野で失敗しているのかを明らかにした。イギリスの黒人移民労働者は、過去の歴史的経緯によってイギリスの市民権をもち、かれらの多くはすでに定住している。そのため、かれらは「住宅」で多くのものを手に入れた。だが、経済不況はかれらを真先に失業に追い込んだために、かれらは「雇用」で多くのものを失うことになった。イギリスの経験がわれわれに与える教訓は、一旦移民労働者を受け入れれば、その社会的統合に10年、20年単位では測れない長い期間を要するということである。また雇用問題は、たとえ移民労働者に完全な市民権が保障されようとなかなか解決することが難しいということである。その意味で、外国人労働者を受け入れるかどうかは、われわれにとって、子々孫々にまで影響を及ぼ

すにちがいない歴史的な選択であるといえよう。

注

- 41) この他にイギリスでは、1875年から1914年にかけて東欧系・ロシア系のユダヤ人移民の流入があった。また第二次大戦直後には、労働力不足を補うために50万人にも及ぶ「ヨーロッパ志願労働者」が導入されている。「ヨーロッパ志願労働者」については、富岡（1988），第5章，参照。
- 42) 黒人移民労働者と白人との衝突は1950年代の末からすでに発生しているが（例えば、1958年のノッティンガム事件ならびにウエスト・ロンドン事件），それが本格化するのは、移民の定住化傾向が強まった1960年代以降のことである。例えば、1966年にネオ・ファシズム運動のひとつである国民戦線（National Front）が結成され、また大衆の反移民感情を背景に保守党右派のリーダーであるE・パウエルが1968年に「白英主義」を唱える演説を各地で行っている。梶田（1986），p.121，参照。
- 43) 1976年の人種関係法のもとで、人種平等委員会（Commission for Racial Equality）が新設され、差別を受けた当事者を救済するために、公式調査権（例えば、自治体の公営住宅政策、教師研修カリッジ・カリキュラム、政府の入管政策への介入調査）を含む広汎な裁量権がCREに与えられた。また1976年法は、地方自治体が差別を排除し、人種間の友好関係を促進するように義務づけている（同法71条）。詳しくは、石田（1985），参照。だが、人種関係法による人種差別禁止政策は、当事者中心・裁判中心主義を採っているため、民間企業でかれらの就業機会を拡大するのにそれほど効果が期待できない、とする声も強い。例えば、Lustgarten（1987）は人種関係法による「立法アプローチ」の限界をそのように指摘して、イギリスでもアメリカで行われているような「行政アプローチ」（政府との取引がある民間企業に対してアファーマティブ・アクションを強制する政策）を探る必要があると述べている。
- 44) また西インド諸島系移民とアジア系移民は入国時期が異なるため、前者の年齢階層のピークが45～54歳層と16～24歳層にあるのに対して、後者の年齢階層のピークは25～34歳層にあるという違いもみとめられる。さらに西インド諸島系移民の男子比率が47%と低いのに対して、アジア系移民のそれは56%と男子が女子の数を上回っている。Brown（1984），Table 6, 7, pp. 28～29，参照。
- 45) Rex-Moore（1976）は、イギリスの住宅を「一戸建持家住宅」「公営賃貸住宅」「民間賃貸住宅」「持家ロッジング・ハウス」「賃貸ロッジング・ハウス」に分類し、黒人移民労働者が後二者の住宅に集中していることを明らかにしている。
- 46) だが白人の持家率が職業レベルが高まるにつれて上昇するのに対して、黒人労働者の場合、持家率と職業レベルとの間にそのような比例関係はない。詳しくは、Brown（1984），Table 33, p. 100，参照。
- 47) この時期西インド諸島系の移民が増加した背景には、アメリカが1952年にマッカラン＝ウォルター法を制定し、かれらの入国を厳しく規制したこととも関係している。詳しくは、崎山（1985），pp. 285～288，参照。
- 48) 但し、白人女子は「未熟練職種」にパートタイマーとして働く者が多いため、全体としてみれば、黒人女子が職業レベルで白人女子を上回る傾向がある。詳しくは、Brown（1984），Table 92, p. 198，参照。
- 49) 労働市場に新たに参入する黒人若年労働者の職業レベルは次第に上昇する方向にある。だが、それとて低い地位の職業に就く機会がこの間に大きく減少したことが関係しているのかもしれない、とBrownは述べている。Brown（1984），pp. 177～178，参照。
- 50) 黒人労働者がイギリスに殺到した1960年代初頭にも、黒人と白人との間で失業率に大きな開きがあった。だが、その差は1960年代の経済成長期を迎えて急速に縮まった。そして、1970年代はじめまでに失業率の人種間格差はほとんど消滅するかにみえた。ところが、1970年代後半以後の経済不況でそれは再び拡大している。失業率の人種間格差の時系列的変化については、Smith（1981），pp. 3～5，参照。
- 51) 1982年10月よりイギリスでは「失業者」の定義が「職業安定所への求職登録者」から「失業給付事務所に失業給付（失業保険・補足給付）を申請する者あるいは国民保険料の免除申請を行う者」に変わっている。第三回調査は1982年の上半期に実施されたため、ここでの数字はこの改正以前の

- 定義に従っている。
- 52) 「黒人労働者が製造業に集中していることが、かれらの失業率を高める原因である」とするこの見解に対して、Smith (1981) は「就業人口比と失業人口比はイギリスのほとんどの産業でほぼ一致している」と批判している。だが、Rhodes-Braham (1987) は、「イギリスの製造業がこの間にその生産拠点を海外に移し、製造業の雇用シェアが著しく低下した事実を Smith は見落としている」として、これに反批判を加えている。詳しくは、Smith (1981), pp. 34~35, Rhodes-Braham (1987), pp. 204~206, 参照。
- 53) Brown (1984) は、もし白人と黒人の職業分布が等しい場合に、白人の失業率がどの程度に達するかを計算している。それによると、例えば、アジア系男子の職業分布と等しい場合に白人男子の失業率は17%に上昇し、また西インド諸島系男子の職業分布と等しければ、それは19%にまで高まるはずだという。Brown (1984), p. 154, 参照。
- 54) 黒人労働者の平均年齢は白人労働者よりも若いために、学歴は黒人労働者の方が全体として高くなる傾向がある。Brown (1984), Table 73, p. 144, 参照。また現在就学中の者を比較しても、黒人は男女を問わず白人よりも高校進学率が高い。Brown (1984), Table 78, p. 149, 参照。にもかかわらず、黒人は教育・職業資格のあるなしにかかわらず失業者となる危険性が高く、逆に白人はそのような資格のない者にだけ失業者が集中する傾向がある。Smith (1981), Table 2-8, p. 17, 参照。
- 55) 黒人労働者の第二世代は第一世代に比べて権利意識が強く、従って「将来性のない仕事」(dead-end jobs, shit works) に長く定着することはない。「移民労働者の滞在期間が長期化すると、かれらは『経済人』としてではなく『社会人』として行動し、職業からそれなりの社会的地位を期待する」という Piore (1979) の指摘が、ここで改めて想起されよう。その意味で、イギリスの黒人若年労働者はアメリカの黒人労働者に少しずつ近づいているといえる。アメリカの黒人失業の構造については、Feldstein (1973), 参照。また「移民第一世代が従事する職業を第二世代が引き継がざるをえない」とすれば、イギリスの労働市場はますます「デュアリズム」への傾向を強めているともいえる。イギリスにおける労働市場の二重構造については、Bosanquet=Doeringer (1973), Standing (1986), Goldthorpe (1984), 参照。
- 56) また技術革新が急速に進む中で、企業は職務配分の弾力化を図るために雇用保障を強化する必要があり、求人にあたってますます「内部労働市場」を重視せざるをえない方向にある。Jenkins, et al. (1983), p. 264, 参照。
- 57) 採用に当たって企業が選考基準とするものは、学歴・学業成績・職業資格などの客観的な基準に加えて、求職者が職場に馴染むかどうかを測る「受容可能性」(acceptability) である。後者は通常「外見」「マナー・態度」「就労意欲」「職歴」「年齢や婚姻上のステータス」「会話能力」「推薦者の有無」「周囲との折り合い」等から判断される。だが、白人の人事担当者は、白人男子（例えば、子供2人を有する既婚男子）を基準にこの「受容可能性」を判定する嫌いがあり、「西インド諸島系の労働者は怠け者である」とか「アジア系の労働者は排他的で仲間に混じらない」といった先入観に基づいて、かれらの採用を拒否するケースが多い。詳しくは、Jenkins (1985), 参照。
- 58) TUC をはじめとする労働組合運動のトップは、1970年代に入って「反人種差別」を運動方針のひとつに掲げている。だが、イギリスの職場の労働組合は相変わらず黒人労働者を「賃金相場を崩す者」あるいは「スト破りの輩」とみなす傾向がある。詳しくは、Wrench (1987), 富岡(1988), 第8章, 参照。だが、イギリスでも黒人労働者の組織率は白人労働者よりも高い（1982年時点では、西インド諸島系男子が64%, アジア系男子が59%であるのに対して、白人男子は57%である）。Brown (1984), Table 115, p. 217, 参照。
- 59) アジア系女子、なかでもパキスタン・バングラディッシュ系女子の英語力は低く、その70%以上は日常生活での意思疎通にも事欠くといわれている。従って、彼女らは求職活動で大きな障害があり、たとえ就職できたとしても製造業の不熟練職種で夜勤に従事するしかない。Brown (1984), pp. 128~131, 参照。また、アジア系は母国へ一時帰郷する者が多く、それが失業原因のひとつになっている。Smith (1981), pp. 70~71, 参照。
- 60) 失業に対するひとつの自衛策として、アジア系の移民労働者の間で自営業を営む者が増えつつある。1970年代にアジア系の自営率は7%前後の水

道で推移してきたが、1982年時点ではそれは18%にまで高まり、白人の自営率(14%)をも上回るようになつた。かれらが営む自営業は小売業・飲食業が主なものであるが、ロンドンなどの大都市では奇抜なアイデアとノウハウを活かして服飾産業に進出するケースもある。またこれは小売業についていえることであるが、アジア系の自営率はアジア系移民が集中する地域で高まる傾向があり、かれらが自分たちのコミュニティの成員を顧客とし、かつそこで得られる豊富な安い労働力を利用している様子が窺える。詳しくは、Ward(1985), Waldinger=Ward=Aldrich(1985), 参照。

参考文献

- 1) Bell, Daniel (1975), "Ethnicity and Social Change," in Nathan Glazer, and Daniel P. Moynihan, (eds.), *Ethnicity: Theory and Experience*, (Harvard University Press, Cambridge), 内山秀夫訳『民族とアイデンティティー』(三嶺書房, 1984年), pp. 191~235, 所収
- 2) Bosanquet, N. and P. B. Doeringer (1973), "Is There A Dual Labour Market in Great Britain?", in *Economic Journal*, Vol. 83, June, pp. 421~435.
- 3) Brown, Colin (1984), *Black and White Britain: The Third PSI Survey*, (Policy Studies Institute, London)
- 4) Castles, Stephen, and Godula Kosack (1973), *Immigrant Workers and Class Structure in Western Europe*, (Oxford University Press, Oxford)
- 5) Daniel, W. W. (1968), *Racial Discrimination in England*, (Penguin, London)
- 6) Dex, Shirley (1979), "A Note on Discrimination in Employment and its Effects on Black Youths," in *Journal of Social Policy*, Vol. 8, Part 3, pp. 357~369.
- 7) Edye, Dave (1987), *Immigrant Labour and Government Policy*, (Gower, Hampshire)
- 8) Entzinger, Han B., (1985), "The Netherlands," in Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy: A Comparative Study*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 3, pp. 50~88.
- 9) Esser, Hartmut and Hermann Korte (1985), "Federal Republic of Germany," in Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy: A Comparative Study*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 6, pp. 165~205.
- 10) Feldstein, Martin (1973), "The Economics of the New Unemployment," in *Public Interest*, No. 33, Fall, pp. 3~42.
- 11) Goldthorpe, John H., (1984), "The End of Convergence: Corporatist and Dualist Tendencies in Modern Western Societies," in John H. Goldthorpe (ed.) *Order and Conflict in Contemporary Capitalism: Studies in the Political Economy of Western European Nations*, (Clarendon Press, Oxford), chap. 13, pp. 315~343. 稲上毅・下平好博・武川正吾・平岡公一訳『収斂の終焉—現代西欧社会のコーポラティズムとデュアリズム』第1章(稻上毅訳), pp. 3~45, 所収
- 12) Hammar, Tomas (1985), "Sweden", in Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy: A Comparative Study*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 2, pp. 17~49.
- 13) 林瑞枝(1938)『フランスの異邦人—移民・難民・少数者の苦悩』(中公新書)
- 14) 広瀬真理子(1988)「オランダの社会福祉行政の事情—福祉における政府と民間の関係」『週刊社会保障』Vol. 42, No. 1511, pp. 22~25.
- 15) 稲上毅(1989)『転換期の労働世界』(有信堂)
- 16) 石田玲子(1985)「イギリスの人種差別への挑戦—1976年人種関係法と自発的組織の伝統」磯村英一編『現代世界の差別問題』(明石書店)第二部, II, pp. 181~226.
- 17) 石川好(1988)「人間不在の開国論」『Voice』1988年2月号, pp. 172~186.
- 18) Jenkins, Richard, Alan Bryman, Janet Ford, Teresa Keil, Alan Beardsworth (1983), "Information in the Labour Market: The Impact of Recession". in *Sociology*, Vol. 17, No. 2, pp. 260~267.
- 19) Jenkins, Richard (1985), "Black Workers in the Labour Market: the Price of Recession," in Bryan Roberts, Ruth Finnegan, Duncan Gallie (eds.), *New Approaches to Economic Life*, (Manchester University Press, Manchester), pp. 169~183.
- 20) Jenkins, Richard (1988), "Discrimination and Equal Opportunity in Employment: Ethnicity and 'Race' in the United Kingdom," in Duncan

- Gallie (ed.), *Employment in Britain*, (Basil Blackwell, Oxford), chap. 11, pp. 310～343.
- 21) 梶田孝道 (1986) 「移民労働者と社会政策—国家類型と移民問題との関連をめぐって」『季刊社会保障研究』 Vol. 22, No. 2, Autumn, pp. 118～134.
- 22) 梶田孝道 (1988) 「外国人過剰問題と西ヨーロッパ」日本国際政治学会編『国際社会における人間の移動』 pp. 14～41.
- 23) Kindleberger, Charles P., (1967), *Europe's Post-war Growth: The Role of Labor Supply*, (Harvard University Press, Cambridge)
- 24) 小池和男 (1988)「ヒトの開拓は慎重に」『Voice』1988年5月号, pp. 114～125.
- 25) Lustgarten, Laurence (1987), "Racial Inequality and the Limits of Law," in Richard Jenkins, and John Solomos, (eds.), *Racism and Equal Opportunity Policies in the 1980s*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 2, pp. 14～29.
- 26) Miller, Mark J., (1981), *Foreign Workers in Western Europe: An Emerging Political Force*, (Praeger, New York)
- 27) 森 広正 (1986) 『現代資本主義と外国人労働者』(大月書店)
- 28) Newnham, Anne (1986), *Employment, Unemployment and Black People*, (Runnymede Trust)
- 29) 西尾幹二 (1988) 『戦略的「鎖国」論』(講談社)
- 30) OECD (1963), *Labour Market Policy in Sweden*, (OECD, Paris)
- 31) OECD (1978), *Migration, Growth, and Development*, (OECD, Paris)
- 32) 岡沢憲美 (1988 a) 「地球選挙権へ向けて—在外外国人への選挙権付与」『UP』1988年7月号, No. 189, pp. 8～12.
- 33) 岡沢憲美 (1988 b) 『スウェーデン現代政治』(東京大学出版会)
- 34) Piore, Michael J., (1979), *Birds of Passage: Migrant Labor and Industrial Societies*, (Cambridge University Press, Cambridge)
- 35) Piore, Michael J., (1986), "The Shifting Grounds for Immigration," in *Annals*, No. 485, May, pp. 23～33.
- 36) Rex, John, and Robert Moore (1967), *Race, Community, and Conflict: A Study of Sparkbrook*, (Oxford University Press, Oxford)
- 37) Rhodes, Ed, and Peter Braham (1987), "Equal Opportunity in the Context of High Levels of Unemployment," in Richard Jenkins, and John Solomos, (eds.), *Racism and Equal Opportunity Policies in the 1980s*, (Cambridge University Press, Cambridge), chap. 11, pp. 189～220.
- 38) 労働省職業安定局編 (1988) 『今後における外国人労働者受け入れの方向—外国人労働者問題研究会報告』(労務行政研究所)
- 39) 崎山耕作 (1985) 「ロンドンの移民労働者—その分布と集中」大阪市立大学経済研究所編『世界の大都市 I ロンドン』(東京大学出版会) 第8章, pp. 282～310.
- 40) Sassen, Saskia, (1988), *The Mobility of Labor and Capital: A Study in International Investment and Labor Flow*, (Cambridge University Press, New York)
- 41) 下平好博 (1987 a) 「失業保険と労働市場政策」社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』(東京大学出版会) 第8章, pp. 157～184.
- 42) 下平好博 (1987 b) 「失業保険と労働市場政策」社会保障研究所編『イギリスの社会保障』(東京大学出版会) 第4章, pp. 103～126.
- 43) 下平好博 (1988) 「福祉国家と労働市場政策—スウェーデンとイギリスの比較分析」社会保障研究所編『社会政策の社会学』(東京大学出版会) 第8章, pp. 159～189.
- 44) Smith, David J., (1981), *Unemployment and Racial Minorities*, (Policy Studies Institute, London)
- 45) Smith, David J., (1977), *Racial Disadvantage in Britain*, (Penguin, London)
- 46) Standing, Guy (1986), *Unemployment and Labour Market Flexibility: The United Kingdom*, (ILO, Geneva)
- 47) 富岡次郎 (1988) 『現代イギリスの移民労働者—イギリス資本主義と人種差別』(明石書店)
- 48) 富岡次郎 (1985) 「現代イギリスにおける人種問題」磯村英一編『現代世界の差別問題』(明石書店) 第二部, I, pp. 129～179.
- 49) Verbunt, Gilles (1985), "France," in Tomas Hammar (ed.), *European Immigration Policy: A Comparative Study*, (Cambridge University Press,

- London), chap. 5, pp. 127~164.
- 50) Waldinger, Roger, Robin Ward, Howard Aldrich (1985), "Ethnic Business and Occupational Mobility in Advanced Societies," in *Sociology*, Vol. 19, No. 4, pp. 586~597.
- 51) Ward, Robin (1985), "Minority Settlement and the Local Economy," in Bryan Roberts, Ruth Finnegan, Duncan Gallie (eds.), *New Approaches to Economic Life*, (Manchester University Press, Manchester), pp. 198~211.
- 52) Wrench, John (1987), "Unequal Comrades: Trade Unions, Equal Opportunity and Racism," in Richard Jenkins, and John Solomos, (eds.), *Racism and Equal Opportunity in the 1980s*, (Cambridge University Press, Cambridge) chap. 10, pp. 160~186.

(しもだいじ よしひろ)

海外社会保障関係文献目録

1988年10月～12月社会保障研究所図書室収入分

- 社会保障・社会政策一般**
- Bensman, Joseph/Vidich, Arthur J.
American society: the welfare state and beyond. rev. South Hadley, Mass., Bergin & Garvey, 1987. xii, 356 p. 24cm.
- Berie, Hermann
Erfolg für den europäischen Sozialraum. *Bundesarbeitsblatt* (9) Sept. 1988, p. 5-12.
- Butcher, Paul/Erdos, Joseph
International social security agreements: the U. S. experience. *Soc. Sec. Bull.* 51(9) Sept. 1988, p. 4-12.
- Commission des Comptes de la Sécurité Sociale.
Comptes de la Sécurité sociale: résultats 1986/prévisions 1987-1988. Paris, Documentation française, 1987. 122p. 24cm. Doc. fr. Rapport juil. 1987
- Commission des Comptes de la Sécurité Sociale.
Rapport sur l'évaluation des mécanismes de la compensation entre régimes de Sécurité sociale. Paris, Documentation Française, 1987. 234 p. 25 cm.
- Critchlow, Donald T./Hawley, Ellis W. ed.
Federal social policy: the historical dimension. University Park, Pennsylvania State Univ. Press, 1988. vi, 206 p. 24 cm.
- Cui, Naifu
Reflections on a social security system with Chinese characteristics. *Internat. Soc. Sec. Rev.* 41(2) 1988, p. 170-75.
- Dominelli, Lena
Thatcher's attack on social security: restructuring social control. *Critical Soc. Poli.* (23) Aut. 1988, p. 46-61.
- Euzeby, Alain
Social security and part-time employment. *Internat. Lab. Rev.* 127(5) 1988, p. 545-57.
- Gilbert, Geoffrey
Toward the welfare state: some British views on the 'right to subsistence,' 1768-1834. *Rev. of Soc. Econ.* 46(2) Oct. 1988, p. 144-63.
- Glazer, Nathan
Limits of social policy. Cambridge, Mass., Harvard U. P. 1988. 215 p. 25 cm.
- Harris, Neville
Social security and the transition to adulthood. *J. of Soc. Poli.* 17(4) Oct. 1988, p. 501-23.
- Hosaka, Tetsuya/Yamazaki, Yasuhiko
Social security in Japan. Tokyo, Foreign Press Center/Japan, 1988. 72 p. 21 cm.
About Japan series 17
- ISSA
Economic and social aspects of social security financing. Geneva, ISSA, 1988. 257 p.

- 24 cm. ISSA. Social security documentation European series #14
- Kilss, Beth/Scheuren, Frederick J.
1973 CPS-IRS-SSA Exact Match Study
(Reprinted from Oct. 1978, p. 14-22). *Soc. Sec. Bull.* 51(7) July 1988, p. 23-31.
- Kreikebohm, Ralf et al.
Geplante Sozialversicherungsausweis—
Kritik am Gesetzentwurf der Bundesregierung—. *Soz. Sicherheit* 37(8/9) Aug./Sept. 1988, p. 232-36.
- MacKenzie, G. A.
Social security issues in developing countries: the Latin American experience. *Staff papers* 35(3) Sept. 1988, p. 496-522.
- Marmor, Theodore/Mashaw, Jerry L. ed.
Social security: beyond the rhetoric of crisis. Princeton, N. J., Princeton Univ. Press, 1988. xvi, 249 p. 25 cm. Studies from the Project on the Federal Social Role.
- Rainwater, Lee et al.
Income packaging in the welfare state: a comparative study of family income. Oxford, Clarendon Pr., 1986. x, 286 p. 24 cm.
- Rathfelder, Martin
How to claim state benefits new ed. Plymouth, Northcote House, 1988. 214 p. 22 cm. How to books
- Schieber, Sylvester J.
First year impact of SSI on economic status of 1973 adult assistance populations (Repr. from Feb. 1978, p. 18-46). *Soc. Sec. Bull.* 51(9) Sept. 1988, p. 19-47.
- Schorr, Alvin Louis, 1921-
Common decency: domestic policies after Reagan. New Haven, Yale Univ. Pr., 1986. x, 246 p. 22 cm.
- Skocpol, Theda
Society without a 'State'? Political organization, social conflict, and welfare provision in the United States. *J. of Pub. Pol.* 7(4) Oct.-Dec. 1987, p. 349-71.
- Van Kersbergen, Kees/Becker, Uwe
Netherlands: a passive social democratic welfare state in a Christian democratic ruled society. *J. of Soc. Poli.* 17(4) Oct. 1988, p. 477-99.
- Weir, Margaret et al. ed.
Politics of social policy in the United States. Princeton, N. J., Princeton Univ. Press, 1988. xiii, 465 p. 24 cm. Studies from the Project on the Federal Social Role.
- ## 社会保険
- Amenta, Edwin/Carruthers, Bruce G.
Formative years of U. S. social spending policies: theories of the welfare states during the Great Depression. *Amer. Sociol. Rev.* 53(5) Oct. 1988, p. 661-78.
- Atkins, G. Lawrence
Spend it or save it?: pension lump-sum distributions and tax reform. Washington, D. C., EBRI, 1986. xviii, 85 p. 28 cm. EBRI-ERF research report.
- Clark, Robert L./McDermed, Ann A.
Pension wealth and job changes: the effects of vesting, portability and lump-sum distributions. *Gerontologist* 28(4) Aut. 1988,

- p. 524-32.
- Ellis, Randall P./McGuire, Thomas G.
Insurance principles and the design of prospective payment systems. *J. of Health Econ.* 7(3) Sept. 1988, p. 215-37.
- Faupel, Georg
Rentenreform: Ungelöste Probleme. *Soz. Sicherheit* 37(10) Okt. 1988, p. 289-94.
- Faupel, Georg
Renterreform: an Prinzipien orientieren. *Soz. Sicherheit* 37(8/9) Aug./Sept. 1988, p. 225-31.
- Frank, Werner
Rolle der Kommunen im System der sozialen Sicherung. *Nachrichten Dienst* 68(10) Okt. 1988, p. 308-14.
- Horlick, Max
Earnings replacement rate of old-age benefits: an international comparison (Repr. from Mar. 1970, p. 3-16). *Soc. Sec. Bull.* 51(8) Aug. 1988, p. 12-26.
- ISSA
Current problems of pension schemes. Geneva, ISSA, 1988. 165 p. 24 cm. ISSA. Studies and research #26.
- Ippolito, Richard A.
Pensions, economics and public policy. Homewood, Ill., Dow Jones-Irwin, 1986. xxiii, 267 p. 24 cm. Pub. for the Pension Research Council.
- Jain, Rita S.
Employer-sponsored dental insurance eases the pain. *Mthly. Lab. Rev.* 111(10) Oct. 1988, p. 18-23.
- Jung, Michael
- Familienlastenausgleich in der Rentenversicherung?: Frauen und Alterssicherung—Thema des sozialpolitischen Kolloquium Berlin. *Rentenversicherung* 29(8) Aug. 1988, p. 144-46.
- Keeler, Emmett B. et al.
Insurance aspects of DRG outlier payments. *J. of Health Econ.* 7(3) Sept. 1988, p. 193-214.
- Mitchell, Olivia S./Luzadis, Rebecca A.
Changes in pension incentives through time. *Indust. & Lab. Rel. Rev.* 42(1) Oct. 1988, p. 100-08.
- Nelson, Jr., William J.
Workers' compensation: 1980-84 benchmark revisions. *Soc. Sec. Bull.* 51(7) July 1988, p. 4-21.
- OECD
Reforming public pensions. Paris, OECD, 1988. 154 p. 27 cm. OECD Social policy studies #5.
- Wachter, Susan M. ed.
Social security and private pensions: providing for retirement in the twenty-first century. Lexington, Lexington Books, 1988. xiv, 232 p. 24 cm.
- Weber, Axel
Neubestimmung der Solidarität im Gesundheitswesen?: die Auswirkungen auf die Finanzierung der Krankenversicherung und die Lage der kranken Versicherten. *Soz. Fortschritt* 37(8) Aug. 1988, p. 173-76.
- Wolfson, Michael C.
Homemaker pensions and lifetime redistribution. *Rev. of Income & Wealth* 34(3)

- Sept. 1988, p. 221-50.
- Zur Verfassungsmäßigkeit unterschiedlicher Beitragssätze in der gesetzlichen. *Soz. Sicherheit* 37(10) Okt. 1988, p. 304-07.
- ## 社会福祉
- Beverly, David P./McSweeney, Edward A.
Social welfare and social justice. Englewood Cliffs, N. J., Prentice-Hall, 1987. xiv, 192 p. 23 cm.
- Butler, Stuart/Kondratas, Anna
Out of the poverty trap: a conservative strategy for welfare reform. New York, Free Press, 1987. vii, 264 p. 25 cm.
- Carson, Edgar/Kerr, Hugh
Social welfare down under. *Critical Soc. Poli.* (23) Aut. 1988, p. 70-82.
- Cox, Enid O. et al.
Social services and intergenerational caregivers: issues for social work. *Soc. Work* 33(5) Sept.-Oct. 1988, p. 430-34.
- Damkowski, Wulf et al.
Sozialstationen: Konzept und Praxis eines Modells ambulanter Versorgung. Frankfurt, Campus, 1988. 287 p. 21 cm. Campus Forschung Bd. 573.
- Ellwood, David T.
Poor support: poverty in the American family. New York, Basic Books, 1988. xii, 271 p. 22 cm.
- Hogan, Patricia Turner/Siu, Sau-Fong
Minority children and the child welfare system: An historical perspective. *Soc. Work* 33(6) Nov.-Dec. 1988, p. 493-98.
- Humphries, Beth
Adult learning in social work education: towards liberation or domestication? *Critical Soc. Poli.* (23) Aut. 1988, p. 4-21.
- Irvine, Jane
Aftercare services. *Child Welfare* 67(6) Nov./Dec. 1988, p. 587-94.
- Kadushin, Alfred/Martin, Judith A.
Child welfare services 4th ed. New York, Macmillan, 1988. xv, 784 p. 27 cm.
- Kerns, Wilmer L./Glanz, Milton P.
Private social welfare expenditures, 1972-85. *Soc. Sec. Bull.* 51(8) Aug. 1988, p. 3-10.
- MacPherson, Stewart
Studies in international social policy and welfare 3: Five hundred million children; poverty and child welfare in the Third World. Brighton, Wheatsheaf, 1987. xiv, 226 p. 22 cm.
- Mackintosh, Maureen/Wuyts, Marc
Accumulation, social services and socialist transition in the Third World: reflections on decentralised planning based on the Mozambican experience. *J. of Devel. Studies* 24(4) July 1988, p. 136-79.
- Meacham, Standish
Toynbee Hall and social reform, 1880-1914: the search for community. New Haven, Yale Univ. Pr., 1987. xiii, 211 p. 25 cm.
- Meston, John
Preparing young people in Canada for emancipation from child welfare care. *Child Welfare* 67(6) Nov./Dec. 1988, p. 625-34.
- Müller, Wolfgang

- Rehabilitationsmaßnahmen 1986. *Wirtschaft & Statistik* 8/1988, p. 554-59.
- Novak, Michael et al.
New consensus on family and welfare. Milwaukee, Marquette Univ., 1987. xvi, 143 p. 24 cm. Report of the Working Seminar on Family and American Welfare Policy.
- Parry, Joan K./Smith, Michael J.
Study of social workers' job satisfaction as based on an optimal model of care for the terminally ill. *J. of Soc. Ser. Res.* 11(1) 1987, p. 39-58.
- Pecora, Peter J./Hunter, Jeff
Performance appraisal in child welfare: comparing the MBO and BARS methods. *Admin. in Soc. Work* 12(1) 1988, p. 55-72.
- Petr, Christopher G.
Worker-client relationship: a general systems perspective. *Soc. Casework* 69(10) Dec. 1988, p. 620-26.
- Ratzke, Erwin
Arbeiterwohlfahrt und Selbsthilfe: zur historischen Entwicklung ihres Verhältnisses zur sozialen Selbsthilfe und ihrer aktuellen Einstellung zu Selbst-hilfegruppen. *Soz. Fortschritt* 37(8) Aug. 1988, p. 183-88.
- Rauch, Julia B.
Social work and the genetics revolution: genetic services. *Soc. Work* 33(5) Sept.-Oct. 1988, p. 389-95.
- Report of the Disability Advisory Council: executive summary. *Soc. Sec. Bull.* 51(9) Sept. 1988, p. 13-17.
- Walker, Robert/Lawton, Dorothy
Social assistance and territorial justice: the example of single payments. *J. of Soc. Poli.* 17(4) Oct. 1988, p. 437-76.
- Wedel, Kenneth R./Colston, Stephenie W.
Performance contracting for human services: issues and suggestions. *Admin. in Soc. Work* 12(1) 1988, p. 73-87.

高齢者問題

- Becker, Gaylene/Kaufman, Sharon
Old age, rehabilitation, and research: a review of the issues. *Gerontologist* 28(4) Aut. 1988, p. 459-68.
- Conway, Pat
Losses and grief in old age. *Soc. Casework* 69(9) Nov. 1988, p. 541-49.
- Crichton, Jean
Age care sourcebook: a resource guide for the aging and their families. New York, Simon & Schuster, 1987. 335 p. 28 cm. Fireside book.
- Delpérée, N.
Protection juridique des personnes âgées. *Rev. belge de Séc. soc.* 30(1-2) jan.-fév. 1988, p. 3-82.
- Gerontological Society of America, 41st Annual Scientific Meeting, 1988.
Aging in tomorrow's world. *Gerontologist* 28 (special issue) Oct. 1988. x1, 56, 324 p.
- Gilbert, Patricia
Guide to positive retirement. London, Grafton, 1988. 187 p. 22 cm.
- Hughes, Beverley/Wilkin, David

- Physical care and quality of life in residential homes. *Ageing & Soc.* 7(4) Dec. 1987, p. 399-425.
- Lewis, Jane/Meredith, Barbara
Daughters caring for mothers: the experience of caring and its implications for professional helpers. *Ageing & Soc.* 8(1) Mar. 1988, p. 1-21.
- McCallum, John
Japanese Teinen Taishoku: how cultural values affect retirement. *Ageing & Soc.* 8(1) Mar. 1988, p. 23-41.
- Møller, Iver Hornemann
Early retirement in Denmark. *Ageing & Soc.* 7(4) Dec. 1987, p. 427-43.
- OECD
Ageing populations: the social policy implications. Paris, OECD, 1988. 90 p. 27 cm.
- Oriol, William E. compl.
Federal public policy on aging since 1960: an annotated bibliography. New York, Greenwood Press, 1987. xiv, 127 p. 25 cm. Bibliographies and indexes in gerontology No. 5.
- Starrett, Richard A. et al.
Social services utilisation behaviour of USA mainland Puerto Rican elderly: a causal model. *Ageing & Soc.* 7(4) Dec. 1987, p. 445-58.
- Thane, Pat
Growing burden of an ageing population?. *J. of Pub. Pol.* 7(4) Oct.-Dec. 1987, p. 373-87.
- United Nation. Office at Vienna. Centre for Social Development and Humanitarians Affairs.
- Handbook of organizations active in the field of aging. New York, United Nations, 1988. iii, 133 p. 30 cm. ST/CSDHA-1
- Voges, Wolfgang/Pongratz, Hannelore
Retirement and the lifestyles of older women. *Ageing & Soc.* 8(1) Mar. 1988, p. 63-84.
- Williams, T. Franklin
Research and care: essential partners in aging. *Gerontologist* 28(5) Oct. 1988, p. 579-85.
- 保健・医療**
- Baxter, Carol/Baxter, David
Racial inequalities in health: a challenge to the British National Health Service. *Internat. J. of Health Services* 18(4) 1988, p. 563-71.
- Beske, F. et al.
Hospital financing systems: report on two WHO workshops. Kiel, Institute for Health Systems Research, 1987. 370 p. 24 cm.
- Bloom, Jill
HMOs: what they are, how they work, and which one is best for you. Tucson, Ariz., Body Press, 1987. ix, 277 p. 22 cm.
- Enthoven, Alain C.
Theory and practice of managed competition in health care finance. Amsterdam, North-Holland. 1988. xii, 162 p. 20 cm. Lectures in economics: theory, institution, policy v. 9

- Fishert, Mike
Guardianship under the mental health legislation: a review. *J. of Soc. Welfare Law* (5) 1988, p. 316-27.
- Garfinkel, Steven A. et al.
High-cost users of medical care. *Health Care Financing Rev.* 9(4) Summer 1988, p. 41-52.
- Gustavsen, Björn
Democratizing occupational health: the Scandinavian experience of work reform. *Internat. J. of Health Services* 18(4) 1988, p. 675-89.
- Harrington, Charlene et al.
Nursing home bed capacity in the States, 1978-86. *Health Care Financing Rev.* 9(4) Summer 1988, p. 81-97.
- Lequet, Diane et al.
Dossier: les professions de santé. *Solidarité santé* (3) 1988, mai-juin, 114 p.
- Müller, Wolfgang
Ausgaben für Gesundheit 1986. *Wirtschaft & Statistik* 8/1988. p. 546-53.
- Neseker, Herbert
Ist der Pflegenotstand beseitigt?: die Pflegeabsicherung in der Debatte um die Gesundheitsreform 1988. *Nachrichten Dienst* 68(10) Okt. 1988, p. 314-22.
- Noether, Monica
Competition among hospitals. *J. of Health Econ.* 7(3) Sept. 1988, p. 259-84.
- Ohsfeldt, Robert L.
Effect of AMA membership on physicians' earnings. *Indust. & Lab. Rel. Rev.* 42(1) Oct. 1988, p. 20-33.
- Ritzer, George/Walczak, David
Rationalization and the deprofessionalization of physicians. *Soc. Forces* 67(1) Sept. 1988, p. 1-22.
- Rosenbach, Margo L. et al.
Physician participation in alternative health plans. *Health Care Financing Rev.* 9(4) Summer 1988, p. 63-79.
- Rosenberg, Charles E.
Care of strangers: the rise of America's hospital system. New York, Basic Bks., 1987. x, 437 p. 24 cm.
- Simpson, Kit N./Veney, James E.
National indicators for health for all. *Soc. Indicator Res.* 20(5) Oct. 1988, p. 533-48.
- Stähli, Ingemar
Can health care costs be controlled?: a study in production and development in health care. Lund, Sw., Dialogos, 1986. 163 p. 23 cm.
- Tsalikis, George
Evaluation of the socialist health policy in Greece. *Internat. J. of Health Services* 18(4) 1988, p. 543-61.
- Viehwes, Herbert ed.
Medical manpower in the European Community. Berlin, Springer, 1988. xii, 237 p. 25 cm.
- WHO Expert Committee on the Role of Hospitals at the First Referral Level.
Hospitals and health for all. Geneva, WHO, 1987. 82 p. 21 cm. WHO technical report series #744.
- Widgery, David
National health: a radical perspective.

London, Hogarth Pr., 1988. xvi, 205 p.
22 cm. Hogarth Pr. Current affairs.

雇用と失業

Falaris, Evangelos M.

Migration and wages of young men. *J. of Human Resources* 23(4) Fall 1988, p. 514-34.

Ferris, James M.

Public spending and employment effects of local service contracting. *Nat. Tax J.* 41(2) June 1988, p. 209-17.

Gregory, Paul, R./Collier, Jr., Irwin L.

Unemployment in the Soviet Union: evidence from the Soviet interview project. *Amer. Econ. Rev.* 78(4) Sept. 1988, p. 613-32.

Gupta, Manash Ranjan

Migration, welfare, inequality and shadow wage. *Oxford Econ. Papers* 40(3) Sept. 1988, p. 477-86.

Haveman, Robert et al.

Labor market behavior of older men. *J. of Pub. Econ.* 36(2) July 1988, p. 153-75.

Hoggett, Paul/McGill, Ian

Labourism: means and ends. *Critical Soc. Poli.* (23) Aut. 1988, p. 22-33.

Johnson, William R./Skinner, Jonathan

Accounting for changes in the labor supply of recently divorced women. *J. of Human Resources* 23(4) Fall 1988, p. 417-36.

Kola, Lenore A./Dunkle, Ruth E.

Eldercare in the workplace. *Soc. Casework* 69(9) Nov. 1988, p. 569-74.

Kurzer, Paulette

Politics of central banks: austerity and unemployment in Europe. *J. of Pub. Pol.* 8(1) Jan.-Mar. 1988, p. 21-48.

Loveman, Gary W./Tilly, Chris

Good jobs or bad jobs?: evaluating the American job creation experience. *Internat. Lab. Rev.* 127(5) 1988, p. 593-611.

Ohta, Toshiaki

Works rules in Japan. *Internat. Lab. Rev.* 127(5) 1988, p. 627-39.

Pursey, Stephen/Howard, James

International co-operation for development, employment and an end to poverty: trade union responses to the structural adjustments of the 1980s. *Lab. & Soc.* 13(3) July 1988, p. 229-47.

Sukharev, A. Y.

Legal education of workers and managers in the USSR. *Internat. Lab. Rev.* 127(5) 1988, p. 613-26.

Townsend, Peter et al.

Poverty and labour in London: interim report of a centenary survey. London, Low Pay Unit, 1987. 134 p. 21 cm. Survey of Londoners' living standards #1.

Wikeley, N. J.

Migrant workers and unemployment benefit in the European Community. *J. of Soc. Welfare Law* (5) 1988, p. 300-15.

貧困問題

Coe, Richard D.

Longitudinal examination of poverty in

the elderly years. *Gerontologist* 28(4) Aut.
1988, p. 540-44.

Deacon, Alan/Bradshaw, Jonathan

Reserved for the poor: the means test in British social policy. Oxford, Blackwell, 1983. vi, 228 p. 22 cm. Aspects of social policy.

Desai, Meghnad/Shah, Anup

Econometric approach to the measurement of poverty. *Oxford Econ. Papers* 40(3) Sept. 1988, p. 505-22.

Fedyk, Frank/Zeesman, Allen

Size and distribution of the poverty gap in Canada: a micro analysis of variations among demographic groups. *Rev. of Income & Wealth* 34(3) Sept. 1988, p. 275-88.

Hagenaars, Aldi/De Vos, Klaas

Definition and measurement of poverty. *J. of Human Resources* 23(2) Spring 1988, p. 211-21.

Kapteyn, Arei et al.

Some methodological issues in the implementation of subjective poverty definitions. *J. of Human Resources* 23(2) Spring 1988, p. 222-42.

Lewis, G. W. /Voph, D. T.

Poverty, inequality and welfare. *Econ. J.* 98(390) Conference 1988, p. 117-31.

Sawhill, Isabel V.

Poverty in the U. S.: why is it so persistent? *J. of Econ. Lit.* 26(3) Sept. 1988, p. 1073-119.

家族問題

Apps, Patricia F./Rees, Ray

Taxation and the household. *J. of Pub. Econ.* 35(3) Apr. 1988, p. 355-69.

Blau, David M./Robins, Philip K.

Child-care costs and family labor supply. *Rev. of Econ. & Statist.* 70(3) Aug. 1988, p. 374-81.

Blau, David M. et al.

Schooling and earnings distributions with endogenous labour force participation, marital status and family. *Economica* 55(219) Aug. 1988, p. 297-316.

Datcher-Loury, Linda

Effects of mother's home time on children's schooling. *Rev. of Econ. & Statist.* 70(3) Aug. 1988, p. 367-73.

Hoffman, Saul D./Duncan, Greg J.

Comparison of choice-based multinomial and nested logit models: the family structure and welfare use decisions of divorced or separated women. *J. of Human Resources* 23(4) Fall 1988, p. 550-62.

Japan. Prime Minister's Office. Youth Affairs Administration.

Japanese children and their fathers: a comparison with the United States and West Germany. Tokyo, Youth Affairs Admin., 1988. 60 p. 26 cm.

Lequet, Diane et al.

Dossier: familles et politiques familiales. *Solidarité santé* (4) 1988. juil.-août, 126 p.

Noch, Steven L./Kingston, Paul William

- Time with children: the impact of couples' work-time commitments. *Soc. Forces* 67(1) Sept. 1988, p. 59-85
- Phillips, Joan
Policing the family: social control in Thatcher's Britain. London. Junius, 1988. 112 p. 21 cm.
- Roll, Jo
Measuring family income: a recent controversy in the use of official statistics. *Soc. Poli. & Admin.* 22(2) Aug. 1988, p. 134-49.
- Troll, Lillian E.
New thoughts in old families. *Gerontologist* 28(5) Oct. 1988, p. 579-85.
- Witte, James/Lahmann, Herbert
Formation and dissolution of one-person households in the United States and West Germany. *Sociol. & Soc. Res.* 73(1) Oct. 1988, p. 31-42.

統計類

- Bundesminister für Jugend, Familie, Frauen und Gesundheit.
Daten des Gesundheitswesens—Auszgabe 1987. Stuttgart, Kohlhammer, 1987. 352 p. 26 cm. Schriftenreihe des BMJFFG Bd. 157.
- Central Statistical Office
United Kingdom national accounts 1988 ed., London, HMSO, 1988. vi, 140 p. 30 cm. Editor: F. Hackman.
- Korea Medical Insurance Corporation
Medical insurance statistical yearbook '87 #9. (Seoul), 1988. 374 p. 26 cm.

- Statistisches Bundesamt
Statistisches Jahrbuch 1988 für die Bundesrepublik Deutschland. Stuttgart, Kohlhammer, 1988. 784 p. 26 cm.
- U. N. Dept. of Internat. Econ. and Soc. Affairs.
World economic survey 1988: current trends and policies in the world economy. New York, United Nations, 1988. ix, 174 p. 28 cm. E/1988/50 ST/ESA/205.
- United Nations
National accounts statistics: analysis of main aggregates, 1985. New York, U. N., 1988. xviii, 420 p. 29 cm. ST/ESA/STAT/SER. X/10.

その他

- Blundell, Richard et al.
Modelling the take-up of means-tested benefits: the case of housing benefit in the United Kingdom. *Econ. J.* 98(390) Conference 1988, p. 58-74.
- Christie, Ian
Cleaning up a continent: environmental policy in Eastern and Western Europe. *Policy Studies* 9(1) July 1988, p. 16-30.
- Forest, Ray/Murie, Alan
Social division of housing subsidies. *Critical Soc. Poli.* (23) Aut. 1988, p. 83-93.
- Gergely, Attila ed.
Almanach of the Institute of Sociology of the Hungarian Academy of Sciences. Budapest, ISHAS, 1988. 163 p. 24 cm.
- Lundqvist, Lennart J.

- Privatization: towards a concept for comparative policy analysis. *J. of Pub. Pol.* 8(1) Jan.-Mar. 1988, p. 1-19.
- Melvin, Patricia Mooney ed. American community organizations: a historical dictionary. New York, Greenwood Press, 1986. xvi, 236 p. 25 cm.
- Munro, Moira Housing wealth and inheritance. *J. of Soc. Poli.* 17 (4) Oct. 1988, p. 417-36.

編 集 後 記

- 一国の経済にとっても、一庶民の家計にとっても、税制の影響は大きいものです。3%の消費税の行く末はどうなるのでしょうか？福祉社会の税制はどうあるべきか、難題ですが、やはりここらで勉強しなければならないと痛感します。
- 本号の税制改革特集を是非ご参考に！
- 申しあげましたが、今回より編集幹事が交代いたしました。本誌が情報誌としての機能を充分果たすように、そして読みやすく、わかりやすい、よりソフトな季刊誌をめざして、努力して参りたいと思います。読者の皆様からのご意見やご感想を、お待ちしております。
- いよいよ夏も本番、日本でもヨーロッパ並みに長期休暇をとれるように、法律を定めて欲しいものです。皆がそうすれば、企業の競争条件も公平ですから、文句も出ないでしょう。健康人間が増えれば、医療費も減るでしょう。みんな本当は、内心そう思っているのに……。

では次号をお楽しみに、皆様も良い夏休みをお過し下さい！

(M)

編集委員長 小山路男（社会保障研究所長）

編集委員 京極高宣（日本社会事業大学教授）
郡司篤晃（東京大学教授）
地主重美（千葉大学教授）
高藤昭（法政大学教授）
野口悠紀雄（一橋大学教授）
福武直（東京大学名誉教授）
保坂哲哉（上智大学教授）

三浦文夫（日本社会事業大学教授）
村上雅子（国際基督教大学教授）
宮澤健一（一橋大学名誉教授）
庭田範秋（慶應義塾大学教授）
堀勝洋（社会保障研究所調査部長）
三上英美子（社会保障研究所研究員）
下夷美幸（社会保障研究所研究員）

海外社会保障情報 No. 87

平成元年6月26日発行

定価1,340円(本体1,301円)

(送料210円)

編集・発行 社会保障研究所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号
(赤坂2丁目アネックスビル内)

電話 03 (589) 1381

製作・発売 第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山2丁目11番17号

電話 03 (404) 2251 (大代表)

振替口座 東京 3-133197